

事業カルテ(使用料)

資料3

担当課 生涯学習課

施設名	たけまるホール
-----	---------

1 施設の概要

開設年度	昭和56 年度	※「4 事業の沿革、変遷等」にも記載してください。	
設置目的	(当該施設を運営することによって何をめざすのか) 生涯学習の推進により、市民の芸術文化の向上と福祉の増進を図るとともに、市民相互の連帯感を育成し、ふれあい豊かな地域社会に寄与することを目的に設置され、市民の多様な学習に対応する場所として、あるいは、市民グループが開催する展示会やコンサート等の発表の場として、本市の生涯学習の拠点となる。		
運営形態	<input type="checkbox"/> 直営		
	<input checked="" type="checkbox"/> 指定管理		
	指定管理者	よしもと・南海共同事業体	
	指定管理期間	平成28年4月1日～令和3年3月31日	
	<input type="checkbox"/> 運営委託		
他市の状況	<input type="checkbox"/> 他市では同様の施設がない。		
	<input type="checkbox"/> 他市でも同様の施設は少ない。		
	<input checked="" type="checkbox"/> 全ての市ではないが、多くの市に同様の施設がある。		
	<input type="checkbox"/> 全ての市に同様の施設がある。		
施設規模	使用区分	延床面積	利用可能人数
	大ホール(全体)	842	928
	ホワイエ	171	
	楽屋1	32	
	楽屋2	32	
	小ホール(全体)	129	110
	研修室1	44	18
	研修室2	42	18
	研修室3	84	42
	研修室4	38	16
	研修室5	28	12
	研修室6	80	40
	多目的室	52	25
	調理室	87	36
	和室A	22	
和室B	28		
和室C	28		

使用区分	利用年度	開館日数	利用実績			
			1日あたりの稼働率	うち減免を除く稼働率	1年間あたりの稼働率	うち減免を除く稼働率
大ホール	平成28年度	310			33.4%	21.0%
	平成29年度	309			34.3%	17.7%
	平成30年度	310			32.0%	21.1%
ホワイエ	平成28年度	310			5.5%	5.2%
	平成29年度	309			4.5%	4.2%
	平成30年度	310			6.5%	5.7%
楽屋1	平成28年度	310			28.6%	7.9%
	平成29年度	309			32.0%	5.0%
	平成30年度	310			29.9%	8.8%
楽屋2	平成28年度	310			27.5%	7.6%
	平成29年度	309			30.8%	4.8%
	平成30年度	310			29.0%	8.2%
小ホール	平成28年度	310			70.1%	48.3%
	平成29年度	309			60.2%	37.9%
	平成30年度	310			69.9%	45.6%
研修室1	平成28年度	310			57.6%	43.1%
	平成29年度	309			59.4%	42.7%
	平成30年度	310			58.2%	41.7%
研修室2	平成28年度	310			52.5%	39.4%
	平成29年度	309			54.5%	39.7%
	平成30年度	310			54.7%	41.0%

利用 状況	研修室3	平成28年度	310					51.0%	24.7%		
		平成29年度	309					50.6%	25.9%		
		平成30年度	310					53.7%	29.0%		
	研修室4	平成28年度	310					59.8%	47.7%		
		平成29年度	309					65.2%	50.7%		
		平成30年度	310					62.1%	46.7%		
	研修室5	平成28年度	310					75.2%	63.4%		
		平成29年度	309					74.4%	61.7%		
		平成30年度	310					70.5%	62.5%		
	研修室6	平成28年度	310					59.8%	47.7%		
		平成29年度	309					58.6%	25.4%		
		平成30年度	310					70.5%	27.8%		
	多目的室	平成28年度	310					72.5%	56.5%		
		平成29年度	309					77.7%	56.5%		
		平成30年度	310					77.3%	60.1%		
	調理室	平成28年度	310					36.3%	11.1%		
		平成29年度	309					38.6%	10.5%		
		平成30年度	310					40.5%	10.1%		
	和室A	平成28年度	310					49.2%	35.0%		
		平成29年度	309					53.4%	36.7%		
		平成30年度	310					53.2%	42.1%		
和室B	平成28年度	310					36.9%	22.6%			
	平成29年度	309					35.7%	18.7%			
	平成30年度	310					35.6%	29.5%			
和室C	平成28年度	310					49.4%	35.2%			
	平成29年度	309					55.1%	38.3%			
	平成30年度	310					55.0%	41.4%			
コスト 状況	収入(千円)							支出(千円)			収入/支出
	年度	市が徴収		指定管理者が徴収(貸館)				修繕費	施設管理 費・指定管 理料	市債償還 金	
		貸館	イベント等	第三者から徴収		自主事業					
	市に納入			指定管理 者の収入	市に納入 ※1	指定管理者 の収入※2					
	平成28年度			11,444				70,312	7,539	14.7%	
	合計	0		11,444				77,851			
	平成29年度			10,631			210	69,995	7,523	13.7%	
	合計	0		10,631				77,728			
	平成30年度			11,448				69,928	7,511	14.8%	
	合計	0		11,448				77,439			

※指定管理者による自主事業に係る収支は原則として除いてください。ただし、自主事業に係る収入のうち、施設利用料として指定管理者が市に納入する部分の額があれば当該金額を「指定管理者が徴収」の自主事業※1欄に記入してください。また、利用料金制を採用している場合は、施設使用料に該当する額を※2欄に記入してください。

2 使用料の概要

根拠法令	生駒市生涯学習施設条例第12条
積算根拠	各館の維持管理経費の合計額を各館の施設専用面積に年間使用可能時間数を乗じた合計で割り、1㎡・1時間当たりの使用料を算出し、単価とする。なお、ホール等については、音響照明業務にかかる委託料が別途必要なため、その合計額を総ホール面積と年間使用時間数で割り、ホール上乘せの単価としている。 単価の計算式は、各館の維持管理経費の合計額÷(各館施設専用使用面積×年間使用可能時間数の合計)=1㎡・1時間当たり単価 ホール上乘せ単価の計算式は、各館音響照明業務にかかる委託料の合計÷(各館音響照明対象面積×年間使用時間数)の合計=1㎡・1時間当たり単価
条例で定めた使用料を徴収しているか	<input type="checkbox"/> 徴収している <input checked="" type="checkbox"/> 徴収していない 徴収していない理由 平成25年度に夜間使用を午後9時までだったのを午後10時まで延長したが、市民の利用機会拡充や市民サービス向上のため、延長に伴う施設利用料金は条例上の利用料金の上限額ではなく、従来の午後9時までの利用料金に据え置いた。(夜間割引)

3 使用料の課題(料金設定、時間区分、市内・市外の使用料等について、現在生じている課題、今後継続するに当たり懸念される課題)とその改善策

<ul style="list-style-type: none"> 平成22年4月に使用料の見直しを行って以来9年以上が経過しているが、それ以降の使用料の改定は、平成26年4月の消費税率改定に伴うもの以外は行っていない。 しかし、指定管理者制度の導入など施設運営を取り巻く状況も一定変化しており、使用料の算出の考え方についても、本市では「減価償却費」や「施設運営にかかる人件費」を反映しないものとしているが、近年の他自治体における施設使用料の見直しにおいてこれらの経費も反映させようとして施設の公共性・収益性を踏まえ利用者負担の割合を定めて算出するという考え方を示した自治体もある(例:香芝市、静岡県富士市、大阪市など)ことから、改めて本市としての考え方も整理する必要があると考える。 あわせて、たけまるホールについては平成25年度に一部改修(増築)により面積に変動が生じているが、使用料への反映ができていない。
--

4 事業・使用料の沿革、変遷等

<ul style="list-style-type: none"> 昭和56年7月 現施設(当時「中央公民館」)開館 平成22年4月 使用料金の改定(H21年度「生駒市社会教育施設使用料等の取り扱いについての基本方針」に基づく) 平成24年3月 「たけまるホール」に名称変更 平成24年7月 指定管理者による管理開始(JTB・南海グループ。平成28年4月以降はよしもと・南海共同事業体) 平成25年3月～12月 増築・改修・耐震改修工事実施
--

【使用料診断】

使用料の今後の方向性	<input checked="" type="checkbox"/> 見直し	<input type="checkbox"/> 現状で継続
------------	---	--------------------------------



【使用料の見直し案】

受益者負担の改善	上記の状況を踏まえ、一定の見直しが必要である。 ただし、見直しにあたっては市全体としての受益者負担の考え方の整理を行ったうえで進めていく必要があると考える。
その他の改善	特になし

【総合所見】

--

事業カルテ(使用料)

担当課 生涯学習課

施設名 やまびこホール

1 施設の概要

開設年度	平成 5 年度		※「4 事業の沿革、変遷等」にも記載してください。						
設置目的	(当該施設を運営することによって何をめざすのか) 生涯学習の推進により、市民の芸術文化の向上と福祉の増進を図るとともに、市民相互の連帯感を育成し、ふれあい豊かな地域社会に寄与することを目的に設置され、市民の多様な学習に対応する場所として、あるいは、市民グループが開催する展示会やコンサート等の発表の場として、本市の生涯学習の拠点となる。								
運営形態	<input type="checkbox"/> 直営								
	<input checked="" type="checkbox"/> 指定管理								
	指定管理者	やまびこホール管理組合							
	指定管理期間	平成28年4月1日～令和3年3月31日							
	<input type="checkbox"/> 運営委託								
他市の状況	<input type="checkbox"/> 他市では同様の施設がない。								
	<input type="checkbox"/> 他市でも同様の施設は少ない。								
	<input checked="" type="checkbox"/> 全ての市ではないが、多くの市に同様の施設がある。								
	<input type="checkbox"/> 全ての市に同様の施設がある。								
施設規模	使用区分	延床面積		利用可能人数					
	集会室	103		100					
	和室	52							
利用状況	使用区分	利用年度	開館日数	利用実績					
				1日あたりの稼働率	うち減免を除く稼働率	1年間あたりの稼働率	うち減免を除く稼働率		
	集会室	平成28年度	245		1.5%	0.0%			
		平成29年度	242		5.8%	0.0%			
		平成30年度	244		1.5%	0.0%			
	和室	平成28年度	245		5.4%	3.8%			
		平成29年度	242		5.4%	4.2%			
平成30年度		244		4.2%	3.9%				
コスト状況	年度	収入(千円)				支出(千円)			収入/支出
		市が徴収		指定管理者が徴収(貸館)		修繕費	施設管理費・指定管理料	市債償還金	
		貸館	イベント等	第三者から徴収	自主事業				
			市に納入	指定管理者の収入	市に納入 ※1	指定管理者の収入 ※2			
	平成28年度	36					50	577	5.7%
	合計	36					0	627	
	平成29年度	36					20	568	6.1%
	合計	36					0	588	
	平成30年度	33					17	628	5.1%
	合計	33					0	645	

※指定管理者による自主事業に係る収支は原則として除いてください。ただし、自主事業に係る収入のうち、施設利用料として指定管理者が市に納入する部分の額があれば当該金額を「指定管理者が徴収」の自主事業※1欄に記入してください。また、利用料金制を採用している場合は、施設使用料に該当する額を※2欄に記入してください。

2 使用料の概要

根拠法令	生駒市生涯学習施設条例第12条
積算根拠	各館の維持管理経費の合計額を各館の施設専用面積に年間使用可能時間数を乗じた合計で割り、1㎡・1時間当たりの使用料を算出し、単価とする。なお、ホール等については、音響照明業務にかかる委託料が別途必要なため、その合計額を総ホール面積と年間使用時間数で割り、ホール上乗せの単価としている。 単価の計算式は、各館の維持管理経費の合計額÷(各館施設専用使用面積×年間使用可能時間数の合計)=1㎡・1時間当たり単価 ホール上乗せ単価の計算式は、各館音響照明業務にかかる委託料の合計÷(各館音響照明対象面積×年間使用時間数)の合計=1㎡・1時間当たり単価
条例で定めた使用料を徴収しているか	<input checked="" type="checkbox"/> 徴収している <input type="checkbox"/> 徴収していない 徴収していない理由

3 使用料の課題(料金設定、時間区分、市内・市外の使用料等について、現在生じている課題、今後継続するに当たり懸念される課題)とその改善策

<p>平成22年4月に使用料の見直しを行って以来9年以上が経過しているが、それ以降の使用料の改定は、平成26年4月の消費税率改定に伴うもの以外は行っていない。</p> <p>しかし、指定管理者制度の導入など施設運営を取り巻く状況も一定変化しており、使用料の算出の考え方についても、本市では「減価償却費」や「施設運営にかかる人件費」を反映しないものとしているが、近年の他自治体における施設使用料の見直しにおいてこれらの経費も反映させたいという施設の公共性・収益性を踏まえ利用者負担の割合を定めて算出するという考え方を示した自治体もある(例:香芝市、静岡県富士市、大阪市など)ことから、改めて本市としての考え方も整理する必要があると考える。</p> <p>やまびこホールについては施設の稼働率が極めて低いという課題がある。</p>

4 事業・使用料の沿革、変遷等

<ul style="list-style-type: none"> 平成5年4月 南地区公民館別館として開館 平成19年4月 「中央公民館南別館」に名称変更、指定管理者による管理開始(南別館管理組合) 平成22年4月 使用料金の改定(H21年度「生駒市社会教育施設使用料等の取り扱いについての基本方針」に基づく) 平成24年3月 「やまびこホール」に名称変更
--

【使用料診断】

使用料の今後の方向性	<input checked="" type="checkbox"/> 見直し <input type="checkbox"/> 現状で継続
------------	--



【使用料の見直し案】

受益者負担の改善	上記の状況を踏まえ、一定の見直しが必要である。 ただし、見直しにあたっては市全体としての受益者負担の考え方の整理を行ったうえで進めていく必要があると考える。 (あわせて、本施設については立地等の関係もあり稼働率が極めて低いことも踏まえて検討が必要)
その他の改善	特になし

【総合所見】

Content for the 'Overall Findings' section
--

事業カルテ(使用料)

担当課 生涯学習課

施設名	鹿ノ台ふれあいホール
-----	------------

1 施設の概要

開設年度	昭和55年度	※「4 事業の沿革、変遷等」にも記載してください。								
設置目的	(当該施設を運営することによって何をめざすのか) 生涯学習の推進により、市民の芸術文化の向上と福祉の増進を図るとともに、市民相互の連帯感を育成し、ふれあい豊かな地域社会に寄与することを目的に設置され、市民の多様な学習に対応する場所として、あるいは、市民グループが開催する展示会やコンサート等の発表の場として、本市の生涯学習の拠点となる。									
運営形態	<input type="checkbox"/> 直営									
	<input checked="" type="checkbox"/> 指定管理									
	指定管理者	よしもと・南海共同事業体								
	指定管理期間	平成28年4月1日～令和3年3月31日								
	<input type="checkbox"/> 運営委託									
他市の状況	<input type="checkbox"/> 他市では同様の施設がない。									
	<input type="checkbox"/> 他市でも同様の施設は少ない。									
	<input checked="" type="checkbox"/> 全ての市ではないが、多くの市に同様の施設がある。									
	<input type="checkbox"/> 全ての市に同様の施設がある。									
施設規模	使用区分	延床面積			利用可能人数					
	大集会室	222			200					
	小集会室	49			36					
	和室A	50			30					
	和室B	25			10					
	和室C	31			15					
	和室D	29			10					
利用状況	使用区分	利用年度	開館日数	利用実績						
				1日あたりの稼働率	うち減免を除く稼働率	1年間あたりの稼働率	うち減免を除く稼働率			
	大集会室	平成28年度	311			54.6%	48.9%			
	大集会室	平成29年度	310			58.3%	53.1%			
	大集会室	平成30年度	311			57.6%	53.2%			
	小集会室	平成28年度	311			43.9%	39.7%			
	小集会室	平成29年度	310			40.5%	34.1%			
	小集会室	平成30年度	311			41.0%	37.4%			
	和室A	平成28年度	311			43.5%	40.9%			
	和室A	平成29年度	310			41.4%	37.4%			
	和室A	平成30年度	311			32.4%	30.2%			
	和室B	平成28年度	311			22.4%	20.2%			
	和室B	平成29年度	310			22.4%	18.6%			
	和室B	平成30年度	311			20.1%	17.3%			
	和室C	平成28年度	311			32.3%	30.9%			
	和室C	平成29年度	310			31.6%	28.8%			
	和室C	平成30年度	311			31.6%	30.2%			
	和室D	平成28年度	311			33.8%	26.5%			
	和室D	平成29年度	310			28.5%	18.9%			
	和室D	平成30年度	311			29.7%	25.3%			
コスト状況	年度	収入(千円)					支出(千円)			収入/支出
		市が徴収		指定管理者が徴収(貸館)			修繕費	施設管理費・指定管理料	市債償還金	
	貸館	イベント等	第三者から徴収		自主事業	市債償還金				市債償還金
			市に納入	指定管理者の収入	市に納入※1		指定管理者の収入※2			
	平成28年度			3,247			25,502		12.7%	
	合計	0		3,247			25,502			
	平成29年度			3,246			25,458		12.8%	
	合計	0		3,246			25,458			
	平成30年度			3,287			25,391		12.9%	
	合計	0		3,287			25,391			

※指定管理者による自主事業に係る収支は原則として除いてください。ただし、自主事業に係る収入のうち、施設利用料として指定管理者が市に納入する部分の額があれば当該金額を「指定管理者が徴収」の自主事業※1欄に記入してください。また、利用料金制を採用している場合は、施設使用料に該当する額を※2欄に記入してください。

2 使用料の概要

根拠法令	生駒市生涯学習施設条例第12条
積算根拠	各館の維持管理経費の合計額を各館の施設専用面積に年間使用可能時間数を乗じた合計で割り、1㎡・1時間当たりの使用料を算出し、単価とする。なお、ホール等については、音響照明業務にかかる委託料が別途必要なため、その合計額を総ホール面積と年間使用時間数で割り、ホール上乗せの単価としている。 単価の計算式は、各館の維持管理経費の合計額÷(各館施設専用使用面積×年間使用可能時間数の合計)=1㎡・1時間当たり単価 ホール上乗せ単価の計算式は、各館音響照明業務にかかる委託料の合計÷(各館音響照明対象面積×年間使用時間数)の合計=1㎡・1時間当たり単価
条例で定めた使用料を徴収しているか	<input type="checkbox"/> 徴収している
	<input checked="" type="checkbox"/> 徴収していない
	徴収していない理由 平成25年度に夜間使用を午後9時までだったのを午後10時まで延長したが、市民の利用機会拡充や市民サービス向上のため、延長に伴う施設利用料金は条例上の利用料金の上限額ではなく、従来の午後9時までの利用料金に据え置いた。(夜間割引)

3 使用料の課題(料金設定、時間区分、市内・市外の使用料等について、現在生じている課題、今後継続するに当たり懸念される課題)とその改善策

・平成22年4月に使用料の見直しを行って以来9年以上が経過しているが、それ以降の使用料の改定は、平成26年4月の消費税率改定に伴うもの以外に行っていない。
・しかし、指定管理者制度の導入など施設運営を取り巻く状況も一定変化しており、使用料の算出の考え方についても、本市では「減価償却費」や「施設運営にかかる人件費」を反映しないものとしているが、近年の他自治体における施設使用料の見直しにおいてこれらの経費も反映させたうえで施設の公共性・収益性を踏まえ利用者負担の割合を定めて算出するという考え方を示した自治体もある(例:香芝市、静岡県富士市、大阪市など)ことから、改めて本市としての考え方も整理する必要があると考える。

4 事業・使用料の沿革、変遷等

・昭和55年4月 「鹿ノ台地区公民館」として開館
・平成22年4月 使用料金の改定(H21年度「生駒市社会教育施設使用料等の取り扱いについての基本方針」に基づく)
・平成24年7月 指定管理者による管理開始(JTB・南海グループ。平成28年4月以降はよしもと・南海共同事業体)

【使用料診断】

使用料の今後の方向性	<input checked="" type="checkbox"/> 見直し	<input type="checkbox"/> 現状で継続
------------	---	--------------------------------



【使用料の見直し案】

受益者負担の改善	上記の状況を踏まえ、一定の見直しが必要である。 ただし、見直しにあたっては市全体としての受益者負担の考え方の整理を行ったうえで進めていく必要があると考える。
その他の改善	特になし

【総合所見】

事業カルテ(使用料)

担当課 生涯学習課

施設名 生駒市図書館

1 施設の概要

開設年度	昭和 61 年度		※「4 事業の沿革、変遷等」にも記載してください。						
設置目的	(当該施設を運営することによって何をめざすのか) 生涯学習の推進により、市民の芸術文化の向上と福祉の増進を図るとともに、市民相互の連帯感を育成し、ふれあい豊かな地域社会に寄与することを目的に設置され、市民の多様な学習に対応する場所として、あるいは、市民グループが開催する展示会やコンサート等の発表の場として、本市の生涯学習の拠点となる。								
運営形態	<input type="checkbox"/> 直営								
	<input checked="" type="checkbox"/> 指定管理								
	指定管理者 よしもと・南海共同事業体 指定管理期間 平成28年4月1日～令和3年3月31日								
他市の状況	<input type="checkbox"/> 他市では同様の施設がない。								
	<input type="checkbox"/> 他市でも同様の施設は少ない。								
	<input checked="" type="checkbox"/> 全ての市ではないが、多くの市に同様の施設がある。								
施設規模	使用区分		延床面積		利用可能人数				
	市民ホール		488		400				
	大会議室		203		120				
	和室		109						
	実習室		170		90				
	第2研修室		97		48				
第3研修室		72		42					
利用状況	使用区分	利用年度	開館日数	利用実績					
				1日あたりの稼働率	うち減免を除く稼働率	1年間あたりの稼働率	うち減免を除く稼働率		
	市民ホール	平成28年度	275			16.4%	8.5%		
		平成29年度	310			34.3%	20.2%		
		平成30年度	311			27.7%	25.3%		
	大会議室	平成28年度	275			31.5%	25.8%		
		平成29年度	310			29.5%	23.6%		
		平成30年度	311			28.3%	23.8%		
	和室	平成28年度	275			19.5%	13.6%		
		平成29年度	310			22.0%	12.6%		
		平成30年度	311			20.4%	12.8%		
	実習室	平成28年度	275			22.9%	9.9%		
		平成29年度	310			26.1%	16.8%		
		平成30年度	311			23.4%	17.3%		
	第二研修室	平成28年度	275			36.9%	16.3%		
		平成29年度	310			40.4%	22.1%		
平成30年度		311			43.2%	25.3%			
第三研修室	平成28年度	275			43.5%	38.3%			
	平成29年度	310			45.3%	36.0%			
	平成30年度	311			42.1%	34.4%			
コスト状況	年度	収入(千円)				支出(千円)			収入/支出
		市が徴収		指定管理者が徴収(貸館)		修繕費	施設管理費・指定管理料	市債償還金	
	貸館	イベント等	第三者から徴収		自主事業				
			市に納入	指定管理者の収入	市に納入 ※1	指定管理者の収入 ※2			
	平成28年度			6,588			60,268		10.9%
	合計	0		6,588			60,268		
	平成29年度			7,322			60,566		12.1%
	合計	0		7,322			60,566		
	平成30年度			7,789			60,492		12.9%
	合計	0		7,789			60,492		

※指定管理者による自主事業に係る収支は原則として除いてください。ただし、自主事業に係る収入のうち、施設利用料として指定管理者が市に納入する部分の額があれば当該金額を「指定管理者が徴収」の自主事業※1欄に記入してください。また、利用料金制を採用している場合は、施設使用料に該当する額を※2欄に記入してください。

2 使用料の概要

根拠法令	生駒市生涯学習施設条例第12条
積算根拠	各館の維持管理経費の合計額を各館の施設専用面積に年間使用可能時間数を乗じた合計で割り、1㎡・1時間当たりの使用料を算出し、単価とする。なお、ホール等については、音響照明業務にかかる委託料が別途必要なため、その合計額を総ホール面積と年間使用時間数で割り、ホール上乗せの単価としている。 単価の計算式は、各館の維持管理経費の合計額÷(各館施設専用使用面積×年間使用可能時間数の合計)=1㎡・1時間当たり単価 ホール上乗せ単価の計算式は、各館音響照明業務にかかる委託料の合計÷(各館音響照明対象面積×年間使用時間数)の合計=1㎡・1時間当たり単価
条例で定めた使用料を徴収しているか	<input type="checkbox"/> 徴収している
	<input checked="" type="checkbox"/> 徴収していない
	徴収していない理由 平成25年度に夜間使用を午後9時までだったのを午後10時まで延長したが、市民の利用機会拡充や市民サービス向上のため、延長に伴う施設利用料金は条例上の利用料金の上限額ではなく、従来の午後9時までの利用料金に据え置いた。(夜間割引)

3 使用料の課題(料金設定、時間区分、市内・市外の使用料等について、現在生じている課題、今後継続するに当たり懸念される課題)とその改善策

・平成22年4月に使用料の見直しを行って以来9年以上が経過しているが、それ以降の使用料の改定は、平成26年4月の消費税率改定に伴うもの以外に行っていない。
・しかし、指定管理者制度の導入など施設運営を取り巻く状況も一定変化しており、使用料の算出の考え方についても、本市では「減価償却費」や「施設運営にかかる人件費」を反映しないものとしているが、近年の他自治体における施設使用料の見直しにおいてこれらの経費も反映させたうえで施設の公共性・収益性を踏まえ利用者負担の割合を定めて算出するという考え方を示した自治体もある(例:香芝市、静岡県富士市、大阪市など)ことから、改めて本市としての考え方も整理する必要があると考える。

4 事業・使用料の沿革、変遷等

- ・昭和61年11月 図書会館(東地区公民館、市民ホール)として開館
- ・平成22年4月 使用料金の改定(H21年度「生駒市社会教育施設使用料等の取り扱いについての基本方針」に基づく)
- ・平成24年7月 指定管理者による管理開始(JTB・南海グループ。平成28年4月以降はよしもと・南海共同事業体)

【使用料診断】

使用料の今後の方向性	<input checked="" type="checkbox"/> 見直し	<input type="checkbox"/> 現状で継続
------------	---	--------------------------------



【使用料の見直し案】

受益者負担の改善	上記の状況を踏まえ、一定の見直しが必要である。 ただし、見直しにあたっては市全体としての受益者負担の考え方の整理を行ったうえで進めていく必要があると考える。
その他の改善	特になし

【総合所見】

--

事業カルテ(使用料)

担当課 生涯学習課

施設名 コミュニティセンター

1 施設の概要

開設年度 平成2 年度 ※「4 事業の沿革、変遷等」にも記載してください。

設置目的 (当該施設を運営することによって何をめざすのか)
生涯学習の推進により、市民の芸術文化の向上と福祉の増進を図るとともに、市民相互の連帯感を育成し、ふれあい豊かな地域社会に寄与することを目的に設置され、市民の多様な学習に対応する場所として、あるいは、市民グループが開催する展示会やコンサート等の発表の場として、本市の生涯学習の拠点となる。

運営形態
 直営
 指定管理
 指定管理者
 指定管理期間
 運営委託

他市の状況
 他市では同様の施設がない。
 他市でも同様の施設は少ない。
 全ての市ではないが、多くの市に同様の施設がある。
 全ての市に同様の施設がある。

施設規模	使用区分	延床面積	利用可能人数
	文化ホール	441	271
会議室201	37	16	
会議室202	37	16	
会議室203	37	16	
会議室204	37	16	
会議室205	43	18	
会議室206	72	20	
会議室401	92	45	
会議室402	88	45	
会議室403	89	45	
会議室404	88	45	

利用状況	使用区分	利用年度	開館日数	利用実績			
				1日あたりの稼働率	うち減免を除く稼働率	1年間あたりの稼働率	うち減免を除く稼働率
	文化ホール	平成28年度	355			63.0%	25.9%
		平成29年度	355			58.5%	26.2%
		平成30年度	355			60.4%	29.8%
	会議室201	平成28年度	355			55.3%	33.2%
		平成29年度	355			50.3%	34.5%
		平成30年度	355			51.9%	30.6%
	会議室202	平成28年度	355			46.5%	26.5%
		平成29年度	355			41.7%	25.1%
		平成30年度	355			42.1%	25.1%
	会議室203	平成28年度	355			49.4%	29.9%
		平成29年度	355			43.8%	26.9%
		平成30年度	355			44.0%	24.3%
	会議室204	平成28年度	355			47.8%	29.2%
		平成29年度	355			41.7%	26.9%
		平成30年度	355			44.3%	24.3%
	会議室205	平成28年度	355			45.6%	17.1%
		平成29年度	355			35.3%	13.8%
		平成30年度	355			38.3%	17.7%
	会議室206	平成28年度	355			30.6%	10.8%
		平成29年度	355			26.6%	10.0%
		平成30年度	355			28.5%	9.0%
	会議室401	平成28年度	355			44.8%	16.4%
		平成29年度	355			43.2%	12.6%
		平成30年度	355			42.5%	14.4%
	会議室402	平成28年度	355			48.7%	13.7%
		平成29年度	355			46.3%	11.9%
		平成30年度	355			42.0%	8.7%

	会議室403	平成28年度	355					46.0%	13.0%		
		平成29年度	355					42.9%	9.8%		
		平成30年度	355					40.4%	7.5%		
	会議室404	平成28年度	355					40.4%	12.5%		
		平成29年度	355					36.9%	10.0%		
		平成30年度	355					37.1%	7.1%		
コスト 状況	年度	収入(千円)						支出(千円)			収入／支出
		市が徴収		指定管理者が徴収(貸館)				修繕費	施設管理 費・指定管 理料	市債償還 金	
	貸館	イベント等	第三者から徴収		自主事業						
			市に納入	指定管理 者の収入	市に納入 ※1	指定管理 者の収入※2					
	平成28年度	9,104					1,107	41,229	3,059	20.1%	
	合計	9,104				0			45,395		
	平成29年度	8,497					1,302	44,088	5,419	16.7%	
	合計	8,497				0			50,809		
	平成30年度	8,041					1,911	46,541	5,412	14.9%	
	合計	8,041				0			53,864		

※指定管理者による自主事業に係る収支は原則として除いてください。ただし、自主事業に係る収入のうち、施設利用料として指定管理者が市に納入する部分の額があれば当該金額を「指定管理者が徴収」の自主事業※1欄に記入してください。また、利用料金制を採用している場合は、施設使用料に該当する額を※2欄に記入してください。

2 使用料の概要

根拠法令	生駒市生涯学習施設条例第12条
積算根拠	各館の維持管理経費の合計額を各館の施設専用面積に年間使用可能時間数を乗じた合計で割り、1㎡・1時間当たりの使用料を算出し、単価とする。なお、ホール等については、音響照明業務にかかる委託料が別途必要のため、その合計額を総ホール面積と年間使用時間数で割り、ホール上乘せの単価としている。 単価の計算式は、各館の維持管理経費の合計額÷(各館施設専用使用面積×年間使用可能時間数の合計)=1㎡・1時間当たり単価 ホール上乘せ単価の計算式は、各館音響照明業務にかかる委託料の合計÷(各館音響照明対象面積×年間使用時間数)の合計=1㎡・1時間当たり単価
条例で定め た使用料を 徴収してい るか	<input checked="" type="checkbox"/> 徴収している
	<input type="checkbox"/> 徴収していない 徴収していない理由

3 使用料の課題(料金設定、時間区分、市内・市外の使用料等について、現在生じている課題、今後継続するにあたり懸念される課題)とその改善策

<ul style="list-style-type: none"> 平成22年4月に使用料の見直しを行って以来9年以上が経過しているが、それ以降の使用料の改定は、平成26年4月の消費税率改定に伴うもの以外は行っていない。 しかし、指定管理者制度の導入など施設運営を取り巻く状況も一定変化しており、使用料の算出の考え方についても、本市では「減価償却費」や「施設運営にかかる人件費」を反映しないものとしているが、近年の他自治体における施設使用料の見直しにおいてこれらの経費も反映させたうえで施設の公共性・収益性を踏まえ利用者負担の割合を定めて算出するという考え方を示した自治体もある(例:香芝市、静岡県富士市、大阪市など)ことから、改めて本市としての考え方も整理する必要があると考える。
--

4 事業・使用料の沿革、変遷等

<ul style="list-style-type: none"> 平成2年4月 セイセイビル内に開館(管理運営を「生駒市ふれあい振興財団」に委託) 平成12年4月 管理運営を生駒市社会福祉協議会に委託 平成18年4月 指定管理者による管理開始(生駒市社会福祉協議会) 平成20年6月 指定管理者による管理を終了、市直営化 平成22年4月 使用料金の改定(H21年度「生駒市社会教育施設使用料等の取り扱いについての基本方針」に基づく)

【使用料診断】

使用料の今後の方向性	<input checked="" type="checkbox"/> 見直し <input type="checkbox"/> 現状で継続
------------	--



【使用料の見直し案】

受益者負担の改善	上記の状況を踏まえ、一定の見直しが必要である。 ただし、見直しにあたっては市全体としての受益者負担の考え方の整理を行ったうえで進めていく必要があると考える。
その他の改善	特になし

【総合所見】

--

事業カルテ(使用料)

担当課 生涯学習課

施設名 南コミュニティセンター

1 施設の概要

開設年度	平成 10 年度		※「4 事業の沿革、変遷等」にも記載してください。				
設置目的	(当該施設を運営することによって何をめざすのか) 生涯学習の推進により、市民の芸術文化の向上と福祉の増進を図るとともに、市民相互の連帯感を育成し、ふれあい豊かな地域社会に寄与することを目的に設置され、市民の多様な学習に対応する場所として、あるいは、市民グループが開催する展示会やコンサート等の発表の場として、本市の生涯学習の拠点となる。						
運営形態	<input type="checkbox"/> 直営						
	<input checked="" type="checkbox"/> 指定管理						
	指定管理者	よしもと・南海共同事業体					
	指定管理期間	平成28年4月1日～令和3年3月31日					
	<input type="checkbox"/> 運営委託						
他市の状況	<input type="checkbox"/> 他市では同様の施設がない。						
	<input type="checkbox"/> 他市でも同様の施設は少ない。						
	<input checked="" type="checkbox"/> 全ての市ではないが、多くの市に同様の施設がある。						
	<input type="checkbox"/> 全ての市に同様の施設がある。						
施設規模	使用区分	延床面積		利用可能人数			
	せせらぎホール	710		306			
	楽屋 1	18					
	楽屋 2	17					
	小ホール	179		120			
	リハーサル室	13		8			
	ブレイルーム	23					
	調理室	81		31			
	2階セミナー室 201	48		24			
	2階セミナー室 202	67		30			
	2階セミナー室 203	67		30			
	3階セミナー室 301	67		30			
	3階セミナー室 302	67		30			
	3階セミナー室 303	67		30			
	和室 1	45					
和室 2	49						
和室 3	57						
利用状況	使用区分	利用年度	開館日数	利用実績			
				1日あたりの稼働率	うち減免を除く稼働率	1年間あたりの稼働率	うち減免を除く稼働率
	せせらぎホール	平成28年度	311			23.9%	16.3%
		平成29年度	310			26.3%	15.3%
		平成30年度	311			33.3%	12.4%
	楽屋 1	平成28年度	311			17.3%	11.6%
		平成29年度	310			20.4%	11.4%
		平成30年度	311			15.6%	9.6%
	楽屋 2	平成28年度	311			18.4%	12.7%
		平成29年度	310			22.6%	13.4%
		平成30年度	311			16.9%	11.3%
	小ホール	平成28年度	311			55.4%	51.2%
		平成29年度	310			63.4%	56.5%
		平成30年度	311			59.9%	55.9%
	リハーサル室	平成28年度	311			41.5%	38.0%
		平成29年度	310			48.2%	41.5%
		平成30年度	311			51.3%	47.5%
	ブレイルーム	平成28年度	311			6.9%	4.4%
		平成29年度	310			10.1%	5.1%
		平成30年度	311			7.5%	5.9%
	調理室	平成28年度	311			7.9%	6.4%
		平成29年度	310			7.7%	4.5%
		平成30年度	311			9.8%	5.8%
	2階セミナー室 201	平成28年度	311			48.6%	27.3%
平成29年度		310			59.9%	28.1%	

年度	収入(千円)				支出(千円)			収入/支出	
	市が徴収		指定管理者が徴収(貸館)		修繕費	施設管理費・指定管理料	市債償還金		
貸館	イベント等	第三者から徴収		自主事業					
		市に納入	指定管理者の収入	市に納入※1	指定管理者の収入※2				
平成28年度				12,378		1,882	51,561	1,972	22.3%
合計		0		12,378				55,415	
平成29年度				12,432		6,156	51,301	1,943	20.9%
合計		0		12,432				59,400	
平成30年度				11,656			51,205		22.8%
合計		0		11,656				51,205	

※指定管理者による自主事業に係る収支は原則として除いてください。ただし、自主事業に係る収入のうち、施設利用料として指定管理者が市に納入する部分の額があれば当該金額を「指定管理者が徴収」の自主事業※1欄に記入してください。また、利用料金制を採用している場合は、施設使用料に該当する額を※2欄に記入してください。

2 使用料の概要

根拠法令	生駒市生涯学習施設条例第12条
積算根拠	各館の維持管理経費の合計額を各館の施設専用面積に年間使用可能時間数を乗じた合計で割り、1㎡・1時間当たりの使用料を算出し、単価とする。なお、ホール等については、音響照明業務にかかる委託料が別途必要なため、その合計額を総ホール面積と年間使用時間数で割り、ホール上乗せの単価としている。 単価の計算式は、各館の維持管理経費の合計額÷(各館施設専用使用面積×年間使用可能時間数の合計)=1㎡・1時間当たり単価 ホール上乗せ単価の計算式は、各館音響照明業務にかかる委託料の合計÷(各館音響照明対象面積×年間使用時間数)の合計=1㎡・1時間当たり単価
条例で定めた使用料を徴収しているか	<input type="checkbox"/> 徴収している <input checked="" type="checkbox"/> 徴収していない 徴収していない理由 平成25年度に夜間使用を午後9時までだったのを午後10時までに延長したが、市民の利用機会拡充や市民サービス向上のため、延長に伴う施設利用料金は条例上の利用料金の上限額ではなく、従来の午後9時までの利用料金に据え置いた。(夜間割引)

3 使用料の課題(料金設定、時間区分、市内・市外の使用料等について、現在生じている課題、今後継続するにあたり懸念される課題)とその改善策

・平成22年4月に使用料の見直しを行って以来9年以上が経過しているが、それ以降の使用料の改定は、平成26年4月の消費税率改定に伴うもの以外は行っていない。
 ・しかし、指定管理者制度の導入など施設運営を取り巻く状況も一定変化しており、使用料の算出の考え方についても、本市では「減価償却費」や「施設運営にかかる人件費」を反映しないものとしているが、近年の他自治体における施設使用料の見直しにおいてこれらの経費も反映させたうえで施設の公共性・収益性を踏まえ利用者負担の割合を定めて算出するという考え方を示した自治体もある(例:香芝市、静岡県富士市、大阪市など)ことから、改めて本市としての考え方も整理する必要があると考える。

4 事業・使用料の沿革、変遷等

- ・平成10年4月 開館
- ・平成19年10月 第2駐車場完成
- ・平成22年4月 使用料金の改定(H21年度「生駒市社会教育施設使用料等の取り扱いについての基本方針」に基づく)
- ・平成24年7月 指定管理者による管理開始(JTB・南海グループ。平成28年4月以降はよしもと・南海共同事業体)
- ・平成28年3月 第3駐車場使用開始(用地借用による)
- ・平成30年3月 第2駐車場拡張整備(用地取得による)

【使用料診断】

使用料の今後の方向性	<input checked="" type="checkbox"/> 見直し <input type="checkbox"/> 現状で継続
------------	---



【使用料の見直し案】

受益者負担の改善	上記の状況を踏まえ、一定の見直しが必要である。 ただし、見直しにあたっては市全体としての受益者負担の考え方の整理を行ったうえで進めていく必要があると考える。
その他の改善	特になし

【総合所見】

--	--

事業カルテ(使用料)

担当課 生涯学習課

施設名 北コミュニティセンターISTAはばたき

1 施設の概要

開設年度	平成 14 年度		※「4 事業の沿革、変遷等」にも記載してください。				
設置目的	(当該施設を運営することによって何をめざすのか) 生涯学習の推進により、市民の芸術文化の向上と福祉の増進を図るとともに、市民相互の連帯感を育成し、ふれあい豊かな地域社会に寄与することを目的に設置され、市民の多様な学習に対応する場所として、あるいは、市民グループが開催する展示会やコンサート等の発表の場として、本市の生涯学習の拠点となる。						
運営形態	<input type="checkbox"/> 直営						
	<input checked="" type="checkbox"/> 指定管理						
	指定管理者	よしもと・南海共同事業体					
	指定管理期間	平成28年4月1日～令和3年3月31日					
	<input type="checkbox"/> 運営委託						
他市の状況	<input type="checkbox"/> 他市では同様の施設がない。						
	<input type="checkbox"/> 他市でも同様の施設は少ない。						
	<input checked="" type="checkbox"/> 全ての市ではないが、多くの市に同様の施設がある。						
	<input type="checkbox"/> 全ての市に同様の施設がある。						
施設規模	使用区分	延床面積	利用可能人数				
	はばたきホール	710	450				
	楽屋 1	17					
	楽屋 2	17					
	楽屋 3	17					
	楽屋 4	17					
	小ホール	240	200				
	リハーサル室	35					
	プレイルーム	35					
	調理室	118	36				
	2階セミナー室 201	70	36				
	2階セミナー室 202	70	36				
	2階セミナー室 203	70	36				
	2階セミナー室 204	33	18				
	3階セミナー室 301	70	36				
	3階セミナー室 302	70	36				
	3階セミナー室 303	70	36				
	3階セミナー室 304	70	36				
	3階セミナー室 305	70	36				
	和室 1	45					
和室 2	49						
和室 3	57						
	使用区分	利用年度	開館日数	利用実績			
				1日あたりの稼働率	うち減免を除く稼働率	1年間あたりの稼働率	うち減免を除く稼働率
	はばたきホール	平成28年度	311			20.6%	10.8%
		平成29年度	310			25.9%	14.0%
		平成30年度	311			23.0%	14.5%
	楽屋 1	平成28年度	311			17.6%	9.1%
		平成29年度	310			22.3%	8.1%
		平成30年度	311			28.9%	7.9%
	楽屋 2	平成28年度	311			17.4%	9.0%
		平成29年度	310			21.0%	7.1%
		平成30年度	311			27.9%	7.4%
	楽屋 3	平成28年度	311			16.0%	7.4%
		平成29年度	310			20.3%	7.4%
		平成30年度	311			16.5%	8.1%
	楽屋 4	平成28年度	311			17.2%	8.2%
		平成29年度	310			21.1%	8.1%
		平成30年度	311			17.2%	9.3%
	小ホール	平成28年度	311			47.2%	39.6%
		平成29年度	310			46.1%	33.2%
		平成30年度	311			44.1%	34.3%

利用 状況	リハーサル室	平成28年度	311					22.8%	15.4%			
		平成29年度	310					30.6%	15.2%			
		平成30年度	311					28.0%	18.5%			
	プレイルーム	平成28年度	311					9.5%	6.4%			
		平成29年度	310					58.5%	4.3%			
		平成30年度	311					67.3%	3.4%			
	調理室	平成28年度	311					14.9%	10.4%			
		平成29年度	310					14.7%	10.6%			
		平成30年度	311					15.3%	9.5%			
	2階セミナー室 201	平成28年度	311					38.6%	27.6%			
		平成29年度	310					54.6%	25.9%			
		平成30年度	311					64.9%	27.9%			
	2階セミナー室 202	平成28年度	311					32.9%	21.9%			
		平成29年度	310					41.0%	23.4%			
		平成30年度	311					44.5%	24.4%			
	2階セミナー室 203	平成28年度	311					38.8%	20.8%			
		平成29年度	310					41.1%	25.0%			
		平成30年度	311					44.9%	26.6%			
	2階セミナー室 204	平成28年度	311					46.8%	41.1%			
		平成29年度	310					56.8%	50.2%			
		平成30年度	311					61.6%	53.6%			
	3階セミナー室 301	平成28年度	311					40.6%	20.2%			
		平成29年度	310					61.3%	20.1%			
		平成30年度	311					63.3%	22.4%			
	3階セミナー室 302	平成28年度	311					31.6%	19.2%			
		平成29年度	310					47.1%	17.9%			
		平成30年度	311					53.4%	20.5%			
	3階セミナー室 303	平成28年度	311					40.7%	28.6%			
		平成29年度	310					50.6%	29.5%			
		平成30年度	311					51.8%	30.2%			
	3階セミナー室 304	平成28年度	311					43.9%	40.3%			
		平成29年度	310					45.4%	37.2%			
		平成30年度	311					43.5%	31.6%			
	3階セミナー室 305	平成28年度	311					38.2%	34.9%			
		平成29年度	310					44.6%	34.3%			
		平成30年度	311					45.7%	37.6%			
	和室 1	平成28年度	311					25.7%	22.6%			
		平成29年度	310					27.7%	23.4%			
		平成30年度	311					32.4%	27.2%			
	和室 2	平成28年度	311					18.0%	12.3%			
		平成29年度	310					27.7%	21.7%			
		平成30年度	311					27.0%	19.2%			
和室 3	平成28年度	311					18.3%	12.9%				
	平成29年度	310					17.9%	12.7%				
	平成30年度	311					26.5%	18.9%				
コスト 状況	年度	収入(千円)						支出(千円)			収入／支出	
		市が徴収		指定管理者が徴収(貸館)				修繕費	施設管理 費・指定管 理料	市債償還 金		
		貸館	イベント等	第三者から徴収		自主事業						
				市に納入	指定管理 者の収入	市に納入 ※1	指定管理 者の収入※2					
		平成28年度				17,110			67,402	1,372		24.9%
		合計	0			17,110			68,774			
		平成29年度				17,589		299	67,946	675		25.5%
		合計	0			17,589			68,920			
		平成30年度				18,826		162	68,040			27.6%
		合計	0			18,826			68,202			

※指定管理者による自主事業に係る収支は原則として除いてください。ただし、自主事業に係る収入のうち、施設利用料として指定管理者が市に納入する部分の額があれば当該金額を「指定管理者が徴収」の自主事業※1欄に記入してください。また、利用料金制を採用している場合は、施設使用料に該当する額を※2欄に記入してください。

2 使用料の概要

根拠法令	生駒市生涯学習施設条例第12条
積算根拠	各館の維持管理経費の合計額を各館の施設専用面積に年間使用可能時間数を乗じた合計で割り、1㎡・1時間当たりの使用料を算出し、単価とする。なお、ホール等については、音響照明業務にかかる委託料が別途必要のため、その合計額を総ホール面積と年間使用時間数で割り、ホール上乗せの単価としている。 単価の計算式は、各館の維持管理経費の合計額÷(各館施設専用使用面積×年間使用可能時間数の合計)=1㎡・1時間当たり単価 ホール上乗せ単価の計算式は、各館音響照明業務にかかる委託料の合計÷(各館音響照明対象面積×年間使用時間数)の合計=1㎡・1時間当たり単価
条例で定めた使用料を徴収しているか	<input type="checkbox"/> 徴収している
	<input checked="" type="checkbox"/> 徴収していない
	徴収していない理由 平成25年度に夜間使用を午後9時までだったのを午後10時までで延長したが、市民の利用機会拡充や市民サービス向上のため、延長に伴う施設利用料金は条例上の利用料金の上限額ではなく、従来の午後9時までの利用料金に据え置いた。(夜間割引)

3 使用料の課題(料金設定、時間区分、市内・市外の使用料等について、現在生じている課題、今後継続するにあたり懸念される課題)とその改善策

<ul style="list-style-type: none"> 平成22年4月に使用料の見直しを行って以来9年以上が経過しているが、それ以降の使用料の改定は、平成26年4月の消費税率改定に伴うもの以外は行っていない。 しかし、指定管理者制度の導入など施設運営を取り巻く状況も一定変化しており、使用料の算出の考え方についても、本市では「減価償却費」や「施設運営にかかる人件費」を反映しないものとしているが、近年の他自治体における施設使用料の見直しにおいてこれらの経費も反映させたうえで施設の公共性・収益性を踏まえ利用者負担の割合を定めて算出するという考え方を示した自治体もある(例:香芝市、静岡県富士市、大阪市など)ことから、改めて本市としての考え方も整理する必要があると考える。
--

4 事業・使用料の沿革、変遷等

<ul style="list-style-type: none"> 平成14年11月 開館 平成22年4月 使用料金の改定(H21年度「生駒市社会教育施設使用料等の取り扱いについての基本方針」に基づく) 平成24年7月 指定管理者による管理開始(JTB・南海グループ。平成28年4月以降はよしもと・南海共同事業体)

【使用料診断】

使用料の今後の方向性	<input checked="" type="checkbox"/> 見直し	<input type="checkbox"/> 現状で継続
------------	---	--------------------------------



【使用料の見直し案】

受益者負担の改善	上記の状況を踏まえ、一定の見直しが必要である。ただし、見直しにあたっては市全体としての受益者負担の考え方の整理を行ったうえで進めていく必要があると考える。
その他の改善	特になし

【総合所見】

総合所見	
------	--

事業カルテ(使用料)

担当課 生涯学習課

施設名 芸術会館美楽来

1 施設の概要

開設年度	平成 10 年度		※「4 事業の沿革、変遷等」にも記載してください。				
設置目的	(当該施設を運営することによって何をめざすのか) 生涯学習の推進により、市民の芸術文化の向上と福祉の増進を図るとともに、市民相互の連帯感を育成し、ふれあい豊かな地域社会に寄与することを目的に設置され、市民の多様な学習に対応する場所として、あるいは、市民グループが開催する展示会やコンサート等の発表の場として、本市の生涯学習の拠点となる。						
運営形態	<input type="checkbox"/> 直営						
	<input checked="" type="checkbox"/> 指定管理						
	指定管理者	よしもと・南海共同事業体					
	指定管理期間	平成28年4月1日～令和3年3月31日					
	<input type="checkbox"/> 運営委託						
他市の状況	<input type="checkbox"/> 他市では同様の施設がない。						
	<input checked="" type="checkbox"/> 他市でも同様の施設は少ない。						
	<input type="checkbox"/> 全ての市ではないが、多くの市に同様の施設がある。						
	<input type="checkbox"/> 全ての市に同様の施設がある。						
施設規模	使用区分	延床面積		利用可能人数			
	展示室	376					
	常設展示室	50					
	セミナー室1	54		36			
	セミナー室2	54		36			
	セミナー室3	54		36			
	セミナー室4	54		36			
	美術室1	54		36			
	美術室2	54		36			
美術室3	54		36				
	和室	30					
利用状況	使用区分	利用年度	開館日数	利用実績			
				1日あたりの稼働率	うち減免を除く稼働率	1年間あたりの稼働率	うち減免を除く稼働率
	展示室	平成28年度	310			50.3%	46.5%
		平成29年度	309			50.3%	46.7%
		平成30年度	310			50.3%	44.6%
	常設展示室	平成28年度	310			52.8%	48.9%
		平成29年度	309			51.8%	47.6%
		平成30年度	310			39.4%	35.2%
	セミナー室1	平成28年度	310			29.1%	23.7%
		平成29年度	309			26.0%	20.6%
		平成30年度	310			27.0%	21.7%
	セミナー室2	平成28年度	310			28.3%	21.4%
		平成29年度	309			24.9%	17.5%
		平成30年度	310			28.3%	18.3%
	セミナー室3	平成28年度	310			24.8%	18.7%
		平成29年度	309			23.2%	16.9%
		平成30年度	310			22.1%	13.5%
	セミナー室4	平成28年度	310			27.7%	21.8%
		平成29年度	309			25.8%	19.0%
		平成30年度	310			27.0%	18.5%
	美術室1	平成28年度	310			29.7%	25.0%
		平成29年度	309			26.3%	22.0%
		平成30年度	310			27.0%	22.8%
	美術室2	平成28年度	310			31.4%	26.7%
		平成29年度	309			32.4%	27.8%
		平成30年度	310			30.2%	25.9%
	美術室3	平成28年度	310			34.3%	29.4%
		平成29年度	309			34.4%	29.3%
		平成30年度	310			36.3%	31.5%
	和室	平成28年度	310			20.0%	15.8%
		平成29年度	309			21.3%	17.1%

		平成30年度		310						22.5%	18.0%
コスト 状況	年度	収入(千円)						支出(千円)			収入／支出
		市が徴収		指定管理者が徴収(貸館)				修繕費	施設管理 費・指定管 理料	市償還 金	
		貸館	イベント等	第三者から徴収		自主事業					
				市に納入	指定管理 者の収入	市に納入 ※1	指定管理 者の収入※2				
	平成28年度				7,121				39,235		18.1%
	合計	0			7,121				39,235		
	平成29年度				7,448				39,014		19.1%
	合計	0			7,448				39,014		
	平成30年度				6,673			81	38,979		17.1%
	合計	0			6,673				39,060		

※指定管理者による自主事業に係る収支は原則として除いてください。ただし、自主事業に係る収入のうち、施設利用料として指定管理者が市に納入する部分の額があれば当該金額を「指定管理者が徴収」の自主事業※1欄に記入してください。また、利用料金制を採用している場合は、施設使用料に該当する額を※2欄に記入してください。

2 使用料の概要

根拠法令	生駒市生涯学習施設条例第12条
積算根拠	各館の維持管理経費の合計額を各館の施設専用面積に年間使用可能時間数を乗じた合計で割り、1㎡・1時間当たりの使用料を算出し、単価とする。なお、ホール等については、音響照明業務にかかる委託料が別途必要のため、その合計額を総ホール面積と年間使用時間数で割り、ホール上乗せの単価としている。 単価の計算式は、各館の維持管理経費の合計額÷(各館施設専用使用面積×年間使用可能時間数の合計)=1㎡・1時間当たり単価 ホール上乗せ単価の計算式は、各館音響照明業務にかかる委託料の合計÷(各館音響照明対象面積×年間使用時間数)の合計=1㎡・1時間当たり単価
条例で定め た使用料を 徴収してい るか	<input type="checkbox"/> 徴収している
	<input checked="" type="checkbox"/> 徴収していない 徴収していない理由 平成25年度に夜間使用を午後9時までだったのを午後10時までに延長したが、市民の利用機会拡充や市民サービス向上のため、延長に伴う施設利用料金は条例上の利用料金の上限額ではなく、従来の午後9時までの利用料金に据え置いた。(夜間割引)

3 使用料の課題(料金設定、時間区分、市内・市外の使用料等について、現在生じている課題、今後継続するに当たり懸念される課題)とその改善策

<ul style="list-style-type: none"> 平成22年4月に使用料の見直しを行って以来9年以上が経過しているが、それ以降の使用料の改定は、平成26年4月の消費税率改定に伴うもの以外は行っていない。 しかし、指定管理者制度の導入など施設運営を取り巻く状況も一定変化しており、使用料の算出の考え方についても、本市では「減価償却費」や「施設運営にかかる人件費」を反映しないものとしているが、近年の他自治体における施設使用料の見直しにおいてこれらの経費も反映させたうえで施設の公共性・収益性を踏まえ利用者負担の割合を定めて算出するという考え方を示した自治体もある(例:香芝市、静岡県富士市、大阪市など)ことから、改めて本市としての考え方も整理する必要があると考える。
--

4 事業・使用料の沿革、変遷等

<ul style="list-style-type: none"> 平成10年5月 開館 平成22年4月 使用料金の改定(H21年度「生駒市社会教育施設使用料等の取り扱いについての基本方針」に基づく) 平成24年7月 指定管理者による管理開始(JTB・南海グループ。平成28年4月以降はよしもと・南海共同事業体)
--

【使用料診断】

使用料の今後の方向性	<input checked="" type="checkbox"/> 見直し <input type="checkbox"/> 現状で継続
------------	--



【使用料の見直し案】

受益者負担の改善	上記の状況を踏まえ、一定の見直しが必要である。 ただし、見直しにあたっては市全体としての受益者負担の考え方の整理を行ったうえで進めていく必要があると考える。
その他の改善	特になし

【総合所見】

--

事業カルテ(使用料)

担当課 生涯学習課

施設名 ふるさとミュージアム

1 施設の概要

開設年度	平成 25 年度		※「4 事業の沿革、変遷等」にも記載してください。							
設置目的	(当該施設を運営することによって何をめざすのか) 文化的に価値のある市の建造物でかつ国の登録有形文化財である旧生駒町役場庁舎を永く保存するとともに、郷土の歴史文化に関する資料を保存・展示及び活用し、郷土の歴史文化の普及、市民文化の発展及び郷土愛の高揚に寄与する。									
運営形態	<input type="checkbox"/> 直営 <input checked="" type="checkbox"/> 指定管理									
	指定管理者		株式会社地域文化財研究所							
	指定管理期間		平成30年4月1日～令和5年3月31日							
他市の状況	<input type="checkbox"/> 運営委託 <input type="checkbox"/> 他市では同様の施設がない。 <input checked="" type="checkbox"/> 他市でも同様の施設は少ない。 <input type="checkbox"/> 全ての市ではないが、多くの市に同様の施設がある。 <input type="checkbox"/> 全ての市に同様の施設がある。									
	施設種	使用区分	延床面積		利用可能人数					
		多目的室	60		49					
	利用状況	使用区分	利用年度	開館日数	利用実績					
1日あたりの稼働率					うち減免を除く稼働率	1年間あたりの稼働率	うち減免を除く稼働率			
展示室		平成28年度	310			22.6%	5.0%			
		平成29年度	308			20.7%	7.0%			
		平成30年度	310			22.7%	7.3%			
コスト状況	年度	収入(千円)				支出(千円)			収入/支出	
		市が徴収		指定管理者が徴収(貸館)		修繕費	施設管理費・指定管理料	市債償還金		
		貸館	イベント等	第三者から徴収	自主事業					
			市に納入	指定管理者の収入	市に納入 ※1	指定管理者の収入 ※2				
	平成28年度			130			195	26,426	4,455	0.4%
	合計	0			130				31,076	
	平成29年度			156				26,301	4,441	0.5%
	合計	0			156				30,742	
	平成30年度			158				27,606	4,427	0.5%
	合計	0			158				32,033	

※指定管理者による自主事業に係る収支は原則として除いてください。ただし、自主事業に係る収入のうち、施設利用料として指定管理者が市に納入する部分の額があれば当該金額を「指定管理者が徴収」の自主事業※1欄に記入してください。また、利用料金制を採用している場合は、施設使用料に該当する額を※2欄に記入してください。

2 使用料の概要

根拠法令	生駒ふるさとミュージアム条例 第14条
積算根拠	各館の維持管理経費の合計額を各館の施設専用面積に年間使用可能時間数を乗じた合計で割り、1㎡・1時間当たりの使用料を算出し、単価とする。なお、ホール等については、音響照明業務にかかる委託料が別途必要のため、その合計額を総ホール面積と年間使用時間数で割り、ホール上乗せの単価としている。 単価の計算式は、各館の維持管理経費の合計額÷(各館施設専用使用面積×年間使用可能時間数の合計)=1㎡・1時間当たり単価 ホール上乗せ単価の計算式は、各館音響照明業務にかかる委託料の合計÷(各館音響照明対象面積×年間使用時間数)の合計=1㎡・1時間当たり単価
条例で定めた使用料を徴収しているか	<input checked="" type="checkbox"/> 徴収している <input type="checkbox"/> 徴収していない
	徴収していない理由

3 使用料の課題(料金設定、時間区分、市内・市外の使用料等について、現在生じている課題、今後継続するに当たり懸念される課題)とその改善策

・施設の使用料の算定については、平成21年度の「社会教育施設使用料等の取り扱いについての基本方針」に基づいて見直しを行った当時の「中央公民館別館・集会室」の料金をもとに平成26年4月の消費税率改定を反映させているが、特にこれまで使用料の見直しは行っていない。

・しかし、指定管理者制度の導入など施設運営を取り巻く状況も一定変化しており、使用料の算出の考え方についても、本市では「減価償却費」や「施設運営にかかる人件費」を反映しないものとしているが、近年の他自治体における施設使用料の見直しにおいてこれらの経費も反映させたうえで施設の公共性・収益性を踏まえ利用者負担の割合を定めて算出するという考え方を示した自治体もある(例:香芝市、静岡県富士市、大阪市など)ことから、改めて本市としての考え方も整理する必要があると考える。

4 事業・使用料の沿革、変遷等

・昭和33年12月 生駒町役場庁舎移転により、旧役場庁舎(昭和10年10月完成)を転用し中央公民館として開設

・昭和56年7月 新中央公民館(現・たけまるホール)完成に伴い、中央公民館別館となる

・平成22年4月 使用料金の改定(H21年度「生駒市社会教育施設使用料等の取り扱いについての基本方針」に基づく)

・平成24年5月 末日をもって、別館としては閉館
(以降、改修工事を実施)

・平成26年2月 新たに郷土資料館として「生駒ふるさとミュージアム」として運営開始
(指定管理者(㈱地域文化財研究所)による管理)

【使用料診断】

使用料の今後の方向性	<input checked="" type="checkbox"/> 見直し <input type="checkbox"/> 現状で継続
------------	---



【使用料の見直し案】

受益者負担の改善	上記の状況を踏まえ、一定の見直しが必要である。 ただし、見直しにあたっては市全体としての受益者負担の考え方の整理を行ったうえで進めていく必要があると考える。
その他の改善	特になし

【総合所見】

総合所見

事業カルテ(使用料)

担当課 スポーツ振興課

施設名	生駒北スポーツセンター体育館
-----	----------------

1 施設の概要

開設年度	平成26年度	※「4 事業の沿革、変遷等」にも記載してください。							
設置目的	(当該施設を運営することによって何をめざすのか) 市民の体育及びレクリエーション、その他社会体育の振興を図り、心身の健全な発達に寄与することを目的とする。								
運営形態	<input type="checkbox"/> 直営								
	<input checked="" type="checkbox"/> 指定管理								
	指定管理者	株式会社東大阪スタジアム							
	指定管理期間	平成27年1月1日から平成32年3月31日まで(5年3ヶ月間)							
	<input type="checkbox"/> 運営委託								
他市の状況	<input type="checkbox"/> 他市では同様の施設がない。								
	<input type="checkbox"/> 他市でも同様の施設は少ない。								
	<input type="checkbox"/> 全ての市ではないが、多くの市に同様の施設がある。								
	<input checked="" type="checkbox"/> 全ての市に同様の施設がある。								
施設規模	使用区分	延床面積			利用可能人数				
	全面	2,827.48 m ²							
	半面	1,413.74 m ²							
	会議室								
	多目的室								
利用状況	使用区分	利用年度	開館日数	利用実績					
				1日あたりの稼働率	うち減免を除く稼働率	1年間あたりの稼働率	うち減免を除く稼働率		
	体育館	平成28年度	355			32.86	30.61		
		平成29年度	355			39.89	37.8		
		平成30年度	355			46.55	44.81		
	会議室	平成28年度	355			6.71	2.12		
		平成29年度	355			2.43	1.64		
		平成30年度	355			3.11	1.78		
	多目的室	平成28年度	355			0.84	3.61		
		平成29年度	355			5.67	4.87		
		平成30年度	355			6.66	5.33		
			平成28年度						
			平成29年度						
		平成30年度							
コスト状況	年度	収入				支出			収入/支出
		市が徴収		指定管理者が徴収(貸館)		修繕費	施設管理費・指定管理料	市債償還金	
	貸館	イベント等	第三者から徴収		自主事業				
			市に納入	指定管理者の収入	市に納入※1	指定管理者の収入※2			
	平成28年度		1,121				55,340	2.0%	
	合計				1,121		55,340		
	平成29年度		2,677				55,340	4.8%	
	合計				2,677		55,340		
	平成30年度		3,278				55,340	5.9%	
	合計				3,278		55,340		

※指定管理料を振り分けることが困難なため、体育館に全額記載する。

※指定管理者による自主事業に係る収支は原則として除いてください。ただし、自主事業に係る収入のうち、施設利用料として指定管理者が市に納入する部分の額があれば当該金額を「指定管理者が徴収」の自主事業※1欄に記入してください。また、利用料金制を採用している場合は、施設使用料に該当する額を※2欄に記入してください。

2 使用料の概要

根拠法令	生駒市体育施設条例
積算根拠	既に開設されている、同種同規模の体育施設使用料を適用
条例で定めた使用料を徴収しているか	<input checked="" type="checkbox"/> 徴収している
	<input type="checkbox"/> 徴収していない 徴収していない理由

3 使用料の課題(料金設定、時間区分、市内・市外の使用料等について、現在生じている課題、今後継続するに当たり懸念される課題)とその改善策

使用料の設定について大きな課題は無いと考えているが、市外料金や青少年料金などの設定があり、利用者の解釈の違いなどから、誤った料金での申請が見られる時がある。なお、令和2年4月使用分から障がい者料金の適用も始まるため、施設管理者が各料金設定の適用内容を正しく理解し、利用者に伝える必要がある。

また、多額の維持管理費が必要である体育施設を存続させるには、利用料金の値上げや、指定管理者が収入を増やすことができる対策(一般利用者の営利使用や目的外使用の緩和措置、指定管理者自主事業の支援など)についての検討も必要と考える。

4 事業・使用料の沿革、変遷等

※消費税増税に伴う改正分は除く

- 平成27年2月22日:生駒北SC体育館開設 指定管理者制度1期目(指定管理者:HOSグループ)
- 平成27年3月22日:生駒北SC全施設開設(グラウンド、野球場、テニスコート)
- 平成27年4月1日:体育館を除く全施設にアマ、アマ以外、営利使用、市外倍額料金の設定(体育館は以前から設定あり)
- 令和2年4月1日:障がい者料金の設定(市内障がい者は一般料金の半額)、夜間照明を規則委任、附属設備の一部を設定及び廃止

【使用料診断】

使用料の今後の方向性	<input checked="" type="checkbox"/> 見直し	<input type="checkbox"/> 現状で継続
------------	---	--------------------------------



【使用料の見直し案】

受益者負担の改善	民間の指定管理者を導入したことにより、一定の経費削減には繋がっているが、施設の老朽化に伴う改修工事の増加もあり、指定管理料等の経常的な施設の維持管理経費以外の改修工事費が増大している。 については、受益者負担の観点から、施設の維持管理経費に係る利用者の負担割合の見直しや、駐車料金の設定についての検討も必要であると考え。
その他の改善	使用料の見直しだけでなく、使用区分(使用時間帯や施設の区分け等)の見直しや、学校体育施設の有効活用も並行して考えていく必要がある。 また、体育施設の有効活用から、同種目、同一時間帯での複数団体の使用許可などの検討も必要である。

【総合所見】

体育施設の維持管理には、多額の費用が必要となるため、施設を存続させるためには、受益者負担の観点からも体育施設全体として利用料金の値上げ等の見直しはやむを得ないと考える。

ただし、市の責務として、市民のスポーツ活動を進めることは重要施策の一つでもあることから、値上げをする場合でも市民のスポーツ活動が大きく減退しないよう利用料金の設定は慎重に考える必要がある。

また、利用料金の見直しだけでなく、使用区分や利用方法、学校体育施設の有効活用、指定管理料の削減対策等も並行して検討する必要がある。

事業カルテ(使用料)

施設名		市民体育館		担当課	スポーツ振興課				
1 施設の概要									
開設年度	昭和51	年度	※「4 事業の沿革、変遷等」にも記載してください。						
設置目的	(当該施設を運営することによって何をめざすのか) 市民の体育及びレクリエーション、その他社会体育の振興を図り、心身の健全な発達に寄与することを目的とする。								
運営形態	<input type="checkbox"/> 直営								
	<input checked="" type="checkbox"/> 指定管理								
	指定管理者	生駒市体育協会							
	指定管理期間	平成27年4月1日～令和2年3月31日							
	<input type="checkbox"/> 運営委託								
他市の状況	<input type="checkbox"/> 他市では同様の施設がない。								
	<input type="checkbox"/> 他市でも同様の施設は少ない。								
	<input type="checkbox"/> 全ての市ではないが、多くの市に同様の施設がある。								
	<input checked="" type="checkbox"/> 全ての市に同様の施設がある。								
施設規模	使用区分	延床面積		利用可能人数					
	全面	4,185.98 m ²							
	半面	2,092.99 m ²							
	会議室								
	多目的室								
利用状況	使用区分	利用年度	開館日数	利用実績					
				1日あたりの稼働率	うち減免を除く稼働率	1年間あたりの稼働率	うち減免を除く稼働率		
	体育館	平成28年度	355			82.39	76.86		
		平成29年度	355			84.15	78.77		
		平成30年度	355			83.21	78.05		
	会議室	平成28年度	355			8.4	6.84		
		平成29年度	355			12.34	11.05		
		平成30年度	355			8.15	6.79		
	多目的室	平成28年度	355			73.18	72.67		
		平成29年度	355			79.02	78.22		
		平成30年度	355			75.75	74.68		
			平成28年度						
			平成29年度						
		平成30年度							
コスト状況	年度	収入				支出			収入/支出
		市が徴収		指定管理者が徴収(貸館)		修繕費	施設管理費・指定管理料	市債償還金	
	貸館	イベント等	第三者から徴収		自主事業				
			市に納入	指定管理者の収入	市に納入※1	指定管理者の収入※2			
	平成28年度			5,333			46,113		11.6%
	合計				5,333			46,113	
	平成29年度			6,479			46,441		14.0%
	合計				6,479			46,441	
	平成30年度			6,592			43,284		15.2%
	合計				6,592			43,284	

※滝寺S. C. 分の指定管理料は体育館に全額記載する。

※指定管理者による自主事業に係る収支は原則として除いてください。ただし、自主事業に係る収入のうち、施設利用料として指定管理者が市に納入する部分の額があれば当該金額を「指定管理者が徴収」の自主事業※1欄に記入してください。また、利用料金制を採用している場合は、施設使用料に該当する額を※2欄に記入してください。

2 使用料の概要

根拠法令	生駒市体育施設条例
積算根拠	平成21年度の「生駒市社会体育施設使用料等見直し検討会議」において体育施設使用料の見直しを行った。検討会議において出された体育施設使用料の積算根拠としては、人件費を除いた施設の維持管理経費の概ね2分の1のに相当する額を使用料として設定。
条例で定めた使用料を徴収しているか	<input checked="" type="checkbox"/> 徴収している
	<input type="checkbox"/> 徴収していない 徴収していない理由

3 使用料の課題(料金設定、時間区分、市内・市外の使用料等について、現在生じている課題、今後継続するに当たり懸念される課題)とその改善策

使用料の設定について大きな課題は無いと考えているが、市外料金や青少年料金などの設定があり、利用者の解釈の違いなどから、誤った料金での申請が見られる時がある。なお、令和2年4月使用分から障がい者料金の適用も始まるため、施設管理者が各料金設定の適用内容を正しく理解し、利用者に伝える必要がある。

また、多額の維持管理費が必要である体育施設を存続させるには、利用料金の値上げや、指定管理者が収入を増やすことができる対策(一般利用者の営利使用や目的外使用の緩和措置、指定管理者自主事業の支援など)についての検討も必要と考える。

4 事業・使用料の沿革、変遷等

<p>※消費税増税に伴う改正分は除く</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和51年開設(平成6年～7年大規模改修) ・平成14年7月1日:学校週休2日制の導入により青少年料金の設定(市内中学生以下の団体は一般料金の半額、土日祝日は無料)、体育館、武道館のみ市外倍額の設定 ・平成18年4月1日:指定管理者制度1期目(指定管理者:(財)生駒市ふれあい振興財団) ・平成22年4月1日:指定管理者制度2期目(指定管理者:(一財)生駒市体育協会) <p>「生駒市社会体育施設使用料等見直し検討会議」により使用料及び使用区分等の全面見直し(公園体育施設グラウンドの有料化、青少年料金土日祝無料の廃止、附属設備使用料を規則委任)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年4月1日:指定管理者制度3期目(指定管理者:(一財)生駒市体育協会) <p>体育館、プールを除く市内全施設にアマ、アマ以外、営利使用、市外倍額料金の設定(体育館は以前から設定あり)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年4月1日:障がい者料金の設定(市内障がい者は一般料金の半額)、夜間照明を規則委任、附属設備の一部を設定及び廃止
--

【使用料診断】

使用料の今後の方向性	<input checked="" type="checkbox"/> 見直し	<input type="checkbox"/> 現状で継続
------------	---	--------------------------------



【使用料の見直し案】

受益者負担の改善	<p>民間の指定管理者を導入したことにより、一定の経費削減には繋がっているが、施設の老朽化に伴う改修工事の増加もあり、指定管理料等の経常的な施設の維持管理経費以外の改修工事費が増大している。</p> <p>については、受益者負担の観点から、施設の維持管理経費に係る利用者の負担割合の見直しや、駐車料金の設定についての検討も必要であると考えます。</p>
その他の改善	<p>使用料の見直しだけでなく、使用区分(使用時間帯や施設の区分け等)の見直しや、学校体育施設の有効活用も並行して考えていく必要がある。</p> <p>また、体育施設の有効活用から、同種目、同一時間帯での複数団体の使用許可などの検討も必要である。</p>

【総合所見】

体育施設の維持管理には、多額の費用が必要となるため、施設を存続させるためには、受益者負担の観点からも体育施設全体として利用料金の値上げ等の見直しはやむを得ないと考える。

ただし、市の責務として、市民のスポーツ活動を進めることは重要施策の一つでもあることから、値上げをする場合でも市民のスポーツ活動が大きく減退しないよう利用料金の設定は慎重に考える必要がある。

また、利用料金の見直しだけでなく、使用区分や利用方法、学校体育施設の有効活用、指定管理料の削減対策等も並行して検討する必要がある。

事業カルテ(使用料)

担当課 | スポーツ振興課

施設名 | 総合公園体育館

1 施設の概要

開設年度 | 昭和58 年度 | ※「4 事業の沿革、変遷等」にも記載してください。

設置目的 | (当該施設を運営することによって何をめざすのか)
市民の体育及びレクリエーション、その他社会体育の振興を図り、心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

運営形態 | 直営
 指定管理
指定管理者 | 生駒市体育協会
指定管理期間 | 平成27年4月1日～令和2年3月31日
 運営委託

他市の状況 | 他市では同様の施設がない。
 他市でも同様の施設は少ない。
 全ての市ではないが、多くの市に同様の施設がある。
 全ての市に同様の施設がある。

施設規模	使用区分	延床面積	利用可能人数
	全面	2,978㎡	
	半面	1,489㎡	
	会議室		

利用状況	使用区分	利用年度	開館日数	利用実績			
				1日あたりの稼働率	うち減免を除く稼働率	1年間あたりの稼働率	うち減免を除く稼働率
				体育館	平成28年度	355	
	平成29年度	355			88.63	81.16	
	平成30年度	355			88.4	84.22	
会議室	平成28年度	355			15.9	13.32	
	平成29年度	355			11.98	8.06	
	平成30年度	355			11.71	9.36	
	平成28年度						
	平成29年度						
	平成30年度						

コスト状況	年度	収入					支出			収入/支出
		市が徴収		指定管理者が徴収(貸館)			修繕費	施設管理費・指定管理料	市債償還金	
		貸館	イベント等	第三者から徴収		自主事業				
				市に納入	指定管理者の収入	市に納入※1				
	平成28年度			5,379			31,462		17.1%	
	合計			5,379			31,462			
	平成29年度			5,081			29,774		17.1%	
	合計			5,081			29,774			
	平成30年度			5,142			32,798		15.7%	
	合計			5,142			32,798			

※総合公園S. C. 分の指定管理料は体育館に全額記載する。

※指定管理者による自主事業に係る収支は原則として除いてください。ただし、自主事業に係る収入のうち、施設利用料として指定管理者が市に納入する部分の額があれば当該金額を「指定管理者が徴収」の自主事業※1欄に記入してください。また、利用料金制を採用している場合は、施設使用料に該当する額を※2欄に記入してください。

2 使用料の概要

根拠法令	生駒市体育施設条例
積算根拠	平成21年度の「生駒市社会体育施設使用料等見直し検討会議」において体育施設使用料の見直しを行った。検討会議において出された体育施設使用料の積算根拠としては、人件費を除いた施設の維持管理経費の概ね2分の1のに相当する額を使用料として設定。
条例で定めた使用料を徴収しているか	<input checked="" type="checkbox"/> 徴収している
	<input type="checkbox"/> 徴収していない 徴収していない理由

3 使用料の課題(料金設定、時間区分、市内・市外の使用料等について、現在生じている課題、今後継続するに当たり懸念される課題)とその改善策

使用料の設定について大きな課題は無いと考えているが、市外料金や青少年料金などの設定があり、利用者の解釈の違いなどから、誤った料金での申請が見られる時がある。なお、令和2年4月使用分から障がい者料金の適用も始まるため、施設管理者が各料金設定の適用内容を正しく理解し、利用者に伝える必要がある。

また、多額の維持管理費が必要である体育施設を存続させるには、利用料金の値上げや、指定管理者が収入を増やすことができる対策(一般利用者の営利使用や目的外使用の緩和措置、指定管理者自主事業の支援など)についての検討も必要と考える。

4 事業・使用料の沿革、変遷等

※消費税増税に伴う改正分は除く

- ・昭和58年開設
 - ・平成14年7月1日:学校週休2日制の導入により青少年料金の設定(市内中学生以下の団体は一般料金の半額、土日祝日は無料)、体育館、武道館のみ市外倍額の設定
 - ・平成18年4月1日:指定管理者制度1期目(指定管理者:(財)生駒市ふれあい振興財団)
 - ・平成22年4月1日:指定管理者制度2期目(指定管理者:(一財)生駒市体育協会)
- 「生駒市社会体育施設使用料等見直し検討会議」により使用料及び使用区分等の全面見直し(公園体育施設グラウンドの有料化、青少年料金土日祝無料の廃止、附属設備使用料を規則委任)
- ・平成27年4月1日:指定管理者制度3期目(指定管理者:(一財)生駒市体育協会)
- 体育館、プールを除く市内全施設にアマ、アマ以外、営利使用、市外倍額料金の設定(体育館は以前から設定あり)
- ・令和2年4月1日:障がい者料金の設定(市内障がい者は一般料金の半額)、夜間照明を規則委任、附属設備の一部を設定及び廃止

【使用料診断】

使用料の今後の方向性	<input checked="" type="checkbox"/> 見直し	<input type="checkbox"/> 現状で継続
------------	---	--------------------------------



【使用料の見直し案】

受益者負担の改善	民間の指定管理者を導入したことにより、一定の経費削減には繋がっているが、施設の老朽化に伴う改修工事の増加もあり、指定管理料等の経常的な施設の維持管理経費以外の改修工事費が増大している。 ついでに、受益者負担の観点から、施設の維持管理経費に係る利用者の負担割合の見直しや、駐車料金の設定についての検討も必要であるとする。
その他の改善	使用料の見直しだけでなく、使用区分(使用時間帯や施設の区分け等)の見直しや、学校体育施設の有効活用も並行して考えていく必要がある。 また、体育施設の有効活用から、同種目、同一時間帯での複数団体の使用許可などの検討も必要である。

【総合所見】

体育施設の維持管理には、多額の費用が必要となるため、施設を存続させるためには、受益者負担の観点からも体育施設全体として利用料金の値上げ等の見直しはやむを得ないと考える。

ただし、市の責務として、市民のスポーツ活動を進めることは重要施策の一つでもあることから、値上げをする場合でも市民のスポーツ活動が大きく減退しないよう利用料金の設定は慎重に考える必要がある。

また、利用料金の見直しだけでなく、使用区分や利用方法、学校体育施設の有効活用、指定管理料の削減対策等も並行して検討する必要がある。

事業カルテ(使用料)

担当課 スポーツ振興課

施設名	北大和体育館
-----	--------

1 施設の概要

開設年度	平成2	年度	※「4 事業の沿革、変遷等」にも記載してください。						
設置目的	(当該施設を運営することによって何をめざすのか) 市民の体育及びレクリエーション、その他社会体育の振興を図り、心身の健全な発達に寄与することを目的とする。								
運営形態	<input type="checkbox"/> 直営								
	<input checked="" type="checkbox"/> 指定管理								
	指定管理者	生駒市体育協会							
	指定管理期間	平成28年7月1日～平成32年3月31日まで							
	<input type="checkbox"/> 運営委託								
他市の状況	<input type="checkbox"/> 他市では同様の施設がない。								
	<input type="checkbox"/> 他市でも同様の施設は少ない。								
	<input type="checkbox"/> 全ての市ではないが、多くの市に同様の施設がある。								
	<input checked="" type="checkbox"/> 全ての市に同様の施設がある。								
施設規模	使用区分	延床面積		利用可能人数					
	全面	623.7㎡							
	会議室								
利用状況	使用区分	利用年度	開館日数	利用実績					
				1日あたりの稼働率	うち減免を除く稼働率	1年間あたりの稼働率	うち減免を除く稼働率		
	体育館	平成28年度	355			92.76	92.76		
		平成29年度	355			91.02	87.46		
		平成30年度	355			89.52	86.6		
	会議室	平成28年度	355			12.87	12.87		
		平成29年度	355			13.59	12.88		
		平成30年度	355			11.15	10.44		
		平成28年度							
		平成29年度							
		平成30年度							
		平成28年度							
		平成29年度							
	平成30年度								
コスト状況	年度	収入				支出			収入/支出
		市が徴収		指定管理者が徴収(貸館)		修繕費	施設管理費・指定管理料	市債償還金	
	貸館	イベント等	第三者から徴収		自主事業				
			市に納入	指定管理者の収入	市に納入※1	指定管理者の収入※2			
	平成28年度			2,488			19,342		12.9%
	合計			2,488			19,342		
	平成29年度			2,826			21,826		12.9%
合計			2,826			21,826			
平成30年度			2,723			20,932		13.0%	
合計			2,723			20,932			

※北大和分の指定管理料は体育館に全額記載する。

※指定管理者による自主事業に係る収支は原則として除いてください。ただし、自主事業に係る収入のうち、施設利用料として指定管理者が市に納入する部分の額があれば当該金額を「指定管理者が徴収」の自主事業※1欄に記入してください。また、利用料金制を採用している場合は、施設使用料に該当する額を※2欄に記入してください。

2 使用料の概要

根拠法令	生駒市体育施設条例
積算根拠	平成21年度の「生駒市社会体育施設使用料等見直し検討会議」において体育施設使用料の見直しを行った。検討会議において出された体育施設使用料の積算根拠としては、人件費を除いた施設の維持管理経費の概ね2分の1のに相当する額を使用料として設定。
条例で定めた使用料を徴収しているか	<input checked="" type="checkbox"/> 徴収している
	<input type="checkbox"/> 徴収していない 徴収していない理由

3 使用料の課題(料金設定、時間区分、市内・市外の使用料等について、現在生じている課題、今後継続するに当たり懸念される課題)とその改善策

使用料の設定について大きな課題は無いと考えているが、市外料金や青少年料金などの設定があり、利用者の解釈の違いなどから、誤った料金での申請が見られる時がある。なお、令和2年4月使用分から障がい者料金の適用も始まるため、施設管理者が各料金設定の適用内容を正しく理解し、利用者に伝える必要がある。

また、多額の維持管理費が必要である体育施設を存続させるには、利用料金の値上げや、指定管理者が収入を増やすことができる対策(一般利用者の営利使用や目的外使用の緩和措置、指定管理者自主事業の支援など)についての検討も必要と考える。

4 事業・使用料の沿革、変遷等

<p>※消費税増税に伴う改正分は除く</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成2年開設 平成14年7月1日: 学校週休2日制の導入により青少年料金の設定(市内中学生以下の団体は一般料金の半額、土日祝日は無料)、体育館、武道館のみ市外倍額の設定 平成18年4月1日: 指定管理者制度1期目(指定管理者:(財)生駒市ふれあい振興財団) 平成22年4月1日: 指定管理者制度2期目(指定管理者:(一財)生駒市体育協会) <p>「生駒市社会体育施設使用料等見直し検討会議」により使用料及び使用区分等の全面見直し(公園体育施設グラウンドの有料化、青少年料金土日祝無料の廃止、附属設備使用料を規則委任)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成27年4月1日: 指定管理者制度3期目(指定管理者:(一財)生駒市体育協会) <p>体育館、プールを除く市内全施設にアマ、アマ以外、営利使用、市外倍額料金の設定(体育館は以前から設定あり)</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年4月1日: 障がい者料金の設定(市内障がい者は一般料金の半額)、夜間照明を規則委任、附属設備の一部を設定及び廃止
--

【使用料診断】

使用料の今後の方向性	<input checked="" type="checkbox"/> 見直し	<input type="checkbox"/> 現状で継続
------------	---	--------------------------------



【使用料の見直し案】

受益者負担の改善	<p>民間の指定管理者を導入したことにより、一定の経費削減には繋がっているが、施設の老朽化に伴う改修工事の増加もあり、指定管理料等の経常的な施設の維持管理経費以外の改修工事費が増大している。</p> <p>については、受益者負担の観点から、施設の維持管理経費に係る利用者の負担割合の見直しや、駐車料金の設定についての検討も必要であると考えます。</p>
その他の改善	<p>使用料の見直しだけでなく、使用区分(使用時間帯や施設の区分け等)の見直しや、学校体育施設の有効活用も並行して考えていく必要がある。</p> <p>また、体育施設の有効活用から、同種目、同一時間帯での複数団体の使用許可などの検討も必要である。</p>

【総合所見】

体育施設の維持管理には、多額の費用が必要となるため、施設を存続させるためには、受益者負担の観点からも体育施設全体として利用料金の値上げ等の見直しはやむを得ないと考える。

ただし、市の責務として、市民のスポーツ活動を進めることは重要施策の一つでもあることから、値上げをする場合でも市民のスポーツ活動が大きく減退しないよう利用料金の設定は慎重に考える必要がある。

また、利用料金の見直しだけでなく、使用区分や利用方法、学校体育施設の有効活用、指定管理料の削減対策等も並行して検討する必要がある。

事業カルテ(使用料)

担当課 | スポーツ振興課

施設名 | 小平尾南体育館

1 施設の概要

開設年度 | 昭和61 年度 | ※「4 事業の沿革、変遷等」にも記載してください。

設置目的 | (当該施設を運営することによって何をめざすのか)
市民の体育及びレクリエーション、その他社会体育の振興を図り、心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

運営形態 | 直営
 指定管理
指定管理者 | 生駒市体育協会
指定管理期間 | 平成27年4月1日～令和2年3月31日
 運営委託

他市の状況 | 他市では同様の施設がない。
 他市でも同様の施設は少ない。
 全ての市ではないが、多くの市に同様の施設がある。
 全ての市に同様の施設がある。

施設規模	使用区分	延床面積	利用可能人数
	全面 会議室	652㎡	

利用状況	使用区分	利用年度	開館日数	利用実績			
				1日あたりの稼働率	うち減免を除く稼働率	1年間あたりの稼働率	うち減免を除く稼働率
				体育館	平成28年度	355	
		平成29年度	355			76.61	75.61
		平成30年度	355			76.29	75.59
会議室	平成28年度	355			7.24	7.03	
		平成29年度	355			5.58	5.37
		平成30年度	355			5.98	5.82
		平成28年度					
		平成29年度					
		平成30年度					
		平成28年度					
		平成29年度					
		平成30年度					

コスト状況	年度	収入					支出			収入／支出
		市が徴収		指定管理者が徴収(貸館)			修繕費	施設管理費・指定管理料	市債償還金	
		貸館	イベント等	第三者から徴収		自主事業				
				市に納入	指定管理者の収入	市に納入※1				
	平成28年度			2,386			12,726		18.7%	
	合計			2,386			12,726			
	平成29年度			2,154			12,551		17.2%	
	合計			2,154			12,551			
	平成30年度			2,278			13,236		17.2%	
	合計			2,278			13,236			

※小平尾南分の指定管理料は体育館に全額記載する。

※指定管理者による自主事業に係る収支は原則として除いてください。ただし、自主事業に係る収入のうち、施設利用料として指定管理者が市に納入する部分の額があれば当該金額を「指定管理者が徴収」の自主事業※1欄に記入してください。また、利用料金制を採用している場合は、施設使用料に該当する額を※2欄に記入してください。

2 使用料の概要

根拠法令	生駒市体育施設条例
積算根拠	平成21年度の「生駒市社会体育施設使用料等見直し検討会議」において体育施設使用料の見直しを行った。検討会議において出された体育施設使用料の積算根拠としては、人件費を除いた施設の維持管理経費の概ね2分の1のに相当する額を使用料として設定。
条例で定めた使用料を徴収しているか	<input checked="" type="checkbox"/> 徴収している
	<input type="checkbox"/> 徴収していない 徴収していない理由

3 使用料の課題(料金設定、時間区分、市内・市外の使用料等について、現在生じている課題、今後継続するに当たり懸念される課題)とその改善策

使用料の設定について大きな課題は無いと考えているが、市外料金や青少年料金などの設定があり、利用者の解釈の違いなどから、誤った料金での申請が見られる時がある。なお、令和2年4月使用分から障がい者料金の適用も始まるため、施設管理者が各料金設定の適用内容を正しく理解し、利用者に伝える必要がある。

また、多額の維持管理費が必要である体育施設を存続させるには、利用料金の値上げや、指定管理者が収入を増やすことができる対策(一般利用者の営利使用や目的外使用の緩和措置、指定管理者自主事業の支援など)についての検討も必要と考える。

4 事業・使用料の沿革、変遷等

※消費税増税に伴う改正分は除く

- ・昭和61年開設
- ・平成14年7月1日:学校週休2日制の導入により青少年料金の設定(市内中学生以下の団体は一般料金の半額、土日祝日は無料)、体育館、武道館のみ市外倍額の設定
- ・平成18年4月1日:指定管理者制度1期目(指定管理者:(財)生駒市ふれあい振興財団)
- ・平成22年4月1日:指定管理者制度2期目(指定管理者:(一財)生駒市体育協会)

「生駒市社会体育施設使用料等見直し検討会議」により使用料及び使用区分等の全面見直し(公園体育施設グラウンドの有料化、青少年料金土日祝無料の廃止、附属設備使用料を規則委任)

- ・平成27年4月1日:指定管理者制度3期目(指定管理者:(一財)生駒市体育協会)

体育館、プールを除く市内全施設にアマ、アマ以外、営利使用、市外倍額料金の設定(体育館は以前から設定あり)

- ・令和2年4月1日:障がい者料金の設定(市内障がい者は一般料金の半額)、夜間照明を規則委任、附属設備の一部を設定及び廃止

【使用料診断】

使用料の今後の方向性	<input checked="" type="checkbox"/> 見直し	<input type="checkbox"/> 現状で継続
------------	---	--------------------------------



【使用料の見直し案】

受益者負担の改善	民間の指定管理者を導入したことにより、一定の経費削減には繋がっているが、施設の老朽化に伴う改修工事の増加もあり、指定管理料等の経常的な施設の維持管理経費以外の改修工事費が増大している。 については、受益者負担の観点から、施設の維持管理経費に係る利用者の負担割合の見直しや、駐車料金の設定についての検討も必要であると考えます。
その他の改善	使用料の見直しだけでなく、使用区分(使用時間帯や施設の区分け等)の見直しや、学校体育施設の有効活用も並行して考えていく必要がある。 また、体育施設の有効活用から、同種目、同一時間帯での複数団体の使用許可などの検討も必要である。

【総合所見】

体育施設の維持管理には、多額の費用が必要となるため、施設を存続させるためには、受益者負担の観点からも体育施設全体として利用料金の値上げ等の見直しはやむを得ないと考える。

ただし、市の責務として、市民のスポーツ活動を進めることは重要施策の一つでもあることから、値上げをする場合でも市民のスポーツ活動が大きく減退しないよう利用料金の設定は慎重に考える必要がある。

また、利用料金の見直しだけでなく、使用区分や利用方法、学校体育施設の有効活用、指定管理料の削減対策等も並行して検討する必要がある。

事業カルテ(使用料)

担当課 スポーツ振興課

施設名	井出山体育館
-----	--------

1 施設の概要

開設年度	平成3	年度	※「4 事業の沿革、変遷等」にも記載してください。						
設置目的	(当該施設を運営することによって何をめざすのか) 市民の体育及びレクリエーション、その他社会体育の振興を図り、心身の健全な発達に寄与することを目的とする。								
運営形態	<input type="checkbox"/> 直営								
	<input checked="" type="checkbox"/> 指定管理								
	指定管理者	東京アスレチッククラブ							
	指定管理期間	平成27年4月1日～令和7年3月31日							
	<input type="checkbox"/> 運営委託								
他市の状況	<input type="checkbox"/> 他市では同様の施設がない。								
	<input type="checkbox"/> 他市でも同様の施設は少ない。								
	<input type="checkbox"/> 全ての市ではないが、多くの市に同様の施設がある。								
	<input checked="" type="checkbox"/> 全ての市に同様の施設がある。								
施設規模	使用区分	延床面積		利用可能人数					
	全面	651.91㎡							
	会議室								
利用状況	使用区分	利用年度	開館日数	利用実績					
				1日あたりの稼働率	うち減免を除く稼働率	1年間あたりの稼働率	うち減免を除く稼働率		
	体育館	平成28年度	355			80.19	80.19		
		平成29年度	355			77.63	77.63		
		平成30年度	355			78.54	78.54		
	会議室	平成28年度	355			2.36	2.36		
		平成29年度	355			6.99	6.99		
		平成30年度	355			13.94	13.94		
		平成28年度							
		平成29年度							
		平成30年度							
		平成28年度							
		平成29年度							
	平成30年度								
コスト状況	年度	収入				支出			収入/支出
		市が徴収		指定管理者が徴収(貸館)		修繕費	施設管理費・指定管理料	市債償還金	
	貸館	イベント等	第三者から徴収		自主事業				
			市に納入	指定管理者の収入	市に納入※1	指定管理者の収入※2			
	平成28年度			2,287			0	#DIV/0!	
	合計			2,287			0		
	平成29年度			2,104			0	#DIV/0!	
合計			2,104			0			
平成30年度			2,176			0	#DIV/0!		
合計			2,176			0			

※指定管理料は支払っていない。

※指定管理者による自主事業に係る収支は原則として除いてください。ただし、自主事業に係る収入のうち、施設利用料として指定管理者が市に納入する部分の額があれば当該金額を「指定管理者が徴収」の自主事業※1欄に記入してください。また、利用料金制を採用している場合は、施設使用料に該当する額を※2欄に記入してください。

2 使用料の概要

根拠法令	生駒市体育施設条例
積算根拠	平成21年度の「生駒市社会体育施設使用料等見直し検討会議」において体育施設使用料の見直しを行った。検討会議において出された体育施設使用料の積算根拠としては、人件費を除いた施設の維持管理経費の概ね2分の1のに相当する額を使用料として設定。
条例で定めた使用料を徴収しているか	<input checked="" type="checkbox"/> 徴収している
	<input type="checkbox"/> 徴収していない 徴収していない理由

3 使用料の課題(料金設定、時間区分、市内・市外の使用料等について、現在生じている課題、今後継続するに当たり懸念される課題)とその改善策

<p>井出山体育施設は、指定管理者による独立採算制での運営のため指定管理料が一切発生しておらず、使用料の設定について大きな課題は無いと考えている。しかしながら、使用料に関しては、他の市内の同種同規模体育施設との整合性を図る必要がある。また、他の体育施設と同様に、市外料金や青少年料金などの設定があり、利用者の解釈の違いなどから、誤った料金での申請が見られる時がある。なお、令和2年4月使用分から障がい者料金の適用も始まるため、施設管理者が各料金設定の適用内容を正しく理解し、利用者に伝える必要がある。</p> <p>なお、独立採算制であることから、健全な施設の管理運営を保つため、利用料金の値上げや、指定管理者が収入を増やすことができる対策(一般利用者の営利使用や目的外使用の緩和措置、指定管理者自主事業の支援など)についての検討も必要と考える。</p>

4 事業・使用料の沿革、変遷等

<p>※消費税増税に伴う改正分は除く</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成3年開設 平成14年7月1日：学校週休2日制の導入により青少年料金の設定(市内中学生以下の団体は一般料金の半額、土日祝日は無料)、体育館、武道館のみ市外倍額の設定 平成18年4月1日：指定管理者制度1期目(指定管理者：(財)生駒市ふれあい振興財団) 平成22年4月1日：指定管理者制度2期目(指定管理者：(株)アクアテック) 「生駒市社会体育施設使用料等見直し検討会議」により使用料及び使用区分等の全面見直し(公園体育施設グラウンドの有料化、青少年料金土日祝無料の廃止、附属設備使用料を規則委任) 平成27年4月1日：指定管理者制度3期目(指定管理者：(株)東京アスレティッククラブ) 体育館、プールを除く市内全施設にアマ、アマ以外、営利使用、市外倍額料金の設定(体育館は以前から設定あり) 平群町相互利用対象施設となる 令和2年4月1日：障がい者料金の設定(市内障がい者は一般料金の半額)、夜間照明を規則委任、附属設備の一部を設定及び廃止

【使用料診断】

使用料の今後の方向性	<input checked="" type="checkbox"/> 見直し	<input type="checkbox"/> 現状で継続
------------	---	--------------------------------



【使用料の見直し案】

受益者負担の改善	<p>民間の指定管理者を導入したことにより、一定の経費削減には繋がっているが、施設の老朽化に伴う改修工事の増加もあり、指定管理料等の経常的な施設の維持管理経費以外の改修工事費が増大している。</p> <p>については、受益者負担の観点から、施設の維持管理経費に係る利用者の負担割合の見直しや、駐車料金の設定についての検討も必要であると考えます。</p>
その他の改善	<p>使用料の見直しだけでなく、使用区分(使用時間帯や施設の区分け等)の見直しや、学校体育施設の有効活用も並行して考えていく必要がある。</p> <p>また、体育施設の有効活用から、同種目、同一時間帯での複数団体の使用許可などの検討も必要である。</p>

【総合所見】

<p>当該施設は指定管理料は発生していないが、体育施設の維持管理には、改修費用等の一定の費用は必要となるため、施設を存続させるためには、受益者負担の観点からも体育施設全体として利用料金の値上げ等の見直しはやむを得ないと考える。</p> <p>ただし、市の責務として、市民のスポーツ活動を進めることは重要施策の一つでもあることから、値上げをする場合でも市民のスポーツ活動が大きく減退しないよう利用料金の設定は慎重に考える必要がある。</p> <p>また、利用料金の見直しだけでなく、使用区分や利用方法、学校体育施設の有効活用等も並行して検討する必要がある。</p>

事業カルテ(使用料)

担当課 スポーツ振興課

施設名 むかいやま公園体育館

1 施設の概要

開設年度	平成11年度	※「4 事業の沿革、変遷等」にも記載してください。								
設置目的	(当該施設を運営することによって何をめざすのか) 市民の体育及びレクリエーション、その他社会体育の振興を図り、心身の健全な発達に寄与することを目的とする。									
運営形態	<input type="checkbox"/> 直営									
	<input checked="" type="checkbox"/> 指定管理									
	指定管理者	生駒市体育協会								
	指定管理期間	平成27年4月1日～令和2年3月31日								
	<input type="checkbox"/> 運営委託									
他市の状況	<input type="checkbox"/> 他市では同様の施設がない。									
	<input type="checkbox"/> 他市でも同様の施設は少ない。									
	<input checked="" type="checkbox"/> 全ての市ではないが、多くの市に同様の施設がある。									
	<input type="checkbox"/> 全ての市に同様の施設がある。									
施設規模	使用区分	延床面積		利用可能人数						
	全面	934.84㎡								
利用状況	使用区分	利用年度	開館日数	利用実績						
				1日あたりの稼働率	うち減免を除く稼働率	1年間あたりの稼働率	うち減免を除く稼働率			
	体育館	平成28年度	355			89.87	88.73			
		平成29年度	355			92.24	91.17			
		平成30年度	355			92.69	91.83			
		平成28年度								
		平成29年度								
		平成30年度								
		平成28年度								
		平成29年度								
		平成30年度								
		平成28年度								
		平成29年度								
平成30年度										
コスト状況	年度	収入					支出			収入/支出
		市が徴収		指定管理者が徴収(貸館)			修繕費	施設管理費・指定管理料	市債償還金	
	貸館	イベント等	第三者から徴収		自主事業					
			市に納入	指定管理者の収入	市に納入※1	指定管理者の収入※2				
	平成28年度			2,844				17507		16.2%
	合計				2,844				17507	
	平成29年度			2,902				17142		16.9%
	合計				2,902				17142	
	平成30年度			2,839				17506		16.2%
	合計				2,839				17506	

※むかいやま公園の指定管理料は体育館に全額記載する。

※指定管理者による自主事業に係る収支は原則として除いてください。ただし、自主事業に係る収入のうち、施設利用料として指定管理者が市に納入する部分の額があれば当該金額を「指定管理者が徴収」の自主事業※1欄に記入してください。また、利用料金制を採用している場合は、施設使用料に該当する額を※2欄に記入してください。

2 使用料の概要

根拠法令	生駒市体育施設条例
積算根拠	平成21年度の「生駒市社会体育施設使用料等見直し検討会議」において体育施設使用料の見直しを行った。検討会議において出された体育施設使用料の積算根拠としては、人件費を除いた施設の維持管理経費の概ね2分の1のに相当する額を使用料として設定。
条例で定めた使用料を徴収しているか	<input checked="" type="checkbox"/> 徴収している
	<input type="checkbox"/> 徴収していない 徴収していない理由

3 使用料の課題(料金設定、時間区分、市内・市外の使用料等について、現在生じている課題、今後継続するに当たり懸念される課題)とその改善策

使用料の設定について大きな課題は無いと考えているが、市外料金や青少年料金などの設定があり、利用者の解釈の違いなどから、誤った料金での申請が見られる時がある。なお、令和2年4月使用分から障がい者料金の適用も始まるため、施設管理者が各料金設定の適用内容を正しく理解し、利用者に伝える必要がある。

また、多額の維持管理費が必要である体育施設を存続させるには、利用料金の値上げや、指定管理者が収入を増やすことができる対策(一般利用者の営利使用や目的外使用の緩和措置、指定管理者自主事業の支援など)についての検討も必要と考える。

4 事業・使用料の沿革、変遷等

※消費税増税に伴う改正分は除く

- 平成11年開設
- 平成14年7月1日：学校週休2日制の導入により青少年料金の設定(市内中学生以下の団体は一般料金の半額、土日祝日は無料)、体育館、武道館のみ市外倍額の設定
- 平成18年4月1日：指定管理者制度1期目(指定管理者：(財)生駒市ふれあい振興財団)
- 平成22年4月1日：指定管理者制度2期目(指定管理者：(一財)生駒市体育協会)
- 「生駒市社会体育施設使用料等見直し検討会議」により使用料及び使用区分等の全面見直し(公園体育施設グラウンドの有料化、青少年料金土日祝無料の廃止、附属設備使用料を規則委任)
- 平成27年4月1日：指定管理者制度3期目(指定管理者：(一財)生駒市体育協会)
- 体育館、プールを除く市内全施設にアマ、アマ以外、営利使用、市外倍額料金の設定(体育館は以前から設定あり)
- 平群町相互利用対象施設となる
- 令和2年4月1日：障がい者料金の設定(市内障がい者は一般料金の半額)、夜間照明を規則委任、附属設備の一部を設定及び廃止

【使用料診断】

使用料の今後の方向性	<input checked="" type="checkbox"/> 見直し	<input type="checkbox"/> 現状で継続
------------	---	--------------------------------



【使用料の見直し案】

受益者負担の改善	民間の指定管理者を導入したことにより、一定の経費削減には繋がっているが、施設の老朽化に伴う改修工事の増加もあり、指定管理料等の経常的な施設の維持管理経費以外の改修工事費が増大している。 については、受益者負担の観点から、施設の維持管理経費に係る利用者の負担割合の見直しや、駐車料金の設定についての検討も必要であると考えます。
その他の改善	使用料の見直しだけではなく、使用区分(使用時間帯や施設の区分け等)の見直しや、学校体育施設の有効活用も並行して考えていく必要がある。 また、体育施設の有効活用から、同種目、同一時間帯での複数団体の使用許可などの検討も必要である。

【総合所見】

体育施設の維持管理には、多額の費用が必要となるため、施設を存続させるためには、受益者負担の観点からも体育施設全体として利用料金の値上げ等の見直しはやむを得ないと考える。

ただし、市の責務として、市民のスポーツ活動を進めることは重要施策の一つでもあることから、値上げをする場合でも市民のスポーツ活動が大きく減退しないよう利用料金の設定は慎重に考える必要がある。

また、利用料金の見直しだけではなく、使用区分や利用方法、学校体育施設の有効活用、指定管理料の削減対策等も並行して検討する必要がある。

事業カルテ(使用料)

担当課 | スポーツ振興課

施設名	武道館
-----	-----

1 施設の概要

開設年度	平成元 年度	※「4 事業の沿革、変遷等」にも記載してください。
------	--------	---------------------------

設置目的	(当該施設を運営することによって何をめざすのか) 市民の体育及びレクリエーション、その他社会体育の振興を図り、心身の健全な発達に寄与することを目的とする。
------	--

運営形態	<input type="checkbox"/> 直営 <input checked="" type="checkbox"/> 指定管理 指定管理者 生駒市体育協会 指定管理期間 平成27年4月1日～令和2年3月31日 <input type="checkbox"/> 運営委託
------	---

他市の状況	<input type="checkbox"/> 他市では同様の施設がない。 <input type="checkbox"/> 他市でも同様の施設は少ない。 <input checked="" type="checkbox"/> 全ての市ではないが、多くの市に同様の施設がある。 <input type="checkbox"/> 全ての市に同様の施設がある。
-------	--

施設規模	使用区分	延床面積	利用可能人数
	全面	859.45㎡	
	半面		

利用状況	使用区分	利用年度	開館日数	利用実績			
				1日あたりの稼働率	うち減免を除く稼働率	1年間あたりの稼働率	うち減免を除く稼働率
				武道館	平成28年度	355	
	平成29年度	355			61.42	58.34	
	平成30年度	355			62.66	60	
	平成28年度						
	平成29年度						
	平成30年度						
	平成28年度						
	平成29年度						
	平成30年度						
	平成28年度						
	平成29年度						
	平成30年度						

コスト状況	年度	収入					支出			収入/支出
		市が徴収		指定管理者が徴収(貸館)			修繕費	施設管理費・指定管理料	市債償還金	
		貸館	イベント等	第三者から徴収		自主事業				
				市に納入	指定管理者の収入	市に納入※1				
	平成28年度				1,075					#DIV/0!
	合計				1,075					0
	平成29年度				1,275					#DIV/0!
	合計				1,275					0
	平成30年度				1,266					#DIV/0!
	合計				1,266					0

※滝寺S. C. 分の指定管理料は体育館に全額記載する。

※指定管理者による自主事業に係る収支は原則として除いてください。ただし、自主事業に係る収入のうち、施設利用料として指定管理者が市に納入する部分の額があれば当該金額を「指定管理者が徴収」の自主事業※1欄に記入してください。また、利用料金制を採用している場合は、施設使用料に該当する額を※2欄に記入してください。

2 使用料の概要

根拠法令	生駒市体育施設条例
積算根拠	平成21年度の「生駒市社会体育施設使用料等見直し検討会議」において体育施設使用料の見直しを行った。検討会議において出された体育施設使用料の積算根拠としては、人件費を除いた施設の維持管理経費の概ね2分の1のに相当する額を使用料として設定。
条例で定めた使用料を徴収しているか	<input checked="" type="checkbox"/> 徴収している
	<input type="checkbox"/> 徴収していない 徴収していない理由

3 使用料の課題(料金設定、時間区分、市内・市外の使用料等について、現在生じている課題、今後継続するに当たり懸念される課題)とその改善策

使用料の設定について大きな課題は無いと考えているが、市外料金や青少年料金などの設定があり、利用者の解釈の違いなどから、誤った料金での申請が見られる時がある。なお、令和2年4月使用分から障がい者料金の適用も始まるため、施設管理者が各料金設定の適用内容を正しく理解し、利用者に伝える必要がある。

また、多額の維持管理費が必要である体育施設を存続させるには、利用料金の値上げや、指定管理者が収入を増やすことができる対策(一般利用者の営利使用や目的外使用の緩和措置、指定管理者自主事業の支援など)についての検討も必要と考える。

4 事業・使用料の沿革、変遷等

<p>※消費税増税に伴う改正分は除く</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成元年開設 ・平成14年7月1日:学校週休2日制の導入により青少年料金の設定(市内中学生以下の団体は一般料金の半額、土日祝日は無料)、体育館、武道館のみ市外倍額の設定 ・平成18年4月1日:指定管理者制度1期目(指定管理者:(財)生駒市ふれあい振興財団) ・平成22年4月1日:指定管理者制度2期目(指定管理者:(一財)生駒市体育協会) <p>「生駒市社会体育施設使用料等見直し検討会議」により使用料及び使用区分等の全面見直し(公園体育施設グラウンドの有料化、青少年料金土日祝無料の廃止、附属設備使用料を規則委任)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年4月1日:指定管理者制度3期目(指定管理者:(一財)生駒市体育協会) <p>体育館、プールを除く市内全施設にアマ、アマ以外、営利使用、市外倍額料金の設定(体育館は以前から設定あり)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年4月1日:障がい者料金の設定(市内障がい者は一般料金の半額)、夜間照明を規則委任、附属設備の一部を設定及び廃止

【使用料診断】

使用料の今後の方向性	<input checked="" type="checkbox"/> 見直し	<input type="checkbox"/> 現状で継続
------------	---	--------------------------------



【使用料の見直し案】

受益者負担の改善	<p>民間の指定管理者を導入したことにより、一定の経費削減には繋がっているが、施設の老朽化に伴う改修工事の増加もあり、指定管理料等の経常的な施設の維持管理経費以外の改修工事費が増大している。</p> <p>については、受益者負担の観点から、施設の維持管理経費に係る利用者の負担割合の見直しや、駐車料金の設定についての検討も必要であると考えます。</p>
その他の改善	<p>使用料の見直しだけではなく、使用区分(使用時間帯や施設の区分け等)の見直しや、学校体育施設の有効活用も並行して考えていく必要がある。</p> <p>また、体育施設の有効活用から、同種目、同一時間帯での複数団体の使用許可などの検討も必要である。</p>

【総合所見】

体育施設の維持管理には、多額の費用が必要となるため、施設を存続させるためには、受益者負担の観点からも体育施設全体として利用料金の値上げ等の見直しはやむを得ないと考える。

ただし、市の責務として、市民のスポーツ活動を進めることは重要施策の一つでもあることから、値上げをする場合でも市民のスポーツ活動が大きく減退しないよう利用料金の設定は慎重に考える必要がある。

また、利用料金の見直しだけではなく、使用区分や利用方法、学校体育施設の有効活用、指定管理料の削減対策等も並行して検討する必要がある。

事業カルテ(使用料)

担当課 | スポーツ振興課

施設名	井出山屋内温水プール
-----	------------

1 施設の概要

開設年度	平成22年度	年度	※「4 事業の沿革、変遷等」にも記載してください。		
設置目的	(当該施設を運営することによって何をめざすのか) 市民の体育及びレクリエーション、その他社会体育の振興を図り、心身の健全な発達に寄与することを目的とする。				
運営形態	<input type="checkbox"/> 直営 <input checked="" type="checkbox"/> 指定管理				
	指定管理者 東京アスレチッククラブ				
	指定管理期間 平成27年4月1日～令和7年3月31日				
他市の状況	<input type="checkbox"/> 他市では同様の施設がない。				
	<input type="checkbox"/> 他市でも同様の施設は少ない。				
	<input checked="" type="checkbox"/> 全ての市ではないが、多くの市に同様の施設がある。				
	<input type="checkbox"/> 全ての市に同様の施設がある。				
施設規模	使用区分	延床面積	利用可能人数		
	プール	1673.45㎡	25mプール×7コース 幼児用プール、ジャグジー、トレーニングジム、スタジオ		

利用状況	使用区分	利用年度	開館日数	利用実績			
				1日あたりの稼働率	うち減免を除く稼働率	1年間あたりの利用者数	うち減免を除く稼働率
				プール	平成28年度	339	/
	平成29年度	339	/	/	124,920人	/	
	平成30年度	338	/	/	130,359人	/	
	平成28年度						
	平成29年度						
	平成30年度						
	平成28年度						
	平成29年度						
	平成30年度						
	平成28年度						
	平成29年度						
	平成30年度						

コスト状況	年度	収入					支出			収入/支出
		市が徴収		指定管理者が徴収(貸館)			修繕費	施設管理費・指定管理料	市債償還金	
		貸館	イベント等	第三者から徴収		自主事業				
				市に納入	指定管理者の収入	市に納入※1				
平成28年度				111,834						#DIV/0!
合計				111,834					0	
平成29年度				113,633						#DIV/0!
合計				113,633					0	
平成30年度				118,709						#DIV/0!
合計				118,709					0	

※指定管理料は支払っていない。

※指定管理者による自主事業に係る収支は原則として除いてください。ただし、自主事業に係る収入のうち、施設利用料として指定管理者が市に納入する部分の額があれば当該金額を「指定管理者が徴収」の自主事業※1欄に記入してください。また、利用料金制を採用している場合は、施設使用料に該当する額を※2欄に記入してください。

2 使用料の概要

根拠法令	生駒市体育施設条例
積算根拠	施設設計時に指定管理者候補者を募集し、その際の施設使用料の提案金額を適用。
条例で定めた使用料を徴収しているか	<input checked="" type="checkbox"/> 徴収している
	<input type="checkbox"/> 徴収していない 徴収していない理由

3 使用料の課題(料金設定、時間区分、市内・市外の使用料等について、現在生じている課題、今後継続するに当たり懸念される課題)とその改善策

井出山屋内温水プールは、井出山体育施設全体を含め、指定管理者による独立採算制での運営のため指定管理料が一切発生しておらず、使用料の設定について大きな課題は無いと考えている。 なお、独立採算制であることから、健全な施設の管理運営を保つため、利用料金の定期的な見直しや、指定管理者が収入を増やすことができる対策(指定管理者自主事業の支援など)についての検討も必要と考える。

4 事業・使用料の沿革、変遷等

<p>※消費税増税に伴う改正分は除く</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成22年4月1日開設 指定管理者制度1期目(指定管理者:(株)アクアティック) 平群町相互利用対象施設となる 平成27年4月1日 指定管理者制度2期目開始(指定管理者:(株)東京アスレティッククラブ) 施設開設当初から条例上で設定されている料金設定以外に、自主事業で各種料金設定あり(当初から障がい者料金の設定あり)
--

【使用料診断】

使用料の今後の方向性	<input type="checkbox"/> 見直し	<input checked="" type="checkbox"/> 現状で継続
------------	------------------------------	---



【使用料の見直し案】

受益者負担の改善	
その他の改善	

【総合所見】

<p>当該施設は指定管理料は発生していないが、施設の維持管理には、改修費用等の一定の費用は必要となる。 今後も独立採算制での指定管理者制度を維持するために、指定管理者の管理運営業務の支援は継続して続けていく必要がある。</p>

事業カルテ(使用料)

担当課 | スポーツ振興課

施設名	イモ山公園プール
-----	----------

1 施設の概要

開設年度	昭和56	年度	※「4 事業の沿革、変遷等」にも記載してください。
------	------	----	---------------------------

設置目的	(当該施設を運営することによって何をめざすのか) 市民の体育及びレクリエーション、その他社会体育の振興を図り、心身の健全な発達に寄与することを目的とする。
------	--

運営形態	<input type="checkbox"/> 直営 <input checked="" type="checkbox"/> 指定管理 指定管理者 生駒市体育協会 指定管理期間 平成27年4月1日～令和2年3月31日 <input type="checkbox"/> 運営委託
------	---

他市の状況	<input type="checkbox"/> 他市では同様の施設がない。 <input type="checkbox"/> 他市でも同様の施設は少ない。 <input checked="" type="checkbox"/> 全ての市ではないが、多くの市に同様の施設がある。 <input type="checkbox"/> 全ての市に同様の施設がある。
-------	--

施設規模	使用区分	敷地面積	利用可能人数
	プール	1,600㎡	25mプール×5コース、幼児用プール

利用状況	使用区分	利用年度	開館日数	利用実績				
				1日あたりの稼働率	うち減免を除く稼働率	1年間あたりの稼働率	うち減免を除く稼働率	
	プール	平成28年度	43			19,934人		
		平成29年度	43			17,414人		
		平成30年度	43			13,393人		
			平成28年度					
			平成29年度					
			平成30年度					
			平成28年度					
			平成29年度					
			平成30年度					
			平成28年度					
			平成29年度					
			平成30年度					

コスト状況	年度	収入					支出			収入/支出
		市が徴収		指定管理者が徴収(貸館)			修繕費	施設管理費・指定管理料	市債償還金	
		貸館	イベント等	第三者から徴収		自主事業				
				市に納入	指定管理者の収入	市に納入※1				
	平成28年度				1,780					#DIV/0!
	合計				1780					0
	平成29年度				920					#DIV/0!
	合計				920					0
	平成30年度				759					#DIV/0!
	合計				759					0

※指定管理料はグラウンドに記載

※指定管理者による自主事業に係る収支は原則として除いてください。ただし、自主事業に係る収入のうち、施設利用料として指定管理者が市に納入する部分の額があれば当該金額を「指定管理者が徴収」の自主事業※1欄に記入してください。また、利用料金制を採用している場合は、施設使用料に該当する額を※2欄に記入してください。

2 使用料の概要

根拠法令	生駒市体育施設条例
積算根拠	開設当初の積算根拠資料が存在しないため不明
条例で定めた使用料を徴収しているか	<input checked="" type="checkbox"/> 徴収している
	<input type="checkbox"/> 徴収していない 徴収していない理由

3 使用料の課題(料金設定、時間区分、市内・市外の使用料等について、現在生じている課題、今後継続するに当たり懸念される課題)とその改善策

使用料の設定について大きな課題は無いと考えているが、現在は地球温暖化対策や省エネルギー普及の一環で市内利用者は無料となっている。
多額の維持管理費が必要である体育施設を存族させるには、利用料金の値上げや、指定管理者が収入を増やすことができる対策(指定管理者自主事業の支援など)についての検討も必要と考える。

4 事業・使用料の沿革、変遷等

※消費税増税に伴う改正分は除く

- ・昭和56年開設
- ・平成18年4月1日:指定管理者制度1期目(指定管理者:(財)生駒市ふれあい振興財団)
- ・平成22年4月1日:指定管理者制度2期目(指定管理者:(一財)生駒市体育協会)
- ・平成23年8月1日から地球温暖化対策や省エネルギー普及の一環で無料開放
- ・平成27年4月1日:指定管理者制度3期目(指定管理者:(一財)生駒市体育協会)
- ・平成28年度から市外利用者のみ有料
- ・令和2年4月1日:障がい者料金の設定(市内障がい者は一般料金の半額)

【使用料診断】

使用料の今後の方向性	<input checked="" type="checkbox"/> 見直し	<input type="checkbox"/> 現状で継続
------------	---	--------------------------------



【使用料の見直し案】

受益者負担の改善	民間の指定管理者を導入したことにより、一定の経費削減には繋がっているが、施設の老朽化に伴う改修工事の増加もあり、指定管理料等の経常的な施設の維持管理経費以外の改修工事費が増大している。 については、受益者負担の観点から、施設の維持管理経費に係る利用者の負担割合の見直しや、駐車料金の設定についての検討も必要であるとする。
その他の改善	

【総合所見】

体育施設の維持管理には、多額の費用が必要となるため、施設を存続させるためには、受益者負担の観点からも体育施設全体として利用料金の値上げ等の見直しはやむを得ないと考える。
ただし、市の責務として、市民のスポーツ活動を進めることは重要施策の一つでもあることから、値上げをする場合でも市民のスポーツ活動が大きく減退しないよう利用料金の設定は慎重に考える必要がある。
また、利用料金の見直しだけでなく、使用区分や利用方法、学校体育施設の有効活用、指定管理料の削減対策等も並行して検討する必要がある。

事業カルテ(使用料)

担当課 | スポーツ振興課

施設名	滝寺公園プール
-----	---------

1 施設の概要

開設年度	昭和47	年度	※「4 事業の沿革、変遷等」にも記載してください。
------	------	----	---------------------------

設置目的	(当該施設を運営することによって何をめざすのか) 市民の体育及びレクリエーション、その他社会体育の振興を図り、心身の健全な発達に寄与することを目的とする。
------	--

運営形態	<input type="checkbox"/> 直営 <input checked="" type="checkbox"/> 指定管理 指定管理者 生駒市体育協会 指定管理期間 平成27年4月1日～令和2年3月31日 <input type="checkbox"/> 運営委託
------	---

他市の状況	<input type="checkbox"/> 他市では同様の施設がない。 <input type="checkbox"/> 他市でも同様の施設は少ない。 <input type="checkbox"/> 全ての市ではないが、多くの市に同様の施設がある。 <input checked="" type="checkbox"/> 全ての市に同様の施設がある。
-------	--

施設規模	使用区分	敷地面積	利用可能人数
	プール	3,500㎡	50mプール×7コース 幼児用プール

利用状況	使用区分	利用年度	開館日数	利用実績				
				1日あたりの稼働率	うち減免を除く稼働率	1年間あたりの稼働率	うち減免を除く稼働率	
	プール	平成28年度	43			12,094		
		平成29年度	43			9,313		
		平成30年度	43			8,479		
			平成28年度					
			平成29年度					
			平成30年度					
			平成28年度					
			平成29年度					
			平成30年度					
			平成28年度					
			平成29年度					
			平成30年度					

コスト状況	年度	収入					支出			収入/支出
		市が徴収		指定管理者が徴収(貸館)			修繕費	施設管理費・指定管理料	市債償還金	
		貸館	イベント等	第三者から徴収		自主事業				
				市に納入	指定管理者の収入	市に納入※1				
	平成28年度				514					#DIV/0!
	合計				514					0
	平成29年度				313					#DIV/0!
	合計				313					0
	平成30年度				305					#DIV/0!
	合計				305					0

※滝寺S. C. 分指定管理料は体育館に全額記載する。

※指定管理者による自主事業に係る収支は原則として除いてください。ただし、自主事業に係る収入のうち、施設利用料として指定管理者が市に納入する部分の額があれば当該金額を「指定管理者が徴収」の自主事業※1欄に記入してください。また、利用料金制を採用している場合は、施設使用料に該当する額を※2欄に記入してください。

2 使用料の概要

根拠法令	生駒市体育施設条例
積算根拠	開設当初の積算根拠資料が存在しないため不明
条例で定めた使用料を徴収しているか	<input checked="" type="checkbox"/> 徴収している
	<input type="checkbox"/> 徴収していない
	徴収していない理由

3 使用料の課題(料金設定、時間区分、市内・市外の使用料等について、現在生じている課題、今後継続するに当たり懸念される課題)とその改善策

使用料の設定について大きな課題は無いと考えているが、現在は地球温暖化対策や省エネルギー普及の一環で市内利用者は無料となっている。
多額の維持管理費が必要である体育施設を存族させるには、利用料金の値上げや、指定管理者が収入を増やすことができる対策(指定管理者自主事業の支援など)についての検討も必要と考える。

4 事業・使用料の沿革、変遷等

※消費税増税に伴う改正分は除く
 ・昭和47年開設
 ・平成18年4月1日:指定管理者制度1期目(指定管理者:(財)生駒市ふれあい振興財団)
 ・平成22年4月1日:指定管理者制度2期目(指定管理者:(一財)生駒市体育協会)
 ・平成23年8月1日から地球温暖化対策や省エネルギー普及の一環で無料開放
 ・平成27年4月1日:指定管理者制度3期目(指定管理者:(一財)生駒市体育協会)
 ・平成28年度から市外利用者のみ有料
 ・令和2年4月1日:障がい者料金の設定(市内障がい者は一般料金の半額)

【使用料診断】

使用料の今後の方向性	<input checked="" type="checkbox"/> 見直し	<input type="checkbox"/> 現状で継続
------------	---	--------------------------------



【使用料の見直し案】

受益者負担の改善	民間の指定管理者を導入したことにより、一定の経費削減には繋がっているが、施設の老朽化に伴う改修工事の増加もあり、指定管理料等の経常的な施設の維持管理経費以外の改修工事費が増大している。 ついでに、受益者負担の観点から、施設の維持管理経費に係る利用者の負担割合の見直しや、駐車料金の設定についての検討も必要であるとする。
その他の改善	

【総合所見】

体育施設の維持管理には、多額の費用が必要となるため、施設を存続させるためには、受益者負担の観点からも体育施設全体として利用料金の値上げ等の見直しはやむを得ないと考える。
ただし、市の責務として、市民のスポーツ活動を進めることは重要施策の一つでもあることから、値上げをする場合でも市民のスポーツ活動が大きく減退しないよう利用料金の設定は慎重に考える必要がある。
また、利用料金の見直しだけでなく、使用区分や利用方法、学校体育施設の有効活用、指定管理料の削減対策等も並行して検討する必要がある。

事業カルテ(使用料)

担当課 | スポーツ振興課

施設名	生駒北スポーツセンター野球場
-----	----------------

1 施設の概要

開設年度	平成26	年度	※「4 事業の沿革、変遷等」にも記載してください。
------	------	----	---------------------------

設置目的	(当該施設を運営することによって何をめざすのか) 市民の体育及びレクリエーション、その他社会体育の振興を図り、心身の健全な発達に寄与することを目的とする。
------	--

運営形態	<input type="checkbox"/> 直営 <input checked="" type="checkbox"/> 指定管理 指定管理者 株式会社東大阪スタジアム 指定管理期間 平成27年1月1日から平成32年3月31日まで(5年3ヶ月間) <input type="checkbox"/> 運営委託
------	--

他市の状況	<input type="checkbox"/> 他市では同様の施設がない。 <input type="checkbox"/> 他市でも同様の施設は少ない。 <input type="checkbox"/> 全ての市ではないが、多くの市に同様の施設がある。 <input checked="" type="checkbox"/> 全ての市に同様の施設がある。
-------	--

施設規模	使用区分	敷地面積	利用可能人数
	野球場	12,570.5㎡	

	使用区分	利用年度	開館日数	利用実績			
				1日あたりの稼働率	うち減免を除く稼働率	1年間あたりの稼働率	うち減免を除く稼働率
利用状況	野球場	平成28年度	355			22.49	21.3
		平成29年度	355			17.19	15.89
		平成30年度	355			15.55	14.71
		平成28年度					
		平成29年度					
		平成30年度					
		平成28年度					
		平成29年度					
		平成30年度					
		平成28年度					
		平成29年度					
		平成30年度					

	年度	収入						支出			収入/支出
		市が徴収		指定管理者が徴収(貸館)				修繕費	施設管理費・指定管理料	市債償還金	
		貸館	イベント等	第三者から徴収		自主事業					
				市に納入	指定管理者の収入	市に納入※1	指定管理者の収入※2				
コスト状況	平成28年度			273							#DIV/0!
	合計										
	平成29年度			302							#DIV/0!
	合計										
	平成30年度			207							#DIV/0!
	合計										

※指定管理料を振り分けることが困難なため、体育館に全額記載する。

※指定管理者による自主事業に係る収支は原則として除いてください。ただし、自主事業に係る収入のうち、施設利用料として指定管理者が市に納入する部分の額があれば当該金額を「指定管理者が徴収」の自主事業※1欄に記入してください。また、利用料金制を採用している場合は、施設使用料に該当する額を※2欄に記入してください。

2 使用料の概要

根拠法令	生駒市体育施設条例
積算根拠	既に開設されている、同種同規模の体育施設使用料を適用
条例で定めた使用料を徴収しているか	<input checked="" type="checkbox"/> 徴収している
	<input type="checkbox"/> 徴収していない 徴収していない理由

3 使用料の課題(料金設定、時間区分、市内・市外の使用料等について、現在生じている課題、今後継続するに当たり懸念される課題)とその改善策

使用料の設定について大きな課題は無いと考えているが、市外料金や青少年料金などの設定があり、利用者の解釈の違いなどから、誤った料金での申請が見られる時がある。なお、令和2年4月使用分から障がい者料金の適用も始まるため、施設管理者が各料金設定の適用内容を正しく理解し、利用者に伝える必要がある。

また、多額の維持管理費が必要である体育施設を存続させるには、利用料金の値上げや、指定管理者が収入を増やすことができる対策(一般利用者の営利使用や目的外使用の緩和措置、指定管理者自主事業の支援など)についての検討も必要と考える。

4 事業・使用料の沿革、変遷等

※消費税増税に伴う改正分は除く

- 平成27年2月22日:生駒北SC体育館開設 指定管理者制度1期目(指定管理者:HOSグループ)
- 平成27年3月22日:生駒北SC全施設開設(グラウンド、野球場、テニスコート)
- 平成27年4月1日:体育館を除く全施設にアマ、アマ以外、営利使用、市外倍額料金の設定(体育館は以前から設定あり)
- 令和2年4月1日:障がい者料金の設定(市内障がい者は一般料金の半額)、夜間照明を規則委任、附属設備の一部を設定及び廃止

【使用料診断】

使用料の今後の方向性	<input checked="" type="checkbox"/> 見直し	<input type="checkbox"/> 現状で継続
------------	---	--------------------------------



【使用料の見直し案】

受益者負担の改善	民間の指定管理者を導入したことにより、一定の経費削減には繋がっているが、施設の老朽化に伴う改修工事の増加もあり、指定管理料等の経常的な施設の維持管理経費以外の改修工事費が増大している。 については、受益者負担の観点から、施設の維持管理経費に係る利用者の負担割合の見直しや、駐車料金の設定についての検討も必要であると考えます。
その他の改善	使用料の見直しだけでなく、使用区分(使用時間帯や施設の区分け等)の見直しや、学校体育施設の有効活用も並行して考えていく必要がある。 また、体育施設の有効活用から、同種目、同一時間帯での複数団体の使用許可などの検討も必要である。

【総合所見】

体育施設の維持管理には、多額の費用が必要となるため、施設を存続させるためには、受益者負担の観点からも体育施設全体として利用料金の値上げ等の見直しはやむを得ないと考える。

ただし、市の責務として、市民のスポーツ活動を進めることは重要施策の一つでもあることから、値上げをする場合でも市民のスポーツ活動が大きく減退しないよう利用料金の設定は慎重に考える必要がある。

また、利用料金の見直しだけでなく、使用区分や利用方法、学校体育施設の有効活用、指定管理料の削減対策等も並行して検討する必要がある。

事業カルテ(使用料)

担当課 | スポーツ振興課

施設名 | 生駒北スポーツセンターグラウンド

1 施設の概要

開設年度	平成26	年度	※「4 事業の沿革、変遷等」にも記載してください。						
設置目的	(当該施設を運営することによって何をめざすのか) 市民の体育及びレクリエーション、その他社会体育の振興を図り、心身の健全な発達に寄与することを目的とする。								
運営形態	<input type="checkbox"/> 直営 <input checked="" type="checkbox"/> 指定管理								
	指定管理者 株式会社東大阪スタジアム								
	指定管理期間 平成27年1月1日から平成32年3月31日まで(5年3ヶ月間)								
他市の状況	<input type="checkbox"/> 他市では同様の施設がない。 <input checked="" type="checkbox"/> 他市でも同様の施設は少ない。 <input type="checkbox"/> 全ての市ではないが、多くの市に同様の施設がある。 <input type="checkbox"/> 全ての市に同様の施設がある。								
	施設規模	使用区分	敷地面積		利用可能人数				
		グラウンド	16,720㎡		夜間照明施設あり				
ランニングトラック		2,055㎡							
利用状況	使用区分	利用年度	開館日数	利用実績					
				1日あたりの稼働率	うち減免を除く稼働率	1年間あたりの稼働率	うち減免を除く稼働率		
	グラウンド	平成28年度	355			55.22	50.67		
	ランニングトラック含む	平成29年度	355			49.22	45.81		
		平成30年度	355			75.64	73.26		
		平成28年度							
		平成29年度							
		平成30年度							
		平成28年度							
		平成29年度							
	平成30年度								
コスト状況	年度	収入				支出			収入/支出
		市が徴収		指定管理者が徴収(貸館)		修繕費	施設管理費・指定管理料	市債償還金	
	貸館	イベント等	第三者から徴収		自主事業				
			市に納入	指定管理者の収入	市に納入 ※1	指定管理者の収入 ※2			
	平成28年度		4,358					#DIV/0!	
	合計				4,358				
	平成29年度		3,339					#DIV/0!	
合計				3,339					
平成30年度		5,210					#DIV/0!		
合計				5,210					

※指定管理料を振り分けることが困難なため、体育館に全額記載する。

※指定管理者による自主事業に係る収支は原則として除いてください。ただし、自主事業に係る収入のうち、施設利用料として指定管理者が市に納入する部分の額があれば当該金額を「指定管理者が徴収」の自主事業※1欄に記入してください。また、利用料金制を採用している場合は、施設使用料に該当する額を※2欄に記入してください。

2 使用料の概要

根拠法令	生駒市体育施設条例
積算根拠	既に開設されている、同種同規模の体育施設使用料を参考に、人工芝敷設費を考慮し設定。 なお、市内唯一の人工芝グラウンドであり、土・日・祝日については利用者が競合するおそれがあることから、各区分とも1.5倍の使用料を徴収。
条例で定めた使用料を徴収しているか	<input checked="" type="checkbox"/> 徴収している
	<input type="checkbox"/> 徴収していない 徴収していない理由

3 使用料の課題(料金設定、時間区分、市内・市外の使用料等について、現在生じている課題、今後継続するに当たり懸念される課題)とその改善策

使用料の設定について大きな課題は無いと考えているが、市外料金や青少年料金などの設定があり、利用者の解釈の違いなどから、誤った料金での申請が見られる時がある。なお、令和2年4月使用分から障がい者料金の適用も始まるため、施設管理者が各料金設定の適用内容を正しく理解し、利用者に伝える必要がある。
また、多額の維持管理費が必要である体育施設を存続させるには、利用料金の値上げや、指定管理者が収入を増やすことができる対策(一般利用者の営利使用や目的外使用の緩和措置、指定管理者自主事業の支援など)についての検討も必要と考える。

4 事業・使用料の沿革、変遷等

※消費税増税に伴う改正分は除く
 ・平成27年2月22日:生駒北SC体育館開設 指定管理者制度1期目(指定管理者:HOSグループ)
 ・平成27年3月22日:生駒北SC全施設開設(グラウンド、野球場、テニスコート)
 ・平成27年4月1日:体育館を除く全施設にアマ、アマ以外、営利使用、市外倍額料金の設定(体育館は以前から設定あり)
 ・令和2年4月1日:障がい者料金の設定(市内障がい者は一般料金の半額)、夜間照明を規則委任、附属設備の一部を設定及び廃止

【使用料診断】

使用料の今後の方向性	<input checked="" type="checkbox"/> 見直し	<input type="checkbox"/> 現状で継続
------------	---	--------------------------------



【使用料の見直し案】

受益者負担の改善	民間の指定管理者を導入したことにより、一定の経費削減には繋がっているが、施設の老朽化に伴う改修工事の増加もあり、指定管理料等の経常的な施設の維持管理経費以外の改修工事費が増大している。 については、受益者負担の観点から、施設の維持管理経費に係る利用者の負担割合の見直しや、駐車料金の設定についての検討も必要であると考え。
その他の改善	使用料の見直しだけでなく、使用区分(使用時間帯や施設の区分け等)の見直しや、学校体育施設の有効活用も並行して考えていく必要がある。 また、体育施設の有効活用から、同種目、同一時間帯での複数団体の使用許可などの検討も必要である。

【総合所見】

体育施設の維持管理には、多額の費用が必要となるため、施設を存続させるためには、受益者負担の観点からも体育施設全体として利用料金の値上げ等の見直しはやむを得ないと考える。
ただし、市の責務として、市民のスポーツ活動を進めることは重要施策の一つでもあることから、値上げをする場合でも市民のスポーツ活動が大きく減退しないよう利用料金の設定は慎重に考える必要がある。
また、利用料金の見直しだけでなく、使用区分や利用方法、学校体育施設の有効活用、指定管理料の削減対策等も並行して検討する必要がある。

事業カルテ(使用料)

担当課 | スポーツ振興課

施設名	北大和グラウンド
-----	----------

1 施設の概要

開設年度	平成元 年度	※「4 事業の沿革、変遷等」にも記載してください。
------	--------	---------------------------

設置目的	(当該施設を運営することによって何をめざすのか) 市民の体育及びレクリエーション、その他社会体育の振興を図り、心身の健全な発達に寄与することを目的とする。
------	--

運営形態	<input type="checkbox"/> 直営 <input checked="" type="checkbox"/> 指定管理 指定管理者 生駒市体育協会 指定管理期間 平成28年4月1日～令和2年3月31日 <input type="checkbox"/> 運営委託
------	---

他市の状況	<input type="checkbox"/> 他市では同様の施設がない。 <input type="checkbox"/> 他市でも同様の施設は少ない。 <input type="checkbox"/> 全ての市ではないが、多くの市に同様の施設がある。 <input checked="" type="checkbox"/> 全ての市に同様の施設がある。
-------	--

施設規模	使用区分	敷地面積	利用可能人数
	グラウンド	12,500㎡	

利用状況	使用区分	利用年度	開館日数	利用実績			
				1日あたりの稼働率	うち減免を除く稼働率	1年間あたりの稼働率	うち減免を除く稼働率
	グラウンド	平成28年度	355			33.63	33.63
		平成29年度	355			37.87	33.82
		平成30年度	355			38.35	32.8
		平成28年度					
		平成29年度					
		平成30年度					
		平成28年度					
		平成29年度					
平成30年度							

コスト状況	年度	収入					支出			収入/支出
		市が徴収		指定管理者が徴収(貸館)			修繕費	施設管理費・指定管理料	市債償還金	
		貸館	イベント等	第三者から徴収		自主事業				
			市に納入	指定管理者の収入	市に納入 ※1	指定管理者の収入 ※2				
	平成28年度			113						#DIV/0!
	合計				113				0	
	平成29年度			323						#DIV/0!
合計				323				0		
平成30年度			283						#DIV/0!	
合計				283				0		

※北大和分の指定管理料は体育館に全額記載する。

※指定管理者による自主事業に係る収支は原則として除いてください。ただし、自主事業に係る収入のうち、施設利用料として指定管理者が市に納入する部分の額があれば当該金額を「指定管理者が徴収」の自主事業※1欄に記入してください。また、利用料金制を採用している場合は、施設使用料に該当する額を※2欄に記入してください。

2 使用料の概要

根拠法令	生駒市体育施設条例
積算根拠	平成21年度の「生駒市社会体育施設使用料等見直し検討会議」において体育施設使用料の見直しを行った。検討会議において出された体育施設使用料の積算根拠としては、人件費を除いた施設の維持管理経費の概ね2分の1のに相当する額を使用料として設定。
条例で定めた使用料を徴収しているか	<input checked="" type="checkbox"/> 徴収している
	<input type="checkbox"/> 徴収していない 徴収していない理由

3 使用料の課題(料金設定、時間区分、市内・市外の使用料等について、現在生じている課題、今後継続するに当たり懸念される課題)とその改善策

使用料の設定について大きな課題は無いと考えているが、市外料金や青少年料金などの設定があり、利用者の解釈の違いなどから、誤った料金での申請が見られる時がある。なお、令和2年4月使用分から障がい者料金の適用も始まるため、施設管理者が各料金設定の適用内容を正しく理解し、利用者に伝える必要がある。

また、多額の維持管理費が必要である体育施設を存続させるには、利用料金の値上げや、指定管理者が収入を増やすことができる対策(一般利用者の営利使用や目的外使用の緩和措置、指定管理者自主事業の支援など)についての検討も必要と考える。

4 事業・使用料の沿革、変遷等

※消費税増税に伴う改正分は除く

- ・平成元年開設
- ・平成14年7月1日：学校週休2日制の導入により青少年料金の設定(市内中学生以下の団体は一般料金の半額、土日祝日は無料)、体育館、武道館のみ市外倍額の設定
- ・平成18年4月1日：指定管理者制度1期目(指定管理者：(財)生駒市ふれあい振興財団)
- ・平成22年4月1日：指定管理者制度2期目(指定管理者：(一財)生駒市体育協会)
- 「生駒市社会体育施設使用料等見直し検討会議」により使用料及び使用区分等の全面見直し(公園体育施設グラウンドの有料化、青少年料金土日祝無料の廃止、附属設備使用料を規則委任)
- ・平成27年4月1日：指定管理者制度3期目(指定管理者：(一財)生駒市体育協会)
- 体育館、プールを除く市内全施設にアマ、アマ以外、営利使用、市外倍額料金の設定(体育館は以前から設定あり)
- [平成27年4月1日から平成28年6月30日まで廃止]
- ・令和2年4月1日：障がい者料金の設定(市内障がい者は一般料金の半額)、夜間照明を規則委任、附属設備の一部を設定及び廃止

【使用料診断】

使用料の今後の方向性	<input checked="" type="checkbox"/> 見直し	<input type="checkbox"/> 現状で継続
------------	---	--------------------------------



【使用料の見直し案】

受益者負担の改善	民間の指定管理者を導入したことにより、一定の経費削減には繋がっているが、施設の老朽化に伴う改修工事の増加もあり、指定管理料等の経常的な施設の維持管理経費以外の改修工事費が増大している。 については、受益者負担の観点から、施設の維持管理経費に係る利用者の負担割合の見直しや、駐車料金の設定についての検討も必要であると考え。
その他の改善	使用料の見直しだけでなく、使用区分(使用時間帯や施設の区分け等)の見直しや、学校体育施設の有効活用も並行して考えていく必要がある。 また、体育施設の有効活用から、同種目、同一時間帯での複数団体の使用許可などの検討も必要である。

【総合所見】

体育施設の維持管理には、多額の費用が必要となるため、施設を存続させるためには、受益者負担の観点からも体育施設全体として利用料金の値上げ等の見直しはやむを得ないと考える。

ただし、市の責務として、市民のスポーツ活動を進めることは重要施策の一つでもあることから、値上げをする場合でも市民のスポーツ活動が大きく減退しないよう利用料金の設定は慎重に考える必要がある。

また、利用料金の見直しだけでなく、使用区分や利用方法、学校体育施設の有効活用、指定管理料の削減対策等も並行して検討する必要がある。

事業カルテ(使用料)

担当課 | スポーツ振興課

施設名 | むかいやま公園グラウンド

1 施設の概要

開設年度 | 平成11 年度 | ※「4 事業の沿革、変遷等」にも記載してください。

設置目的 | (当該施設を運営することによって何をめざすのか)
市民の体育及びレクリエーション、その他社会体育の振興を図り、心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

運営形態 | 直営
 指定管理
指定管理者 | 生駒市体育協会
指定管理期間 | 平成27年4月1日～令和2年3月31日
 運営委託

他市の状況 | 他市では同様の施設がない。
 他市でも同様の施設は少ない。
 全ての市ではないが、多くの市に同様の施設がある。
 全ての市に同様の施設がある。

施設規模	使用区分	敷地面積	利用可能人数
	グラウンド	8,900㎡	

利用状況	使用区分	利用年度	開館日数	利用実績				
				1日あたりの稼働率	うち減免を除く稼働率	1年間あたりの稼働率	うち減免を除く稼働率	
	グラウンド	平成28年度	355			52.09	50.57	
		平成29年度	355			47.82	46.33	
		平成30年度	355			47.93	45.47	
		平成28年度						
		平成29年度						
		平成30年度						
		平成28年度						
		平成29年度						
		平成30年度						
	平成28年度							
	平成29年度							
	平成30年度							

コスト状況	年度	収入					支出			収入/支出
		市が徴収		指定管理者が徴収(貸館)			修繕費	施設管理費・指定管理料	市債償還金	
		貸館	イベント等	第三者から徴収		自主事業				
				市に納入	指定管理者の収入	市に納入 ※1				
	平成28年度			351						#DIV/0!
	合計			351					0	
	平成29年度			363						#DIV/0!
	合計			363					0	
	平成30年度			362						#DIV/0!
	合計			362					0	

※むかいやま公園分の指定管理料は体育館に全額記載する。

※指定管理者による自主事業に係る収支は原則として除いてください。ただし、自主事業に係る収入のうち、施設利用料として指定管理者が市に納入する部分の額があれば当該金額を「指定管理者が徴収」の自主事業 ※1 欄に記入してください。また、利用料金制を採用している場合は、施設使用料に該当する額を ※2 欄に記入してください。

2 使用料の概要

根拠法令	生駒市体育施設条例
積算根拠	平成21年度の「生駒市社会体育施設使用料等見直し検討会議」において体育施設使用料の見直しを行った。検討会議において出された体育施設使用料の積算根拠としては、人件費を除いた施設の維持管理経費の概ね2分の1のに相当する額を使用料として設定。
条例で定めた使用料を徴収しているか	<input checked="" type="checkbox"/> 徴収している
	<input type="checkbox"/> 徴収していない 徴収していない理由

3 使用料の課題(料金設定、時間区分、市内・市外の使用料等について、現在生じている課題、今後継続するに当たり懸念される課題)とその改善策

使用料の設定について大きな課題は無いと考えているが、市外料金や青少年料金などの設定があり、利用者の解釈の違いなどから、誤った料金での申請が見られる時がある。なお、令和2年4月使用分から障がい者料金の適用も始まるため、施設管理者が各料金設定の適用内容を正しく理解し、利用者に伝える必要がある。

また、多額の維持管理費が必要である体育施設を存続させるには、利用料金の値上げや、指定管理者が収入を増やすことができる対策(一般利用者の営利使用や目的外使用の緩和措置、指定管理者自主事業の支援など)についての検討も必要と考える。

4 事業・使用料の沿革、変遷等

※消費税増税に伴う改正分は除く

- 平成11年開設
- 平成14年7月1日：学校週休2日制の導入により青少年料金の設定(市内中学生以下の団体は一般料金の半額、土日祝日は無料)、体育館、武道館のみ市外倍額の設定
- 平成18年4月1日：指定管理者制度1期目(指定管理者：(財)生駒市ふれあい振興財団)
- 平成22年4月1日：指定管理者制度2期目(指定管理者：(一財)生駒市体育協会)
- 「生駒市社会体育施設使用料等見直し検討会議」により使用料及び使用区分等の全面見直し(公園体育施設グラウンドの有料化、青少年料金土日祝無料の廃止、附属設備使用料を規則委任)
- 平成27年4月1日：指定管理者制度3期目(指定管理者：(一財)生駒市体育協会)
- 体育館、プールを除く市内全施設にアマ、アマ以外、営利使用、市外倍額料金の設定(体育館は以前から設定あり)
- 平群町相互利用対象施設となる
- 令和2年4月1日：障がい者料金の設定(市内障がい者は一般料金の半額)、夜間照明を規則委任、附属設備の一部を設定及び廃止

【使用料診断】

使用料の今後の方向性	<input checked="" type="checkbox"/> 見直し	<input type="checkbox"/> 現状で継続
------------	---	--------------------------------



【使用料の見直し案】

受益者負担の改善	民間の指定管理者を導入したことにより、一定の経費削減には繋がっているが、施設の老朽化に伴う改修工事の増加もあり、指定管理料等の経常的な施設の維持管理経費以外の改修工事費が増大している。 については、受益者負担の観点から、施設の維持管理経費に係る利用者の負担割合の見直しや、駐車料金の設定についての検討も必要であると考えます。
その他の改善	使用料の見直しだけでなく、使用区分(使用時間帯や施設の区分け等)の見直しや、学校体育施設の有効活用も並行して考えていく必要がある。 また、体育施設の有効活用から、同種目、同一時間帯での複数団体の使用許可などの検討も必要である。

【総合所見】

体育施設の維持管理には、多額の費用が必要となるため、施設を存続させるためには、受益者負担の観点からも体育施設全体として利用料金の値上げ等の見直しはやむを得ないと考える。

ただし、市の責務として、市民のスポーツ活動を進めることは重要施策の一つでもあることから、値上げをする場合でも市民のスポーツ活動が大きく減退しないよう利用料金の設定は慎重に考える必要がある。

また、利用料金の見直しだけでなく、使用区分や利用方法、学校体育施設の有効活用、指定管理料の削減対策等も並行して検討する必要がある。

事業カルテ(使用料)

担当課 | スポーツ振興課

施設名	北大和野球場
-----	--------

1 施設の概要

開設年度	平成元 年度	※「4 事業の沿革、変遷等」にも記載してください。
------	--------	---------------------------

設置目的	(当該施設を運営することによって何をめざすのか) 市民の体育及びレクリエーション、その他社会体育の振興を図り、心身の健全な発達に寄与することを目的とする。
------	--

運営形態	<input type="checkbox"/> 直営 <input checked="" type="checkbox"/> 指定管理 指定管理者 生駒市体育協会 指定管理期間 平成28年4月1日～令和2年3月31日 <input type="checkbox"/> 運営委託
------	---

他市の状況	<input type="checkbox"/> 他市では同様の施設がない。 <input type="checkbox"/> 他市でも同様の施設は少ない。 <input type="checkbox"/> 全ての市ではないが、多くの市に同様の施設がある。 <input checked="" type="checkbox"/> 全ての市に同様の施設がある。
-------	--

施設規模	使用区分	敷地面積	利用可能人数
	野球場	13,600㎡	

利用状況	使用区分	利用年度	開館日数	利用実績			
				1日あたりの稼働率	うち減免を除く稼働率	1年間あたりの稼働率	うち減免を除く稼働率
	野球場	平成28年度	355			50.65	50.65
		平成29年度	355			60.67	57.6
		平成30年度	355			65.34	62.34
		平成28年度					
		平成29年度					
		平成30年度					
		平成28年度					
		平成29年度					
平成30年度							

コスト状況	年度	収入					支出			収入/支出
		市が徴収		指定管理者が徴収(貸館)			修繕費	施設管理費・指定管理料	市債償還金	
		貸館	イベント等	第三者から徴収		自主事業				
	市に納入			指定管理者の収入	市に納入※1	指定管理者の収入※2				
	平成28年度			397						#DIV/0!
	合計			397					0	
平成29年度			816						#DIV/0!	
合計			816					0		
平成30年度			801						#DIV/0!	
合計			801					0		

※北大和分の指定管理料は体育館に全額記載する。

※指定管理者による自主事業に係る収支は原則として除いてください。ただし、自主事業に係る収入のうち、施設利用料として指定管理者が市に納入する部分の額があれば当該金額を「指定管理者が徴収」の自主事業※1欄に記入してください。また、利用料金制を採用している場合は、施設使用料に該当する額を※2欄に記入してください。

2 使用料の概要

根拠法令	生駒市体育施設条例
積算根拠	平成21年度の「生駒市社会体育施設使用料等見直し検討会議」において体育施設使用料の見直しを行った。検討会議において出された体育施設使用料の積算根拠としては、人件費を除いた施設の維持管理経費の概ね2分の1のに相当する額を使用料として設定。
条例で定めた使用料を徴収しているか	<input checked="" type="checkbox"/> 徴収している
	<input type="checkbox"/> 徴収していない 徴収していない理由

3 使用料の課題(料金設定、時間区分、市内・市外の使用料等について、現在生じている課題、今後継続するに当たり懸念される課題)とその改善策

使用料の設定について大きな課題は無いと考えているが、市外料金や青少年料金などの設定があり、利用者の解釈の違いなどから、誤った料金での申請が見られる時がある。なお、令和2年4月使用分から障がい者料金の適用も始まるため、施設管理者が各料金設定の適用内容を正しく理解し、利用者に伝える必要がある。

また、多額の維持管理費が必要である体育施設を存続させるには、利用料金の値上げや、指定管理者が収入を増やすことができる対策(一般利用者の営利使用や目的外使用の緩和措置、指定管理者自主事業の支援など)についての検討も必要と考える。

4 事業・使用料の沿革、変遷等

※消費税増税に伴う改正分は除く

- ・平成元年開設
- ・平成14年7月1日：学校週休2日制の導入により青少年料金の設定(市内中学生以下の団体は一般料金の半額、土日祝日は無料)、体育館、武道館のみ市外倍額の設定
- ・平成18年4月1日：指定管理者制度1期目(指定管理者：(財)生駒市ふれあい振興財団)
- ・平成22年4月1日：指定管理者制度2期目(指定管理者：(一財)生駒市体育協会)
- 「生駒市社会体育施設使用料等見直し検討会議」により使用料及び使用区分等の全面見直し(公園体育施設グラウンドの有料化、青少年料金土日祝無料の廃止、附属設備使用料を規則委任)
- ・平成27年4月1日：指定管理者制度3期目(指定管理者：(一財)生駒市体育協会)
- 体育館、プールを除く市内全施設にアマ、アマ以外、営利使用、市外倍額料金の設定(体育館は以前から設定あり)
- 〔平成27年4月1日から平成28年6月30日まで廃止〕
- ・令和2年4月1日：障がい者料金の設定(市内障がい者は一般料金の半額)、夜間照明を規則委任、附属設備の一部を設定及び廃止

【使用料診断】

使用料の今後の方向性	<input checked="" type="checkbox"/> 見直し	<input type="checkbox"/> 現状で継続
------------	---	--------------------------------



【使用料の見直し案】

受益者負担の改善	民間の指定管理者を導入したことにより、一定の経費削減には繋がっているが、施設の老朽化に伴う改修工事の増加もあり、指定管理料等の経常的な施設の維持管理経費以外の改修工事費が増大している。 については、受益者負担の観点から、施設の維持管理経費に係る利用者の負担割合の見直しや、駐車料金の設定についての検討も必要であると考えます。
その他の改善	使用料の見直しだけでなく、使用区分(使用時間帯や施設の区分け等)の見直しや、学校体育施設の有効活用も並行して考えていく必要がある。 また、体育施設の有効活用から、同種目、同一時間帯での複数団体の使用許可などの検討も必要である。

【総合所見】

体育施設の維持管理には、多額の費用が必要となるため、施設を存続させるためには、受益者負担の観点からも体育施設全体として利用料金の値上げ等の見直しはやむを得ないと考える。

ただし、市の責務として、市民のスポーツ活動を進めることは重要施策の一つでもあることから、値上げをする場合でも市民のスポーツ活動が大きく減退しないよう利用料金の設定は慎重に考える必要がある。

また、利用料金の見直しだけでなく、使用区分や利用方法、学校体育施設の有効活用、指定管理料の削減対策等も並行して検討する必要がある。

事業カルテ(使用料)

担当課 | スポーツ振興課

施設名	井出山グラウンド
-----	----------

1 施設の概要

開設年度	平成元	年度	※「4 事業の沿革、変遷等」にも記載してください。		
設置目的	(当該施設を運営することによって何をめざすのか) 市民の体育及びレクリエーション、その他社会体育の振興を図り、心身の健全な発達に寄与することを目的とする。				
運営形態	<input type="checkbox"/> 直営 <input checked="" type="checkbox"/> 指定管理				
	指定管理者 東京アスレチッククラブ				
	指定管理期間 平成27年4月1日～令和7年3月31日				
他市の状況	<input type="checkbox"/> 他市では同様の施設がない。				
	<input type="checkbox"/> 他市でも同様の施設は少ない。				
	<input type="checkbox"/> 全ての市ではないが、多くの市に同様の施設がある。				
	<input checked="" type="checkbox"/> 全ての市に同様の施設がある。				
施設規模	使用区分	敷地面積	利用可能人数		
	グラウンド	13,000㎡	夜間照明施設あり		

利用状況	使用区分	利用年度	開館日数	利用実績			
				1日あたりの稼働率	うち減免を除く稼働率	1年間あたりの稼働率	うち減免を除く稼働率
				グラウンド	平成28年度	355	
	平成29年度	355			47.75	47.75	
	平成30年度	355			45.72	45.72	
	平成28年度						
	平成29年度						
	平成30年度						
	平成28年度						
	平成29年度						
	平成30年度						
	平成28年度						
	平成29年度						
	平成30年度						

コスト状況	年度	収入					支出			収入/支出
		市が徴収		指定管理者が徴収(貸館)			修繕費	施設管理費・指定管理料	市債償還金	
		貸館	イベント等	第三者から徴収		自主事業				
				市に納入	指定管理者の収入	市に納入 ※1				
平成28年度				545						#DIV/0!
合計					545				0	
平成29年度				537						#DIV/0!
合計					537				0	
平成30年度				520						#DIV/0!
合計					520				0	

※指定管理料は支払っていない。

※指定管理者による自主事業に係る収支は原則として除いてください。ただし、自主事業に係る収入のうち、施設利用料として指定管理者が市に納入する部分の額があれば当該金額を「指定管理者が徴収」の自主事業※1欄に記入してください。また、利用料金制を採用している場合は、施設使用料に該当する額を※2欄に記入してください。

2 使用料の概要

根拠法令	生駒市体育施設条例
積算根拠	平成21年度の「生駒市社会体育施設使用料等見直し検討会議」において体育施設使用料の見直しを行った。検討会議において出された体育施設使用料の積算根拠としては、人件費を除いた施設の維持管理経費の概ね2分の1のに相当する額を使用料として設定。
条例で定めた使用料を徴収しているか	<input checked="" type="checkbox"/> 徴収している
	<input type="checkbox"/> 徴収していない 徴収していない理由

3 使用料の課題(料金設定、時間区分、市内・市外の使用料等について、現在生じている課題、今後継続するに当たり懸念される課題)とその改善策

<p>井出山体育施設は、指定管理者による独立採算制での運営のため指定管理料が一切発生しておらず、使用料の設定について大きな課題は無いと考えている。しかしながら、使用料に関しては、他の市内の同種同規模体育施設との整合性を図る必要がある。また、他の体育施設と同様に、市外料金や青少年料金などの設定があり、利用者の解釈の違いなどから、誤った料金での申請が見られる時がある。なお、令和2年4月使用分から障がい者料金の適用も始まるため、施設管理者が各料金設定の適用内容を正しく理解し、利用者に伝える必要がある。</p> <p>なお、独立採算制であることから、健全な施設の管理運営を保つため、利用料金の値上げや、指定管理者が収入を増やすことができる対策(一般利用者の営利使用や目的外使用の緩和措置、指定管理者自主事業の支援など)についての検討も必要と考える。</p>

4 事業・使用料の沿革、変遷等

<p>※消費税増税に伴う改正分は除く</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成元年開設 ・平成14年7月1日：学校週休2日制の導入により青少年料金の設定(市内中学生以下の団体は一般料金の半額、土日祝日は無料)、体育館、武道館のみ市外倍額の設定 ・平成18年4月1日：指定管理者制度1期目(指定管理者：(財)生駒市ふれあい振興財団) ・平成22年4月1日：指定管理者制度2期目(指定管理者：(株)アクアテック) 「生駒市社会体育施設使用料等見直し検討会議」により使用料及び使用区分等の全面見直し(公園体育施設グラウンドの有料化、青少年料金土日祝無料の廃止、附属設備使用料を規則委任) ・平成27年4月1日：指定管理者制度3期目(指定管理者：(株)東京アスレティッククラブ) 体育館、プールを除く市内全施設にアマ、アマ以外、営利使用、市外倍額料金の設定(体育館は以前から設定あり) 平群町相互利用対象施設となる ・令和2年4月1日：障がい者料金の設定(市内障がい者は一般料金の半額)、夜間照明を規則委任、附属設備の一部を設定及び廃止

【使用料診断】

使用料の今後の方向性	<input checked="" type="checkbox"/> 見直し	<input type="checkbox"/> 現状で継続
------------	---	--------------------------------



【使用料の見直し案】

受益者負担の改善	<p>民間の指定管理者を導入したことにより、一定の経費削減には繋がっているが、施設の老朽化に伴う改修工事の増加もあり、指定管理料等の経常的な施設の維持管理経費以外の改修工事費が増大している。</p> <p>については、受益者負担の観点から、施設の維持管理経費に係る利用者の負担割合の見直しや、駐車料金の設定についての検討も必要であると考えます。</p>
その他の改善	<p>使用料の見直しだけでなく、使用区分(使用時間帯や施設の区分け等)の見直しや、学校体育施設の有効活用も並行して考えていく必要がある。</p> <p>また、体育施設の有効活用から、同種目、同一時間帯での複数団体の使用許可などの検討も必要である。</p>

【総合所見】

<p>当該施設は指定管理料は発生していないが、体育施設の維持管理には、改修費用等の一定の費用は必要となるため、施設を存続させるためには、受益者負担の観点からも体育施設全体として利用料金の値上げ等の見直しはやむを得ないと考える。</p> <p>ただし、市の責務として、市民のスポーツ活動を進めることは重要施策の一つでもあることから、値上げをする場合でも市民のスポーツ活動が大きく減退しないよう利用料金の設定は慎重に考える必要がある。</p> <p>また、利用料金の見直しだけでなく、使用区分や利用方法、学校体育施設の有効活用等も並行して検討する必要がある。</p>

事業カルテ(使用料)

担当課 | スポーツ振興課

施設名 | イモ山公園グラウンド

1 施設の概要

開設年度 | 昭和53 年度 | ※「4 事業の沿革、変遷等」にも記載してください。

設置目的 | (当該施設を運営することによって何をめざすのか)
市民の体育及びレクリエーション、その他社会体育の振興を図り、心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

運営形態 | 直営
 指定管理
指定管理者 | 生駒市体育協会
指定管理期間 | 平成27年4月1日～令和2年3月31日
 運営委託

他市の状況 | 他市では同様の施設がない。
 他市でも同様の施設は少ない。
 全ての市ではないが、多くの市に同様の施設がある。
 全ての市に同様の施設がある。

施設規模	使用区分	敷地面積	利用可能人数
	グラウンド	9,060㎡	夜間照明施設あり

利用状況	使用区分	利用年度	開館日数	利用実績			
				1日あたりの稼働率	うち減免を除く稼働率	1年間あたりの稼働率	うち減免を除く稼働率
				グラウンド	平成28年度	355	
		平成29年度	355			55.63	55.33
		平成30年度	355			61.95	61.14
		平成28年度					
		平成29年度					
		平成30年度					
		平成28年度					
		平成29年度					
		平成30年度					
		平成28年度					
		平成29年度					
		平成30年度					

コスト状況	年度	収入					支出			収入/支出
		市が徴収		指定管理者が徴収(貸館)			修繕費	施設管理費・指定管理料	市債償還金	
		貸館	イベント等	第三者から徴収		自主事業				
				市に納入	指定管理者の収入	市に納入 ※1				
平成28年度				498			18,424		2.7%	
合計				498			18,424			
平成29年度				558			17,678		3.2%	
合計				558			17,678			
平成30年度				622			16,009		3.9%	
合計				622			16,009			

※イモ山公園分の指定管理料はグラウンドに全額記載する。

※指定管理者による自主事業に係る収支は原則として除いてください。ただし、自主事業に係る収入のうち、施設利用料として指定管理者が市に納入する部分の額があれば当該金額を「指定管理者が徴収」の自主事業 ※1欄に記入してください。また、利用料金制を採用している場合は、施設使用料に該当する額を ※2欄に記入してください。

2 使用料の概要

根拠法令	生駒市体育施設条例
積算根拠	平成21年度の「生駒市社会体育施設使用料等見直し検討会議」において体育施設使用料の見直しを行った。検討会議において出された体育施設使用料の積算根拠としては、人件費を除いた施設の維持管理経費の概ね2分の1のに相当する額を使用料として設定。
条例で定めた使用料を徴収しているか	<input checked="" type="checkbox"/> 徴収している
	<input type="checkbox"/> 徴収していない 徴収していない理由

3 使用料の課題(料金設定、時間区分、市内・市外の使用料等について、現在生じている課題、今後継続するに当たり懸念される課題)とその改善策

使用料の設定について大きな課題は無いと考えているが、市外料金や青少年料金などの設定があり、利用者の解釈の違いなどから、誤った料金での申請が見られる時がある。なお、令和2年4月使用分から障がい者料金の適用も始まるため、施設管理者が各料金設定の適用内容を正しく理解し、利用者に伝える必要がある。

また、多額の維持管理費が必要である体育施設を存続させるには、利用料金の値上げや、指定管理者が収入を増やすことができる対策(一般利用者の営利使用や目的外使用の緩和措置、指定管理者自主事業の支援など)についての検討も必要と考える。

4 事業・使用料の沿革、変遷等

<p>※消費税増税に伴う改正分は除く</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和54年開設 ・平成14年7月1日：学校週休2日制の導入により青少年料金の設定(市内中学生以下の団体は一般料金の半額、土日祝日は無料)、体育館、武道館のみ市外倍額の設定 ・平成18年4月1日：指定管理者制度1期目(指定管理者：(財)生駒市ふれあい振興財団) ・平成22年4月1日：指定管理者制度2期目(指定管理者：(一財)生駒市体育協会) <p>「生駒市社会体育施設使用料等見直し検討会議」により使用料及び使用区分等の全面見直し(公園体育施設グラウンドの有料化、青少年料金土日祝無料の廃止、附属設備使用料を規則委任)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年4月1日：指定管理者制度3期目(指定管理者：(一財)生駒市体育協会) <p>体育館、プールを除く市内全施設にアマ、アマ以外、営利使用、市外倍額料金の設定(体育館は以前から設定あり)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年4月1日：障がい者料金の設定(市内障がい者は一般料金の半額)、夜間照明を規則委任、附属設備の一部を設定及び廃止
--

【使用料診断】

使用料の今後の方向性	<input checked="" type="checkbox"/> 見直し	<input type="checkbox"/> 現状で継続
------------	---	--------------------------------



【使用料の見直し案】

受益者負担の改善	<p>民間の指定管理者を導入したことにより、一定の経費削減には繋がっているが、施設の老朽化に伴う改修工事の増加もあり、指定管理料等の経常的な施設の維持管理経費以外の改修工事費が増大している。</p> <p>については、受益者負担の観点から、施設の維持管理経費に係る利用者の負担割合の見直しや、駐車料金の設定についての検討も必要であると考えます。</p>
その他の改善	<p>使用料の見直しだけでなく、使用区分(使用時間帯や施設の区分け等)の見直しや、学校体育施設の有効活用も並行して考えていく必要がある。</p> <p>また、体育施設の有効活用から、同種目、同一時間帯での複数団体の使用許可などの検討も必要である。</p>

【総合所見】

体育施設の維持管理には、多額の費用が必要となるため、施設を存続させるためには、受益者負担の観点からも体育施設全体として利用料金の値上げ等の見直しはやむを得ないと考える。

ただし、市の責務として、市民のスポーツ活動を進めることは重要施策の一つでもあることから、値上げをする場合でも市民のスポーツ活動が大きく減退しないよう利用料金の設定は慎重に考える必要がある。

また、利用料金の見直しだけでなく、使用区分や利用方法、学校体育施設の有効活用、指定管理料の削減対策等も並行して検討する必要がある。

事業カルテ(使用料)

担当課 | スポーツ振興課

施設名 | 総合公園グラウンド

1 施設の概要

開設年度 | 昭和58 年度 | ※「4 事業の沿革、変遷等」にも記載してください。

設置目的 | (当該施設を運営することによって何をめざすのか)
市民の体育及びレクリエーション、その他社会体育の振興を図り、心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

運営形態 | 直営
 指定管理
指定管理者 | 生駒市体育協会
指定管理期間 | 平成27年4月1日～令和2年3月31日
 運営委託

他市の状況 | 他市では同様の施設がない。
 他市でも同様の施設は少ない。
 全ての市ではないが、多くの市に同様の施設がある。
 全ての市に同様の施設がある。

施設規模	使用区分	敷地面積	利用可能人数
	グラウンド	16,000㎡	夜間照明施設あり。ストリートバスケットコート

利用状況	使用区分	利用年度	開館日数	利用実績			
				1日あたりの稼働率	うち減免を除く稼働率	1年間あたりの稼働率	うち減免を除く稼働率
				グラウンド	平成28年度	355	
		平成29年度	355			47.08	41.03
		平成30年度	355			44.66	38.25
		平成28年度					
		平成29年度					
		平成30年度					
		平成28年度					
		平成29年度					
		平成30年度					
		平成28年度					
		平成29年度					
		平成30年度					

コスト状況	年度	収入					支出			収入/支出
		市が徴収		指定管理者が徴収(貸館)			修繕費	施設管理費・指定管理料	市債償還金	
		貸館	イベント等	第三者から徴収		自主事業				
				市に納入	指定管理者の収入	市に納入※1				
平成28年度				620					#DIV/0!	
合計				620				0		
平成29年度				425					#DIV/0!	
合計				425				0		
平成30年度				431					#DIV/0!	
合計				431				0		

※総合公園S. C. 分の指定管理料は体育館に全額記載する。

※指定管理者による自主事業に係る収支は原則として除いてください。ただし、自主事業に係る収入のうち、施設利用料として指定管理者が市に納入する部分の額があれば当該金額を「指定管理者が徴収」の自主事業※1欄に記入してください。また、利用料金制を採用している場合は、施設使用料に該当する額を※2欄に記入してください。

2 使用料の概要

根拠法令	生駒市体育施設条例
積算根拠	平成21年度の「生駒市社会体育施設使用料等見直し検討会議」において体育施設使用料の見直しを行った。検討会議において出された体育施設使用料の積算根拠としては、人件費を除いた施設の維持管理経費の概ね2分の1のに相当する額を使用料として設定。
条例で定めた使用料を徴収しているか	<input checked="" type="checkbox"/> 徴収している
	<input type="checkbox"/> 徴収していない 徴収していない理由

3 使用料の課題(料金設定、時間区分、市内・市外の使用料等について、現在生じている課題、今後継続するに当たり懸念される課題)とその改善策

使用料の設定について大きな課題は無いと考えているが、市外料金や青少年料金などの設定があり、利用者の解釈の違いなどから、誤った料金での申請が見られる時がある。なお、令和2年4月使用分から障がい者料金の適用も始まるため、施設管理者が各料金設定の適用内容を正しく理解し、利用者に伝える必要がある。

また、多額の維持管理費が必要である体育施設を存続させるには、利用料金の値上げや、指定管理者が収入を増やすことができる対策(一般利用者の営利使用や目的外使用の緩和措置、指定管理者自主事業の支援など)についての検討も必要と考える。

4 事業・使用料の沿革、変遷等

<p>※消費税増税に伴う改正分は除く</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和58年開設 ・平成14年7月1日：学校週休2日制の導入により青少年料金の設定(市内中学生以下の団体は一般料金の半額、土日祝日は無料)、体育館、武道館のみ市外倍額の設定 ・平成18年4月1日：指定管理者制度1期目(指定管理者：(財)生駒市ふれあい振興財団) ・平成22年4月1日：指定管理者制度2期目(指定管理者：(一財)生駒市体育協会) <p>「生駒市社会体育施設使用料等見直し検討会議」により使用料及び使用区分等の全面見直し(公園体育施設グラウンドの有料化、青少年料金土日祝無料の廃止、附属設備使用料を規則委任)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年4月1日：指定管理者制度3期目(指定管理者：(一財)生駒市体育協会) <p>体育館、プールを除く市内全施設にアマ、アマ以外、営利使用、市外倍額料金の設定(体育館は以前から設定あり)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年4月1日：障がい者料金の設定(市内障がい者は一般料金の半額)、夜間照明を規則委任、附属設備の一部を設定及び廃止
--

【使用料診断】

使用料の今後の方向性	<input checked="" type="checkbox"/> 見直し	<input type="checkbox"/> 現状で継続
------------	---	--------------------------------



【使用料の見直し案】

受益者負担の改善	<p>民間の指定管理者を導入したことにより、一定の経費削減には繋がっているが、施設の老朽化に伴う改修工事の増加もあり、指定管理料等の経常的な施設の維持管理経費以外の改修工事費が増大している。</p> <p>については、受益者負担の観点から、施設の維持管理経費に係る利用者の負担割合の見直しや、駐車料金の設定についての検討も必要であると考えます。</p>
その他の改善	<p>使用料の見直しだけでなく、使用区分(使用時間帯や施設の区分け等)の見直しや、学校体育施設の有効活用も並行して考えていく必要がある。</p> <p>また、体育施設の有効活用から、同種目、同一時間帯での複数団体の使用許可などの検討も必要である。</p>

【総合所見】

体育施設の維持管理には、多額の費用が必要となるため、施設を存続させるためには、受益者負担の観点からも体育施設全体として利用料金の値上げ等の見直しはやむを得ないと考える。

ただし、市の責務として、市民のスポーツ活動を進めることは重要施策の一つでもあることから、値上げをする場合でも市民のスポーツ活動が大きく減退しないよう利用料金の設定は慎重に考える必要がある。

また、利用料金の見直しだけでなく、使用区分や利用方法、学校体育施設の有効活用、指定管理料の削減対策等も並行して検討する必要がある。

事業カルテ(使用料)

担当課 | スポーツ振興課

施設名	生駒市健民グラウンド
-----	------------

1 施設の概要

開設年度	昭和43	年度	※「4 事業の沿革、変遷等」にも記載してください。
------	------	----	---------------------------

設置目的	(当該施設を運営することによって何をめざすのか) 市民の体育及びレクリエーション、その他社会体育の振興を図り、心身の健全な発達に寄与することを目的とする。
------	--

運営形態	<input type="checkbox"/> 直営 <input checked="" type="checkbox"/> 指定管理 指定管理者 生駒市体育協会 指定管理期間 平成27年4月1日～令和2年3月31日 <input type="checkbox"/> 運営委託
------	---

他市の状況	<input type="checkbox"/> 他市では同様の施設がない。 <input type="checkbox"/> 他市でも同様の施設は少ない。 <input type="checkbox"/> 全ての市ではないが、多くの市に同様の施設がある。 <input checked="" type="checkbox"/> 全ての市に同様の施設がある。
-------	--

施設規模	使用区分	敷地面積	利用可能人数
	グラウンド	10,000㎡	

利用状況	使用区分	利用年度	開館日数	利用実績			
				1日あたりの稼働率	うち減免を除く稼働率	1年間あたりの稼働率	うち減免を除く稼働率
				グラウンド	平成28年度	355	
	平成29年度	355			43.5	39.1	
	平成30年度	355			43.16	41.6	
	平成28年度						
	平成29年度						
	平成30年度						
	平成28年度						
	平成29年度						
	平成30年度						
	平成28年度						
	平成29年度						
	平成30年度						

コスト状況	年度	収入					支出			収入/支出
		市が徴収		指定管理者が徴収(貸館)			修繕費	施設管理費・指定管理料	市債償還金	
		貸館	イベント等	第三者から徴収		自主事業				
				市に納入	指定管理者の収入	市に納入※1				
	平成28年度				338					#DIV/0!
	合計				338					0
	平成29年度				361					#DIV/0!
	合計				361					0
	平成30年度				363					#DIV/0!
	合計				363					0

※滝寺S. C. 分の指定管理料は体育館に全額記載する。

※指定管理者による自主事業に係る収支は原則として除いてください。ただし、自主事業に係る収入のうち、施設利用料として指定管理者が市に納入する部分の額があれば当該金額を「指定管理者が徴収」の自主事業※1欄に記入してください。また、利用料金制を採用している場合は、施設使用料に該当する額を※2欄に記入してください。

2 使用料の概要

根拠法令	生駒市体育施設条例
積算根拠	平成21年度の「生駒市社会体育施設使用料等見直し検討会議」において体育施設使用料の見直しを行った。検討会議において出された体育施設使用料の積算根拠としては、人件費を除いた施設の維持管理経費の概ね2分の1のに相当する額を使用料として設定。
条例で定めた使用料を徴収しているか	<input checked="" type="checkbox"/> 徴収している
	<input type="checkbox"/> 徴収していない 徴収していない理由

3 使用料の課題(料金設定、時間区分、市内・市外の使用料等について、現在生じている課題、今後継続するに当たり懸念される課題)とその改善策

使用料の設定について大きな課題は無いと考えているが、市外料金や青少年料金などの設定があり、利用者の解釈の違いなどから、誤った料金での申請が見られる時がある。なお、令和2年4月使用分から障がい者料金の適用も始まるため、施設管理者が各料金設定の適用内容を正しく理解し、利用者に伝える必要がある。

また、多額の維持管理費が必要である体育施設を存続させるには、利用料金の値上げや、指定管理者が収入を増やすことができる対策(一般利用者の営利使用や目的外使用の緩和措置、指定管理者自主事業の支援など)についての検討も必要と考える。

4 事業・使用料の沿革、変遷等

<p>※消費税増税に伴う改正分は除く</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和43年開設 ・平成14年7月1日：学校週休2日制の導入により青少年料金の設定(市内中学生以下の団体は一般料金の半額、土日祝日は無料)、体育館、武道館のみ市外倍額の設定 ・平成18年4月1日：指定管理者制度1期目(指定管理者：(財)生駒市ふれあい振興財団) ・平成22年4月1日：指定管理者制度2期目(指定管理者：(一財)生駒市体育協会) <p>「生駒市社会体育施設使用料等見直し検討会議」により使用料及び使用区分等の全面見直し(公園体育施設グラウンドの有料化、青少年料金土日祝無料の廃止、附属設備使用料を規則委任)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年4月1日：指定管理者制度3期目(指定管理者：(一財)生駒市体育協会) <p>体育館、プールを除く市内全施設にアマ、アマ以外、営利使用、市外倍額料金の設定(体育館は以前から設定あり)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年4月1日：障がい者料金の設定(市内障がい者は一般料金の半額)、夜間照明を規則委任、附属設備の一部を設定及び廃止
--

【使用料診断】

使用料の今後の方向性	<input checked="" type="checkbox"/> 見直し	<input type="checkbox"/> 現状で継続
------------	---	--------------------------------



【使用料の見直し案】

受益者負担の改善	<p>民間の指定管理者を導入したことにより、一定の経費削減には繋がっているが、施設の老朽化に伴う改修工事の増加もあり、指定管理料等の経常的な施設の維持管理経費以外の改修工事費が増大している。</p> <p>については、受益者負担の観点から、施設の維持管理経費に係る利用者の負担割合の見直しや、駐車料金の設定についての検討も必要であると考えます。</p>
その他の改善	<p>使用料の見直しだけではなく、使用区分(使用時間帯や施設の区分け等)の見直しや、学校体育施設の有効活用も並行して考えていく必要がある。</p> <p>また、体育施設の有効活用から、同種目、同一時間帯での複数団体の使用許可などの検討も必要である。</p>

【総合所見】

体育施設の維持管理には、多額の費用が必要となるため、施設を存続させるためには、受益者負担の観点からも体育施設全体として利用料金の値上げ等の見直しはやむを得ないと考える。

ただし、市の責務として、市民のスポーツ活動を進めることは重要施策の一つでもあることから、値上げをする場合でも市民のスポーツ活動が大きく減退しないよう利用料金の設定は慎重に考える必要がある。

また、利用料金の見直しだけではなく、使用区分や利用方法、学校体育施設の有効活用、指定管理料の削減対策等も並行して検討する必要がある。

事業カルテ(使用料)

担当課 | スポーツ振興課

施設名	小平尾南少年グラウンド
-----	-------------

1 施設の概要

開設年度	昭和61	年度	※「4 事業の沿革、変遷等」にも記載してください。							
設置目的	(当該施設を運営することによって何をめざすのか) 市民の体育及びレクリエーション、その他社会体育の振興を図り、心身の健全な発達に寄与することを目的とする。									
運営形態	<input type="checkbox"/> 直営 <input checked="" type="checkbox"/> 指定管理									
	指定管理者	生駒市体育協会								
	指定管理期間	平成27年4月1日～令和2年3月31日								
他市の状況	<input type="checkbox"/> 他市では同様の施設がない。									
	<input type="checkbox"/> 他市でも同様の施設は少ない。									
	<input type="checkbox"/> 全ての市ではないが、多くの市に同様の施設がある。									
	<input checked="" type="checkbox"/> 全ての市に同様の施設がある。									
施設規模	使用区分	敷地面積		利用可能人数						
	グラウンド	4,620㎡		夜間照明施設あり						
利用状況	使用区分	利用年度	開館日数	利用実績						
				1日あたりの稼働率	うち減免を除く稼働率	1年間あたりの稼働率	うち減免を除く稼働率			
	グラウンド	平成28年度	355			49.9	49.2			
		平成29年度	355			50.68	49.8			
		平成30年度	355			47.85	47.31			
		平成28年度								
		平成29年度								
		平成30年度								
		平成28年度								
		平成29年度								
平成30年度										
	平成28年度									
	平成29年度									
	平成30年度									
コスト状況	年度	収入				支出			収入／支出	
		市が徴収		指定管理者が徴収(貸館)		修繕費	施設管理費・指定管理料	市債償還金		
		貸館	イベント等	第三者から徴収						自主事業
	市に納入			指定管理者の収入	市に納入※1	指定管理者の収入※2				
	平成28年度			217					#DIV/0!	
	合計				217				0	
	平成29年度			206						#DIV/0!
	合計				206				0	
	平成30年度			173						#DIV/0!
	合計				173				0	

※小平尾南分の指定管理料は体育館に全額記載する。

※指定管理者による自主事業に係る収支は原則として除いてください。ただし、自主事業に係る収入のうち、施設利用料として指定管理者が市に納入する部分の額があれば当該金額を「指定管理者が徴収」の自主事業※1欄に記入してください。また、利用料金制を採用している場合は、施設使用料に該当する額を※2欄に記入してください。

2 使用料の概要

根拠法令	生駒市体育施設条例
積算根拠	平成21年度の「生駒市社会体育施設使用料等見直し検討会議」において体育施設使用料の見直しを行った。検討会議において出された体育施設使用料の積算根拠としては、人件費を除いた施設の維持管理経費の概ね2分の1のに相当する額を使用料として設定。
条例で定めた使用料を徴収しているか	<input checked="" type="checkbox"/> 徴収している
	<input type="checkbox"/> 徴収していない 徴収していない理由

3 使用料の課題(料金設定、時間区分、市内・市外の使用料等について、現在生じている課題、今後継続するに当たり懸念される課題)とその改善策

使用料の設定について大きな課題は無いと考えているが、市外料金や青少年料金などの設定があり、利用者の解釈の違いなどから、誤った料金での申請が見られる時がある。なお、令和2年4月使用分から障がい者料金の適用も始まるため、施設管理者が各料金設定の適用内容を正しく理解し、利用者に伝える必要がある。

また、多額の維持管理費が必要である体育施設を存続させるには、利用料金の値上げや、指定管理者が収入を増やすことができる対策(一般利用者の営利使用や目的外使用の緩和措置、指定管理者自主事業の支援など)についての検討も必要と考える。

4 事業・使用料の沿革、変遷等

<p>※消費税増税に伴う改正分は除く</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和61年開設 ・平成14年7月1日：学校週休2日制の導入により青少年料金の設定(市内中学生以下の団体は一般料金の半額、土日祝日は無料)、体育館、武道館のみ市外倍額の設定 ・平成18年4月1日：指定管理者制度1期目(指定管理者：(財)生駒市ふれあい振興財団) ・平成22年4月1日：指定管理者制度2期目(指定管理者：(一財)生駒市体育協会) <p>「生駒市社会体育施設使用料等見直し検討会議」により使用料及び使用区分等の全面見直し(公園体育施設グラウンドの有料化、青少年料金土日祝無料の廃止、附属設備使用料を規則委任)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年4月1日：指定管理者制度3期目(指定管理者：(一財)生駒市体育協会) <p>体育館、プールを除く市内全施設にアマ、アマ以外、営利使用、市外倍額料金の設定(体育館は以前から設定あり)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年4月1日：障がい者料金の設定(市内障がい者は一般料金の半額)、夜間照明を規則委任、附属設備の一部を設定及び廃止
--

【使用料診断】

使用料の今後の方向性	<input checked="" type="checkbox"/> 見直し	<input type="checkbox"/> 現状で継続
------------	---	--------------------------------



【使用料の見直し案】

受益者負担の改善	<p>民間の指定管理者を導入したことにより、一定の経費削減には繋がっているが、施設の老朽化に伴う改修工事の増加もあり、指定管理料等の経常的な施設の維持管理経費以外の改修工事費が増大している。</p> <p>については、受益者負担の観点から、施設の維持管理経費に係る利用者の負担割合の見直しや、駐車料金の設定についての検討も必要であると考えます。</p>
その他の改善	<p>使用料の見直しだけでなく、使用区分(使用時間帯や施設の区分け等)の見直しや、学校体育施設の有効活用も並行して考えていく必要がある。</p> <p>また、体育施設の有効活用から、同種目、同一時間帯での複数団体の使用許可などの検討も必要である。</p>

【総合所見】

体育施設の維持管理には、多額の費用が必要となるため、施設を存続させるためには、受益者負担の観点からも体育施設全体として利用料金の値上げ等の見直しはやむを得ないと考える。

ただし、市の責務として、市民のスポーツ活動を進めることは重要施策の一つでもあることから、値上げをする場合でも市民のスポーツ活動が大きく減退しないよう利用料金の設定は慎重に考える必要がある。

また、利用料金の見直しだけでなく、使用区分や利用方法、学校体育施設の有効活用、指定管理料の削減対策等も並行して検討する必要がある。

事業カルテ(使用料)

担当課 スポーツ振興課

施設名 生駒北スポーツセンターテニスコート

1 施設の概要

開設年度	平成26	年度	※「4 事業の沿革、変遷等」にも記載してください。						
設置目的	(当該施設を運営することによって何をめざすのか) 市民の体育及びレクリエーション、その他社会体育の振興を図り、心身の健全な発達に寄与することを目的とする。								
運営形態	<input type="checkbox"/> 直営								
	<input checked="" type="checkbox"/> 指定管理								
	指定管理者	株式会社東大阪スタジアム							
	指定管理期間	平成27年1月1日から平成32年3月31日まで(5年3ヶ月間)							
	<input type="checkbox"/> 運営委託								
他市の状況	<input type="checkbox"/> 他市では同様の施設がない。								
	<input type="checkbox"/> 他市でも同様の施設は少ない。								
	<input type="checkbox"/> 全ての市ではないが、多くの市に同様の施設がある。								
	<input checked="" type="checkbox"/> 全ての市に同様の施設がある。								
施設規模	使用区分	敷地面積		利用可能人数					
	テニスコート	2,270㎡		砂入り人工芝2面					
利用状況	使用区分	利用年度	開館日数	利用実績					
				1日あたりの稼働率	うち減免を除く稼働率	1年間あたりの稼働率	うち減免を除く稼働率		
	テニスコート	平成28年度	355			31.82	31.21		
		平成29年度	355			33.14	32.21		
		平成30年度	355			36.17	35.76		
		平成28年度							
		平成29年度							
		平成30年度							
		平成28年度							
		平成29年度							
		平成30年度							
	平成28年度								
	平成29年度								
平成30年度									
コスト状況	年度	収入				支出			収入/支出
		市が徴収		指定管理者が徴収(貸館)		修繕費	施設管理費・指定管理料	市債償還金	
	貸館	イベント等	第三者から徴収		自主事業				
			市に納入	指定管理者の収入	市に納入※1	指定管理者の収入※2			
	平成28年度		1,089						#DIV/0!
	合計								
	平成29年度		1,191						#DIV/0!
	合計								
	平成30年度		1,243						#DIV/0!
	合計								

※指定管理料を振り分けることが困難なため、体育館に全額記載する。

※指定管理者による自主事業に係る収支は原則として除いてください。ただし、自主事業に係る収入のうち、施設利用料として指定管理者が市に納入する部分の額があれば当該金額を「指定管理者が徴収」の自主事業※1欄に記入してください。また、利用料金制を採用している場合は、施設使用料に該当する額を※2欄に記入してください。

2 使用料の概要

根拠法令	生駒市体育施設条例
積算根拠	既に開設されている、同種同規模の体育施設使用料を適用
条例で定めた使用料を徴収しているか	<input checked="" type="checkbox"/> 徴収している
	<input type="checkbox"/> 徴収していない 徴収していない理由

3 使用料の課題(料金設定、時間区分、市内・市外の使用料等について、現在生じている課題、今後継続するに当たり懸念される課題)とその改善策

使用料の設定について大きな課題は無いと考えているが、市外料金や青少年料金などの設定があり、利用者の解釈の違いなどから、誤った料金での申請が見られる時がある。なお、令和2年4月使用分から障がい者料金の適用も始まるため、施設管理者が各料金設定の適用内容を正しく理解し、利用者に伝える必要がある。

また、多額の維持管理費が必要である体育施設を存続させるには、利用料金の値上げや、指定管理者が収入を増やすことができる対策(一般利用者の営利使用や目的外使用の緩和措置、指定管理者自主事業の支援など)についての検討も必要と考える。

4 事業・使用料の沿革、変遷等

※消費税増税に伴う改正分は除く

- 平成27年2月22日:生駒北SC体育館開設 指定管理者制度1期目(指定管理者:HOSグループ)
- 平成27年3月22日:生駒北SC全施設開設(グラウンド、野球場、テニスコート)
- 平成27年4月1日:体育館を除く全施設にアマ、アマ以外、営利使用、市外倍額料金の設定(体育館は以前から設定あり)
- 令和2年4月1日:障がい者料金の設定(市内障がい者は一般料金の半額)、夜間照明を規則委任、附属設備の一部を設定及び廃止

【使用料診断】

使用料の今後の方向性	<input checked="" type="checkbox"/> 見直し	<input type="checkbox"/> 現状で継続
------------	---	--------------------------------



【使用料の見直し案】

受益者負担の改善	民間の指定管理者を導入したことにより、一定の経費削減には繋がっているが、施設の老朽化に伴う改修工事の増加もあり、指定管理料等の経常的な施設の維持管理経費以外の改修工事費が増大している。 については、受益者負担の観点から、施設の維持管理経費に係る利用者の負担割合の見直しや、駐車料金の設定についての検討も必要であると考えます。
その他の改善	使用料の見直しだけでなく、使用区分(使用時間帯や施設の区分け等)の見直しや、学校体育施設の有効活用も並行して考えていく必要がある。 また、体育施設の有効活用から、同種目、同一時間帯での複数団体の使用許可などの検討も必要である。

【総合所見】

体育施設の維持管理には、多額の費用が必要となるため、施設を存続させるためには、受益者負担の観点からも体育施設全体として利用料金の値上げ等の見直しはやむを得ないと考える。

ただし、市の責務として、市民のスポーツ活動を進めることは重要施策の一つでもあることから、値上げをする場合でも市民のスポーツ活動が大きく減退しないよう利用料金の設定は慎重に考える必要がある。

また、利用料金の見直しだけでなく、使用区分や利用方法、学校体育施設の有効活用、指定管理料の削減対策等も並行して検討する必要がある。

事業カルテ(使用料)

担当課 スポーツ振興課

施設名 浄化センターテニスコート

1 施設の概要

開設年度	昭和63	年度	※「4 事業の沿革、変遷等」にも記載してください。							
設置目的	(当該施設を運営することによって何をめざすのか) 市民の体育及びレクリエーション、その他社会体育の振興を図り、心身の健全な発達に寄与することを目的とする。									
運営形態	<input type="checkbox"/> 直営									
	<input checked="" type="checkbox"/> 指定管理									
	指定管理者	東京アスレチッククラブ								
	指定管理期間	平成27年4月1日～令和7年3月31日								
	<input type="checkbox"/> 運営委託									
他市の状況	<input type="checkbox"/> 他市では同様の施設がない。									
	<input type="checkbox"/> 他市でも同様の施設は少ない。									
	<input type="checkbox"/> 全ての市ではないが、多くの市に同様の施設がある。									
	<input checked="" type="checkbox"/> 全ての市に同様の施設がある。									
施設規模	使用区分	敷地面積			利用可能人数					
	テニスコート	3,478㎡			全天候型5面					
利用状況	使用区分	利用年度	開館日数	利用実績						
				1日あたりの稼働率	うち減免を除く稼働率	1年間あたりの稼働率	うち減免を除く稼働率			
	テニスコート	平成28年度	355			64.68	64.68			
		平成29年度	355			64.3	64.3			
		平成30年度	355			61.11	61.11			
		平成28年度								
		平成29年度								
		平成30年度								
		平成28年度								
		平成29年度								
		平成30年度								
		平成28年度								
		平成29年度								
平成30年度										
コスト状況	年度	収入					支出			収入/支出
		市が徴収		指定管理者が徴収(貸館)			修繕費	施設管理費・指定管理料	市債償還金	
	貸館	イベント等	第三者から徴収		自主事業					
			市に納入	指定管理者の収入	市に納入※1	指定管理者の収入※2				
	平成28年度			4,596						#DIV/0!
	合計				4,596				0	
	平成29年度			4,455						#DIV/0!
	合計				4,455				0	
	平成30年度			4,288						#DIV/0!
	合計				4,288				0	

※指定管理料は支払っていない。

※指定管理者による自主事業に係る収支は原則として除いてください。ただし、自主事業に係る収入のうち、施設利用料として指定管理者が市に納入する部分の額があれば当該金額を「指定管理者が徴収」の自主事業※1欄に記入してください。また、利用料金制を採用している場合は、施設使用料に該当する額を※2欄に記入してください。

2 使用料の概要

根拠法令	生駒市体育施設条例
積算根拠	平成21年度の「生駒市社会体育施設使用料等見直し検討会議」において体育施設使用料の見直しを行った。検討会議において出された体育施設使用料の積算根拠としては、人件費を除いた施設の維持管理経費の概ね2分の1のに相当する額を使用料として設定。
条例で定めた使用料を徴収しているか	<input checked="" type="checkbox"/> 徴収している
	<input type="checkbox"/> 徴収していない 徴収していない理由

3 使用料の課題(料金設定、時間区分、市内・市外の使用料等について、現在生じている課題、今後継続するに当たり懸念される課題)とその改善策

<p>井出山体育施設は、指定管理者による独立採算制での運営のため指定管理料が一切発生しておらず、使用料の設定について大きな課題は無いと考えている。しかしながら、使用料に関しては、他の市内の同種同規模体育施設との整合性を図る必要がある。また、他の体育施設と同様に、市外料金や青少年料金などの設定があり、利用者の解釈の違いなどから、誤った料金での申請が見られる時がある。なお、令和2年4月使用分から障がい者料金の適用も始まるため、施設管理者が各料金設定の適用内容を正しく理解し、利用者に伝える必要がある。</p> <p>なお、独立採算制であることから、健全な施設の管理運営を保つため、利用料金の値上げや、指定管理者が収入を増やすことができる対策(一般利用者の営利使用や目的外使用の緩和措置、指定管理者自主事業の支援など)についての検討も必要と考える。</p>

4 事業・使用料の沿革、変遷等

<p>※消費税増税に伴う改正分は除く</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和63年開設 ・平成14年7月1日：学校週休2日制の導入により青少年料金の設定(市内中学生以下の団体は一般料金の半額、土日祝日は無料)、体育館、武道館のみ市外倍額の設定 ・平成18年4月1日：指定管理者制度1期目(指定管理者：(財)生駒市ふれあい振興財団) ・平成22年4月1日：指定管理者制度2期目(指定管理者：(株)アクアテック) 「生駒市社会体育施設使用料等見直し検討会議」により使用料及び使用区分等の全面見直し(公園体育施設グラウンドの有料化、青少年料金土日祝無料の廃止、附属設備使用料を規則委任) ・平成27年4月1日：指定管理者制度3期目(指定管理者：(株)東京アスレティッククラブ) 体育館、プールを除く市内全施設にアマ、アマ以外、営利使用、市外倍額料金の設定(体育館は以前から設定あり) 平群町相互利用対象施設となる ・令和2年4月1日：障がい者料金の設定(市内障がい者は一般料金の半額)、夜間照明を規則委任、附属設備の一部を設定及び廃止
--

【使用料診断】

使用料の今後の方向性	<input checked="" type="checkbox"/> 見直し	<input type="checkbox"/> 現状で継続
------------	---	--------------------------------



【使用料の見直し案】

受益者負担の改善	<p>民間の指定管理者を導入したことにより、一定の経費削減には繋がっているが、施設の老朽化に伴う改修工事の増加もあり、指定管理料等の経常的な施設の維持管理経費以外の改修工事費が増大している。</p> <p>については、受益者負担の観点から、施設の維持管理経費に係る利用者の負担割合の見直しや、駐車料金の設定についての検討も必要であると考えます。</p>
その他の改善	<p>使用料の見直しだけではなく、使用区分(使用時間帯や施設の区分け等)の見直しや、学校体育施設の有効活用も並行して考えていく必要がある。</p> <p>また、体育施設の有効活用から、同種目、同一時間帯での複数団体の使用許可などの検討も必要である。</p>

【総合所見】

<p>当該施設は指定管理料は発生していないが、体育施設の維持管理には、改修費用等の一定の費用は必要となるため、施設を存続させるためには、受益者負担の観点からも体育施設全体として利用料金の値上げ等の見直しはやむを得ないと考える。</p> <p>ただし、市の責務として、市民のスポーツ活動を進めることは重要施策の一つでもあることから、値上げをする場合でも市民のスポーツ活動が大きく減退しないよう利用料金の設定は慎重に考える必要がある。</p> <p>また、利用料金の見直しだけではなく、使用区分や利用方法、学校体育施設の有効活用等も並行して検討する必要がある。</p>
--

事業カルテ(使用料)

担当課 | スポーツ振興課

施設名	イモ山公園テニスコート
-----	-------------

1 施設の概要

開設年度	昭和53 年度	※「4 事業の沿革、変遷等」にも記載してください。
------	---------	---------------------------

設置目的	(当該施設を運営することによって何をめざすのか) 市民の体育及びレクリエーション、その他社会体育の振興を図り、心身の健全な発達に寄与することを目的とする。
------	--

運営形態	<input type="checkbox"/> 直営 <input checked="" type="checkbox"/> 指定管理 指定管理者 生駒市体育協会 指定管理期間 平成27年4月1日～令和2年3月31日 <input type="checkbox"/> 運営委託
------	---

他市の状況	<input type="checkbox"/> 他市では同様の施設がない。 <input type="checkbox"/> 他市でも同様の施設は少ない。 <input type="checkbox"/> 全ての市ではないが、多くの市に同様の施設がある。 <input checked="" type="checkbox"/> 全ての市に同様の施設がある。
-------	--

施設規模	使用区分	敷地面積	利用可能人数
	テニスコート	1,564㎡	砂入り人工芝2面

利用状況	使用区分	利用年度	開館日数	利用実績			
				1日あたりの稼働率	うち減免を除く稼働率	1年間あたりの稼働率	うち減免を除く稼働率
				テニスコート	平成28年度	355	
	平成29年度	355			73.21	72.95	
	平成30年度	355			74.18	73.93	
	平成28年度						
	平成29年度						
	平成30年度						
	平成28年度						
	平成29年度						
	平成30年度						
	平成28年度						
	平成29年度						
	平成30年度						

コスト状況	年度	収入					支出			収入/支出
		市が徴収		指定管理者が徴収(貸館)			修繕費	施設管理費・指定管理料	市債償還金	
		貸館	イベント等	第三者から徴収		自主事業				
				市に納入	指定管理者の収入	市に納入※1				
	平成28年度				2,575					#DIV/0!
	合計				2,575					0
	平成29年度				2,576					#DIV/0!
	合計				2,576					0
	平成30年度				2,646					#DIV/0!
	合計				2,646					0

※イモ山公園分の指定管理料はグラウンドに全額記載する。

※指定管理者による自主事業に係る収支は原則として除いてください。ただし、自主事業に係る収入のうち、施設利用料として指定管理者が市に納入する部分の額があれば当該金額を「指定管理者が徴収」の自主事業※1欄に記入してください。また、利用料金制を採用している場合は、施設使用料に該当する額を※2欄に記入してください。

2 使用料の概要

根拠法令	生駒市体育施設条例
積算根拠	平成21年度の「生駒市社会体育施設使用料等見直し検討会議」において体育施設使用料の見直しを行った。検討会議において出された体育施設使用料の積算根拠としては、人件費を除いた施設の維持管理経費の概ね2分の1のに相当する額を使用料として設定。
条例で定めた使用料を徴収しているか	<input checked="" type="checkbox"/> 徴収している
	<input type="checkbox"/> 徴収していない 徴収していない理由

3 使用料の課題(料金設定、時間区分、市内・市外の使用料等について、現在生じている課題、今後継続するに当たり懸念される課題)とその改善策

使用料の設定について大きな課題は無いと考えているが、市外料金や青少年料金などの設定があり、利用者の解釈の違いなどから、誤った料金での申請が見られる時がある。なお、令和2年4月使用分から障がい者料金の適用も始まるため、施設管理者が各料金設定の適用内容を正しく理解し、利用者に伝える必要がある。

また、多額の維持管理費が必要である体育施設を存続させるには、利用料金の値上げや、指定管理者が収入を増やすことができる対策(一般利用者の営利使用や目的外使用の緩和措置、指定管理者自主事業の支援など)についての検討も必要と考える。

4 事業・使用料の沿革、変遷等

<p>※消費税増税に伴う改正分は除く</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和54年開設 ・平成14年7月1日：学校週休2日制の導入により青少年料金の設定(市内中学生以下の団体は一般料金の半額、土日祝日は無料)、体育館、武道館のみ市外倍額の設定 ・平成18年4月1日：指定管理者制度1期目(指定管理者：(財)生駒市ふれあい振興財団) ・平成22年4月1日：指定管理者制度2期目(指定管理者：(一財)生駒市体育協会) <p>「生駒市社会体育施設使用料等見直し検討会議」により使用料及び使用区分等の全面見直し(公園体育施設グラウンドの有料化、青少年料金土日祝無料の廃止、附属設備使用料を規則委任)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年4月1日：指定管理者制度3期目(指定管理者：(一財)生駒市体育協会) <p>体育館、プールを除く市内全施設にアマ、アマ以外、営利使用、市外倍額料金の設定(体育館は以前から設定あり)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年4月1日：障がい者料金の設定(市内障がい者は一般料金の半額)、夜間照明を規則委任、附属設備の一部を設定及び廃止
--

【使用料診断】

使用料の今後の方向性	<input checked="" type="checkbox"/> 見直し	<input type="checkbox"/> 現状で継続
------------	---	--------------------------------



【使用料の見直し案】

受益者負担の改善	<p>民間の指定管理者を導入したことにより、一定の経費削減には繋がっているが、施設の老朽化に伴う改修工事の増加もあり、指定管理料等の経常的な施設の維持管理経費以外の改修工事費が増大している。</p> <p>については、受益者負担の観点から、施設の維持管理経費に係る利用者の負担割合の見直しや、駐車料金の設定についての検討も必要であると考えます。</p>
その他の改善	<p>使用料の見直しだけでなく、使用区分(使用時間帯や施設の区分け等)の見直しや、学校体育施設の有効活用も並行して考えていく必要がある。</p> <p>また、体育施設の有効活用から、同種目、同一時間帯での複数団体の使用許可などの検討も必要である。</p>

【総合所見】

体育施設の維持管理には、多額の費用が必要となるため、施設を存続させるためには、受益者負担の観点からも体育施設全体として利用料金の値上げ等の見直しはやむを得ないと考える。

ただし、市の責務として、市民のスポーツ活動を進めることは重要施策の一つでもあることから、値上げをする場合でも市民のスポーツ活動が大きく減退しないよう利用料金の設定は慎重に考える必要がある。

また、利用料金の見直しだけでなく、使用区分や利用方法、学校体育施設の有効活用、指定管理料の削減対策等も並行して検討する必要がある。

事業カルテ(使用料)

担当課 スポーツ振興課

施設名 生駒市健民テニスコート

1 施設の概要

開設年度	昭和53	年度	※「4 事業の沿革、変遷等」にも記載してください。						
設置目的	(当該施設を運営することによって何をめざすのか) 市民の体育及びレクリエーション、その他社会体育の振興を図り、心身の健全な発達に寄与することを目的とする。								
運営形態	<input type="checkbox"/> 直営								
	<input checked="" type="checkbox"/> 指定管理								
	指定管理者	生駒市体育協会							
	指定管理期間	平成27年4月1日～令和2年3月31日							
	<input type="checkbox"/> 運営委託								
他市の状況	<input type="checkbox"/> 他市では同様の施設がない。								
	<input type="checkbox"/> 他市でも同様の施設は少ない。								
	<input type="checkbox"/> 全ての市ではないが、多くの市に同様の施設がある。								
	<input checked="" type="checkbox"/> 全ての市に同様の施設がある。								
施設規模	使用区分	敷地面積		利用可能人数					
	テニスコート	800㎡(健民グラウンドの一部)		クレーコート1面					
利用状況	使用区分	利用年度	開館日数	利用実績					
				1日あたりの稼働率	うち減免を除く稼働率	1年間あたりの稼働率	うち減免を除く稼働率		
	テニスコート	平成28年度	355			57.23	57.09		
		平成29年度	355			57.03	56.75		
		平成30年度	355			54.87	54.59		
		平成28年度							
		平成29年度							
		平成30年度							
		平成28年度							
		平成29年度							
		平成30年度							
	平成28年度								
	平成29年度								
平成30年度									
コスト状況	年度	収入				支出			収入/支出
		市が徴収		指定管理者が徴収(貸館)		修繕費	施設管理費・指定管理料	市債償還金	
	貸館	イベント等	第三者から徴収		自主事業				
			市に納入	指定管理者の収入	市に納入※1	指定管理者の収入※2			
	平成28年度			376					#DIV/0!
	合計			376				0	
	平成29年度			366					#DIV/0!
	合計			366				0	
	平成30年度			353					#DIV/0!
	合計			353				0	

※滝寺S. C. 分の収入及び指定管理料は体育館に全額記載する。

※指定管理者による自主事業に係る収支は原則として除いてください。ただし、自主事業に係る収入のうち、施設利用料として指定管理者が市に納入する部分の額があれば当該金額を「指定管理者が徴収」の自主事業※1欄に記入してください。また、利用料金制を採用している場合は、施設使用料に該当する額を※2欄に記入してください。

2 使用料の概要

根拠法令	生駒市体育施設条例
積算根拠	平成21年度の「生駒市社会体育施設使用料等見直し検討会議」において体育施設使用料の見直しを行った。検討会議において出された体育施設使用料の積算根拠としては、人件費を除いた施設の維持管理経費の概ね2分の1のに相当する額を使用料として設定。
条例で定めた使用料を徴収しているか	<input checked="" type="checkbox"/> 徴収している
	<input type="checkbox"/> 徴収していない 徴収していない理由

3 使用料の課題(料金設定、時間区分、市内・市外の使用料等について、現在生じている課題、今後継続するに当たり懸念される課題)とその改善策

使用料の設定について大きな課題は無いと考えているが、市外料金や青少年料金などの設定があり、利用者の解釈の違いなどから、誤った料金での申請が見られる時がある。なお、令和2年4月使用分から障がい者料金の適用も始まるため、施設管理者が各料金設定の適用内容を正しく理解し、利用者に伝える必要がある。

また、多額の維持管理費が必要である体育施設を存続させるには、利用料金の値上げや、指定管理者が収入を増やすことができる対策(一般利用者の営利使用や目的外使用の緩和措置、指定管理者自主事業の支援など)についての検討も必要と考える。

4 事業・使用料の沿革、変遷等

<p>※消費税増税に伴う改正分は除く</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和53年開設 ・平成14年7月1日：学校週休2日制の導入により青少年料金の設定(市内中学生以下の団体は一般料金の半額、土日祝日は無料)、体育館、武道館のみ市外倍額の設定 ・平成18年4月1日：指定管理者制度1期目(指定管理者：(財)生駒市ふれあい振興財団) ・平成22年4月1日：指定管理者制度2期目(指定管理者：(一財)生駒市体育協会) <p>「生駒市社会体育施設使用料等見直し検討会議」により使用料及び使用区分等の全面見直し(公園体育施設グラウンド及び健民テニスコートの有料化、青少年料金土日祝無料の廃止、附属設備使用料を規則委任)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年4月1日：指定管理者制度3期目(指定管理者：(一財)生駒市体育協会) <p>体育館、プールを除く市内全施設にアマ、アマ以外、営利使用、市外倍額料金の設定(体育館は以前から設定あり)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年4月1日：障がい者料金の設定(市内障がい者は一般料金の半額)、夜間照明を規則委任、附属設備の一部を設定及び廃止
--

【使用料診断】

使用料の今後の方向性	<input checked="" type="checkbox"/> 見直し	<input type="checkbox"/> 現状で継続
------------	---	--------------------------------



【使用料の見直し案】

受益者負担の改善	<p>民間の指定管理者を導入したことにより、一定の経費削減には繋がっているが、施設の老朽化に伴う改修工事の増加もあり、指定管理料等の経常的な施設の維持管理経費以外の改修工事費が増大している。</p> <p>については、受益者負担の観点から、施設の維持管理経費に係る利用者の負担割合の見直しや、駐車料金の設定についての検討も必要であると考えます。</p>
その他の改善	<p>使用料の見直しだけでなく、使用区分(使用時間帯や施設の区分け等)の見直しや、学校体育施設の有効活用も並行して考えていく必要がある。</p> <p>また、体育施設の有効活用から、同種目、同一時間帯での複数団体の使用許可などの検討も必要である。</p>

【総合所見】

体育施設の維持管理には、多額の費用が必要となるため、施設を存続させるためには、受益者負担の観点からも体育施設全体として利用料金の値上げ等の見直しはやむを得ないと考える。

ただし、市の責務として、市民のスポーツ活動を進めることは重要施策の一つでもあることから、値上げをする場合でも市民のスポーツ活動が大きく減退しないよう利用料金の設定は慎重に考える必要がある。

また、利用料金の見直しだけでなく、使用区分や利用方法、学校体育施設の有効活用、指定管理料の削減対策等も並行して検討する必要がある。

事業カルテ(使用料)

担当課 スポーツ振興課

施設名 生駒市滝寺テニスコート

1 施設の概要

開設年度	昭和49	年度	※「4 事業の沿革、変遷等」にも記載してください。							
設置目的	(当該施設を運営することによって何をめざすのか) 市民の体育及びレクリエーション、その他社会体育の振興を図り、心身の健全な発達に寄与することを目的とする。									
運営形態	<input type="checkbox"/> 直営									
	<input checked="" type="checkbox"/> 指定管理									
	指定管理者	生駒市体育協会								
	指定管理期間	平成27年4月1日～令和2年3月31日								
	<input type="checkbox"/> 運営委託									
他市の状況	<input type="checkbox"/> 他市では同様の施設がない。									
	<input type="checkbox"/> 他市でも同様の施設は少ない。									
	<input type="checkbox"/> 全ての市ではないが、多くの市に同様の施設がある。									
	<input checked="" type="checkbox"/> 全ての市に同様の施設がある。									
施設規模	使用区分	敷地面積		利用可能人数						
	テニスコート	842㎡		砂入り人工芝1面・クレートコート1面						
利用状況	使用区分	利用年度	開館日数	利用実績						
				1日あたりの稼働率	うち減免を除く稼働率	1年間あたりの稼働率	うち減免を除く稼働率			
	テニスコート	平成28年度	355			75.67	75.67			
		平成29年度	355			81.23	80.94			
		平成30年度	355			69.55	69.29			
		平成28年度								
		平成29年度								
		平成30年度								
		平成28年度								
		平成29年度								
		平成30年度								
	平成28年度									
	平成29年度									
平成30年度										
コスト状況	年度	収入					支出			収入/支出
		市が徴収		指定管理者が徴収(貸館)			修繕費	施設管理費・指定管理料	市債償還金	
	貸館	イベント等	第三者から徴収		自主事業					
			市に納入	指定管理者の収入	市に納入※1	指定管理者の収入※2				
	平成28年度			1,298						#DIV/0!
	合計				1,298				0	
	平成29年度			1,304						#DIV/0!
	合計				1,304				0	
	平成30年度			1,195						#DIV/0!
	合計				1,195				0	

※滝寺S. C. 分の収入及び指定管理料は体育館に全額記載する。

※指定管理者による自主事業に係る収支は原則として除いてください。ただし、自主事業に係る収入のうち、施設利用料として指定管理者が市に納入する部分の額があれば当該金額を「指定管理者が徴収」の自主事業※1欄に記入してください。また、利用料金制を採用している場合は、施設使用料に該当する額を※2欄に記入してください。

2 使用料の概要

根拠法令	生駒市体育施設条例
積算根拠	平成21年度の「生駒市社会体育施設使用料等見直し検討会議」において体育施設使用料の見直しを行った。検討会議において出された体育施設使用料の積算根拠としては、人件費を除いた施設の維持管理経費の概ね2分の1のに相当する額を使用料として設定。
条例で定めた使用料を徴収しているか	<input checked="" type="checkbox"/> 徴収している
	<input type="checkbox"/> 徴収していない 徴収していない理由

3 使用料の課題(料金設定、時間区分、市内・市外の使用料等について、現在生じている課題、今後継続するに当たり懸念される課題)とその改善策

使用料の設定について大きな課題は無いと考えているが、市外料金や青少年料金などの設定があり、利用者の解釈の違いなどから、誤った料金での申請が見られる時がある。なお、令和2年4月使用分から障がい者料金の適用も始まるため、施設管理者が各料金設定の適用内容を正しく理解し、利用者に伝える必要がある。

また、多額の維持管理費が必要である体育施設を存続させるには、利用料金の値上げや、指定管理者が収入を増やすことができる対策(一般利用者の営利使用や目的外使用の緩和措置、指定管理者自主事業の支援など)についての検討も必要と考える。

4 事業・使用料の沿革、変遷等

※消費税増税に伴う改正分は除く

- ・昭和49年開設
- ・平成14年7月1日:学校週休2日制の導入により青少年料金の設定(市内中学生以下の団体は一般料金の半額、土日祝日は無料)、体育館、武道館のみ市外倍額の設定
- ・平成18年4月1日:指定管理者制度1期目(指定管理者:(財)生駒市ふれあい振興財団)
- ・平成22年4月1日:指定管理者制度2期目(指定管理者:(一財)生駒市体育協会)

「生駒市社会体育施設使用料等見直し検討会議」により使用料及び使用区分等の全面見直し(公園体育施設グラウンドの有料化、青少年料金土日祝無料の廃止、附属設備使用料を規則委任)

- ・平成27年4月1日:指定管理者制度3期目(指定管理者:(一財)生駒市体育協会)

体育館、プールを除く市内全施設にアマ、アマ以外、営利使用、市外倍額料金の設定(体育館は以前から設定あり)

- ・令和2年4月1日:障がい者料金の設定(市内障がい者は一般料金の半額)、夜間照明を規則委任、附属設備の一部を設定及び廃止

【使用料診断】

使用料の今後の方向性	<input checked="" type="checkbox"/> 見直し	<input type="checkbox"/> 現状で継続
------------	---	--------------------------------



【使用料の見直し案】

受益者負担の改善	民間の指定管理者を導入したことにより、一定の経費削減には繋がっているが、施設の老朽化に伴う改修工事の増加もあり、指定管理料等の経常的な施設の維持管理経費以外の改修工事費が増大している。 については、受益者負担の観点から、施設の維持管理経費に係る利用者の負担割合の見直しや、駐車料金の設定についての検討も必要であると考えます。
その他の改善	使用料の見直しだけでなく、使用区分(使用時間帯や施設の区分け等)の見直しや、学校体育施設の有効活用も並行して考えていく必要がある。 また、体育施設の有効活用から、同種目、同一時間帯での複数団体の使用許可などの検討も必要である。

【総合所見】

体育施設の維持管理には、多額の費用が必要となるため、施設を存続させるためには、受益者負担の観点からも体育施設全体として利用料金の値上げ等の見直しはやむを得ないと考える。

ただし、市の責務として、市民のスポーツ活動を進めることは重要施策の一つでもあることから、値上げをする場合でも市民のスポーツ活動が大きく減退しないよう利用料金の設定は慎重に考える必要がある。

また、利用料金の見直しだけでなく、使用区分や利用方法、学校体育施設の有効活用、指定管理料の削減対策等も並行して検討する必要がある。

事業カルテ(使用料)

担当課 スポーツ振興課

施設名 総合公園テニスコート

1 施設の概要

開設年度	昭和60	年度	※「4 事業の沿革、変遷等」にも記載してください。						
設置目的	(当該施設を運営することによって何をめざすのか) 市民の体育及びレクリエーション、その他社会体育の振興を図り、心身の健全な発達に寄与することを目的とする。								
運営形態	<input type="checkbox"/> 直営								
	<input checked="" type="checkbox"/> 指定管理								
	指定管理者	生駒市体育協会							
	指定管理期間	平成27年4月1日～令和2年3月31日							
	<input type="checkbox"/> 運営委託								
他市の状況	<input type="checkbox"/> 他市では同様の施設がない。								
	<input type="checkbox"/> 他市でも同様の施設は少ない。								
	<input type="checkbox"/> 全ての市ではないが、多くの市に同様の施設がある。								
	<input checked="" type="checkbox"/> 全ての市に同様の施設がある。								
施設規模	使用区分	延床面積		利用可能人数					
	テニスコート	2,660㎡		砂入り人工芝3面 夜間照明施設あり					
利用状況	使用区分	利用年度	開館日数	利用実績					
				1日あたりの稼働率	うち減免を除く稼働率	1年間あたりの稼働率	うち減免を除く稼働率		
	テニスコート	平成28年度	355			69.24	67.05		
		平成29年度	355			69.44	67.38		
		平成30年度	355			68.12	65.28		
		平成28年度							
		平成29年度							
		平成30年度							
		平成28年度							
		平成29年度							
		平成30年度							
		平成28年度							
		平成29年度							
平成30年度									
平成28年度									
平成29年度									
平成30年度									
コスト状況	年度	収入				支出			収入/支出
		市が徴収		指定管理者が徴収(貸館)		修繕費	施設管理費・指定管理料	市債償還金	
		貸館	イベント等	第三者から徴収					
	市に納入			指定管理者の収入	市に納入※1	指定管理者の収入※2			
	平成28年度			4,863					#DIV/0!
	合計				4,863				0
	平成29年度			4,882					#DIV/0!
	合計				4,882				0
	平成30年度			4,121					#DIV/0!
	合計				4,121				0

※総合公園S. C. 分の指定管理料は体育館に全額記載する。

※指定管理者による自主事業に係る収支は原則として除いてください。ただし、自主事業に係る収入のうち、施設利用料として指定管理者が市に納入する部分の額があれば当該金額を「指定管理者が徴収」の自主事業※1欄に記入してください。また、利用料金制を採用している場合は、施設使用料に該当する額を※2欄に記入してください。

2 使用料の概要

根拠法令	生駒市体育施設条例
積算根拠	平成21年度の「生駒市社会体育施設使用料等見直し検討会議」において体育施設使用料の見直しを行った。検討会議において出された体育施設使用料の積算根拠としては、人件費を除いた施設の維持管理経費の概ね2分の1のに相当する額を使用料として設定。
条例で定めた使用料を徴収しているか	<input checked="" type="checkbox"/> 徴収している
	<input type="checkbox"/> 徴収していない 徴収していない理由

3 使用料の課題(料金設定、時間区分、市内・市外の使用料等について、現在生じている課題、今後継続するに当たり懸念される課題)とその改善策

使用料の設定について大きな課題は無いと考えているが、市外料金や青少年料金などの設定があり、利用者の解釈の違いなどから、誤った料金での申請が見られる時がある。なお、令和2年4月使用分から障がい者料金の適用も始まるため、施設管理者が各料金設定の適用内容を正しく理解し、利用者に伝える必要がある。

また、多額の維持管理費が必要である体育施設を存続させるには、利用料金の値上げや、指定管理者が収入を増やすことができる対策(一般利用者の営利使用や目的外使用の緩和措置、指定管理者自主事業の支援など)についての検討も必要と考える。

4 事業・使用料の沿革、変遷等

<p>※消費税増税に伴う改正分は除く</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和60年開設 ・平成14年7月1日:学校週休2日制の導入により青少年料金の設定(市内中学生以下の団体は一般料金の半額、土日祝日は無料)、体育館、武道館のみ市外倍額の設定 ・平成18年4月1日:指定管理者制度1期目(指定管理者:(財)生駒市ふれあい振興財団) ・平成22年4月1日:指定管理者制度2期目(指定管理者:(一財)生駒市体育協会) <p>「生駒市社会体育施設使用料等見直し検討会議」により使用料及び使用区分等の全面見直し(公園体育施設グラウンドの有料化、青少年料金土日祝無料の廃止、附属設備使用料を規則委任)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年4月1日:指定管理者制度3期目(指定管理者:(一財)生駒市体育協会) <p>体育館、プールを除く市内全施設にアマ、アマ以外、営利使用、市外倍額料金の設定(体育館は以前から設定あり)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年4月1日:障がい者料金の設定(市内障がい者は一般料金の半額)、夜間照明を規則委任、附属設備の一部を設定及び廃止
--

【使用料診断】

使用料の今後の方向性	<input checked="" type="checkbox"/> 見直し	<input type="checkbox"/> 現状で継続
------------	---	--------------------------------



【使用料の見直し案】

受益者負担の改善	<p>民間の指定管理者を導入したことにより、一定の経費削減には繋がっているが、施設の老朽化に伴う改修工事の増加もあり、指定管理料等の経常的な施設の維持管理経費以外の改修工事費が増大している。</p> <p>については、受益者負担の観点から、施設の維持管理経費に係る利用者の負担割合の見直しや、駐車料金の設定についての検討も必要であると考えます。</p>
その他の改善	<p>使用料の見直しだけでなく、使用区分(使用時間帯や施設の区分け等)の見直しや、学校体育施設の有効活用も並行して考えていく必要がある。</p> <p>また、体育施設の有効活用から、同種目、同一時間帯での複数団体の使用許可などの検討も必要である。</p>

【総合所見】

体育施設の維持管理には、多額の費用が必要となるため、施設を存続させるためには、受益者負担の観点からも体育施設全体として利用料金の値上げ等の見直しはやむを得ないと考える。

ただし、市の責務として、市民のスポーツ活動を進めることは重要施策の一つでもあることから、値上げをする場合でも市民のスポーツ活動が大きく減退しないよう利用料金の設定は慎重に考える必要がある。

また、利用料金の見直しだけでなく、使用区分や利用方法、学校体育施設の有効活用、指定管理料の削減対策等も並行して検討する必要がある。

事業カルテ(使用料)

担当課 | スポーツ振興課

施設名	生駒山麓公園テニスコート
-----	--------------

1 施設の概要

開設年度	平成3	年度	※「4 事業の沿革、変遷等」にも記載してください。
------	-----	----	---------------------------

設置目的	(当該施設を運営することによって何をめざすのか) 市民の体育及びレクリエーション、その他社会体育の振興を図り、心身の健全な発達に寄与することを目的とする。
------	--

運営形態	<input type="checkbox"/> 直営 <input checked="" type="checkbox"/> 指定管理 指定管理者 モンベル・あおはに共同体 指定管理期間 平成26年7月1日～令和6年6月30日 <input type="checkbox"/> 運営委託
------	--

他市の状況	<input type="checkbox"/> 他市では同様の施設がない。 <input type="checkbox"/> 他市でも同様の施設は少ない。 <input type="checkbox"/> 全ての市ではないが、多くの市に同様の施設がある。 <input checked="" type="checkbox"/> 全ての市に同様の施設がある。
-------	--

施設規模	使用区分	延床面積	利用可能人数
	テニスコート	3,522㎡	砂入り人工芝5面 クラブハウス、夜間照明あり

利用状況	使用区分	利用年度	開館日数	利用実績			
				1日あたりの稼働率	うち減免を除く稼働率	1年間あたりの稼働率	うち減免を除く稼働率
				テニスコート	平成28年度	323	
	平成29年度	321			43.02	42.49	
	平成30年度	311			40.26	39.92	
	平成28年度						
	平成29年度						
	平成30年度						
	平成28年度						
	平成29年度						
	平成30年度						
	平成28年度						
	平成29年度						
	平成30年度						

コスト状況	年度	収入						支出			収入／支出
		市が徴収		指定管理者が徴収(貸館)				修繕費	施設管理費・指定管理料	市債償還金	
		貸館	イベント等	第三者から徴収		自主事業					
				市に納入	指定管理者の収入	市に納入※1	指定管理者の収入※2				
	平成28年度			5,917					16,765		35.3%
	合計					5,917			16,765		
	平成29年度			5,258					16,712		31.5%
	合計					5,258			16,712		
	平成30年度			4,339					16,712		26.0%
	合計					4,339			16,712		

※指定管理者による自主事業に係る収支は原則として除いてください。ただし、自主事業に係る収入のうち、施設利用料として指定管理者が市に納入する部分の額があれば当該金額を「指定管理者が徴収」の自主事業※1欄に記入してください。また、利用料金制を採用している場合は、施設使用料に該当する額を※2欄に記入してください。

2 使用料の概要

根拠法令	生駒市体育施設条例
積算根拠	平成21年度の「生駒市社会体育施設使用料等見直し検討会議」において体育施設使用料の見直しを行った。検討会議において出された体育施設使用料の積算根拠としては、人件費を除いた施設の維持管理経費の概ね2分の1のに相当する額を使用料として設定。
条例で定めた使用料を徴収しているか	<input checked="" type="checkbox"/> 徴収している
	<input type="checkbox"/> 徴収していない 徴収していない理由

3 使用料の課題(料金設定、時間区分、市内・市外の使用料等について、現在生じている課題、今後継続するに当たり懸念される課題)とその改善策

<p>使用料の設定について大きな課題は無いと考えているが、市外料金や青少年料金などの設定があり、利用者の解釈の違いなどから、誤った料金での申請が見られる時がある。なお、令和2年4月使用分から障がい者料金の適用も始まるため、施設管理者が各料金設定の適用内容を正しく理解し、利用者に伝える必要がある。</p> <p>また、多額の維持管理費が必要である体育施設を存続させるには、使用料の値上げや、指定管理者が収入を増やすことができる対策(一般利用者の営利使用や目的外使用の緩和措置、指定管理者自主事業の支援など)についての検討も必要と考える。</p>
--

4 事業・使用料の沿革、変遷等

<p>※消費税増税に伴う改正分は除く</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成4年開設 平成14年7月1日：学校週休2日制の導入により青少年料金の設定(市内中学生以下の団体は一般料金の半額、土日祝日は無料)、体育館、武道館のみ市外倍額の設定 平成18年4月1日～平成21年6月30日：指定管理者制度1期目(指定管理者：(財)生駒市ふれあい振興財団) 平成21年7月1日～平成23年6月30日：指定管理者制度2期目(指定管理者：大新東ナック共同体) 平成23年7月1日～平成26年6月30日：指定管理者制度3期目(指定管理者：大新東ナック共同体) 生駒市社会体育施設使用料等見直し検討会議により使用料及び使用区分等の全面見直し(公園体育施設グラウンドの有料化、青少年料金土日祝無料の廃止、附属設備使用料を規則委任) 平成26年7月1日～令和6年6月30日：指定管理者制度4期目(指定管理者：モンベル・あおはに共同体) 体育館、プールを除く市内全施設にアマ、アマ以外、営利使用、市外倍額料金の設定(体育館は以前から設定あり) 令和2年4月1日：障がい者料金の設定(市内障がい者は一般料金の半額)、夜間照明を規則委任、附属設備の一部を設定及び廃止
--

【使用料診断】

使用料の今後の方向性	<input checked="" type="checkbox"/> 見直し	<input type="checkbox"/> 現状で継続
------------	---	--------------------------------



【使用料の見直し案】

受益者負担の改善	<p>民間の指定管理者を導入したことにより、一定の経費削減には繋がっているが、施設の老朽化に伴う改修工事の増加もあり、指定管理料等の経常的な施設の維持管理経費以外の改修工事費が増大している。</p> <p>については、受益者負担の観点から、施設の維持管理経費に係る利用者の負担割合の見直しや、駐車料金の設定についての検討も必要であると考えます。</p>
その他の改善	<p>使用料の見直しだけでなく、使用区分(使用時間帯や施設の区分け等)の見直しや、学校体育施設の有効活用も並行して考えていく必要がある。</p> <p>また、体育施設の有効活用から、同種目、同一時間帯での複数団体の使用許可などの検討も必要である。</p>

【総合所見】

<p>体育施設の維持管理には、多額の費用が必要となるため、施設を存続させるためには、受益者負担の観点からも体育施設全体として使用料の値上げ等の見直しはやむを得ないと考える。</p> <p>ただし、市の責務として、市民のスポーツ活動を進めることは重要施策の一つでもあることから、値上げをする場合でも市民のスポーツ活動が大きく減退しないよう使用料の設定は慎重に考える必要がある。</p> <p>また、使用料の見直しだけでなく、使用区分や利用方法、学校体育施設の有効活用、指定管理料の削減対策等も並行して検討する必要がある。</p>

事業カルテ(使用料)

担当課 | スポーツ振興課

施設名	むかいやま公園テニスコート
-----	---------------

1 施設の概要

開設年度	平成11年度	年度	※「4 事業の沿革、変遷等」にも記載してください。		
設置目的	(当該施設を運営することによって何をめざすのか) 市民の体育及びレクリエーション、その他社会体育の振興を図り、心身の健全な発達に寄与することを目的とする。				
運営形態	<input type="checkbox"/> 直営 <input checked="" type="checkbox"/> 指定管理				
	指定管理者	生駒市体育協会			
	指定管理期間	平成27年4月1日～令和2年3月31日			
他市の状況	<input type="checkbox"/> 他市では同様の施設がない。				
	<input type="checkbox"/> 他市でも同様の施設は少ない。				
	<input type="checkbox"/> 全ての市ではないが、多くの市に同様の施設がある。				
	<input checked="" type="checkbox"/> 全ての市に同様の施設がある。				
施設規模	使用区分	敷地面積	利用可能人数		
	テニスコート	1,340㎡	砂入り人工芝2面 夜間照明あり		

利用状況	使用区分	利用年度	開館日数	利用実績			
				1日あたりの稼働率	うち減免を除く稼働率	1年間あたりの稼働率	うち減免を除く稼働率
				テニスコート	平成28年度	355	
	平成29年度	355			53.91	53.91	
	平成30年度	355			56.71	56.71	
	平成28年度						
	平成29年度						
	平成30年度						
	平成28年度						
	平成29年度						
	平成30年度						
	平成28年度						
	平成29年度						
	平成30年度						

コスト状況	年度	収入					支出			収入/支出
		市が徴収		指定管理者が徴収(貸館)			修繕費	施設管理費・指定管理料	市債償還金	
		貸館	イベント等	第三者から徴収		自主事業				
				市に納入	指定管理者の収入	市に納入※1				
	平成28年度				2,650					#DIV/0!
	合計				2,650					0
	平成29年度				2,512					#DIV/0!
	合計				2,512					0
	平成30年度				2,513					#DIV/0!
	合計				2,513					0

※むかいやま公園分の指定管理料は体育館に全額記載する。

※指定管理者による自主事業に係る収支は原則として除いてください。ただし、自主事業に係る収入のうち、施設利用料として指定管理者が市に納入する部分の額があれば当該金額を「指定管理者が徴収」の自主事業※1欄に記入してください。また、利用料金制を採用している場合は、施設使用料に該当する額を※2欄に記入してください。

2 使用料の概要

根拠法令	生駒市体育施設条例
積算根拠	平成21年度の「生駒市社会体育施設使用料等見直し検討会議」において体育施設使用料の見直しを行った。 検討会議において出された体育施設使用料の積算根拠としては、人件費を除いた施設の維持管理経費の概ね2分の1のに相当する額を使用料として設定。
条例で定めた使用料を徴収しているか	<input checked="" type="checkbox"/> 徴収している
	<input type="checkbox"/> 徴収していない 徴収していない理由

3 使用料の課題(料金設定、時間区分、市内・市外の使用料等について、現在生じている課題、今後継続するに当たり懸念される課題)とその改善策

使用料の設定について大きな課題は無いと考えているが、市外料金や青少年料金などの設定があり、利用者の解釈の違いなどから、誤った料金での申請が見られる時がある。なお、令和2年4月使用分から障がい者料金の適用も始まるため、施設管理者が各料金設定の適用内容を正しく理解し、利用者に伝える必要がある。

また、多額の維持管理費が必要である体育施設を存続させるには、利用料金の値上げや、指定管理者が収入を増やすことができる対策(一般利用者の営利使用や目的外使用の緩和措置、指定管理者自主事業の支援など)についての検討も必要と考える。

4 事業・使用料の沿革、変遷等

※消費税増税に伴う改正分は除く

- ・平成11年開設
- ・平成14年7月1日：学校週休2日制の導入により青少年料金の設定(市内中学生以下の団体は一般料金の半額、土日祝日は無料)、体育館、武道館のみ市外倍額の設定
- ・平成18年4月1日：指定管理者制度1期目(指定管理者：(財)生駒市ふれあい振興財団)
- ・平成22年4月1日：指定管理者制度2期目(指定管理者：(一財)生駒市体育協会)
- 「生駒市社会体育施設使用料等見直し検討会議」により使用料及び使用区分等の全面見直し(公園体育施設グラウンドの有料化、青少年料金土日祝無料の廃止、附属設備使用料を規則委任)
- ・平成27年4月1日：指定管理者制度3期目(指定管理者：(一財)生駒市体育協会)
- 体育館、プールを除く市内全施設にアマ、アマ以外、営利使用、市外倍額料金の設定(体育館は以前から設定あり)
- 平群町相互利用対象施設となる
- ・令和2年4月1日：障がい者料金の設定(市内障がい者は一般料金の半額)、夜間照明を規則委任、附属設備の一部を設定及び廃止

【使用料診断】

使用料の今後の方向性	<input checked="" type="checkbox"/> 見直し	<input type="checkbox"/> 現状で継続
------------	---	--------------------------------



【使用料の見直し案】

受益者負担の改善	民間の指定管理者を導入したことにより、一定の経費削減には繋がっているが、施設の老朽化に伴う改修工事の増加もあり、指定管理料等の経常的な施設の維持管理経費以外の改修工事費が増大している。 については、受益者負担の観点から、施設の維持管理経費に係る利用者の負担割合の見直しや、駐車料金の設定についての検討も必要であると考えます。
その他の改善	使用料の見直しだけでなく、使用区分(使用時間帯や施設の区分け等)の見直しや、学校体育施設の有効活用も並行して考えていく必要がある。 また、体育施設の有効活用から、同種目、同一時間帯での複数団体の使用許可などの検討も必要である。

【総合所見】

体育施設の維持管理には、多額の費用が必要となるため、施設を存続させるためには、受益者負担の観点からも体育施設全体として利用料金の値上げ等の見直しはやむを得ないと考える。

ただし、市の責務として、市民のスポーツ活動を進めることは重要施策の一つでもあることから、値上げをする場合でも市民のスポーツ活動が大きく減退しないよう利用料金の設定は慎重に考える必要がある。

また、利用料金の見直しだけでなく、使用区分や利用方法、学校体育施設の有効活用、指定管理料の削減対策等も並行して検討する必要がある。

事業カルテ(使用料)

担当課 | スポーツ振興課

施設名	総合公園相撲場
-----	---------

1 施設の概要

開設年度	平成9	年度	※「4 事業の沿革、変遷等」にも記載してください。
------	-----	----	---------------------------

設置目的	(当該施設を運営することによって何をめざすのか) 市民の体育及びレクリエーション、その他社会体育の振興を図り、心身の健全な発達に寄与することを目的とする。
------	--

運営形態	<input type="checkbox"/> 直営 <input checked="" type="checkbox"/> 指定管理 指定管理者 生駒市体育協会 指定管理期間 平成27年4月1日～令和2年3月31日 <input type="checkbox"/> 運営委託
------	---

他市の状況	<input type="checkbox"/> 他市では同様の施設がない。 <input type="checkbox"/> 他市でも同様の施設は少ない。 <input checked="" type="checkbox"/> 全ての市ではないが、多くの市に同様の施設がある。 <input type="checkbox"/> 全ての市に同様の施設がある。
-------	--

施設規模	使用区分	敷地面積	利用可能人数
	相撲場	143㎡	

利用状況	使用区分	利用年度	開館日数	利用実績				
				1日あたりの稼働率	うち減免を除く稼働率	1年間あたりの稼働率	うち減免を除く稼働率	
	相撲場	平成28年度	355			0.61	0.36	
		平成29年度	355			0.73	0.49	
		平成30年度	355			2.75	2.27	
			平成28年度					
			平成29年度					
			平成30年度					
			平成28年度					
			平成29年度					
			平成30年度					
			平成28年度					
			平成29年度					
			平成30年度					

コスト状況	年度	収入					支出			収入/支出
		市が徴収		指定管理者が徴収(貸館)			修繕費	施設管理費・指定管理料	市債償還金	
		貸館	イベント等	第三者から徴収		自主事業				
				市に納入	指定管理者の収入	市に納入 ※1				
	平成28年度				1					#DIV/0!
	合計					1				0
	平成29年度				1					#DIV/0!
	合計					1				0
	平成30年度				4					#DIV/0!
	合計					4				0

※総合公園S. C. 分の指定管理料は体育館に全額記載する。

※指定管理者による自主事業に係る収支は原則として除いてください。ただし、自主事業に係る収入のうち、施設利用料として指定管理者が市に納入する部分の額があれば当該金額を「指定管理者が徴収」の自主事業※1欄に記入してください。また、利用料金制を採用している場合は、施設使用料に該当する額を※2欄に記入してください。

2 使用料の概要

根拠法令	生駒市体育施設条例
積算根拠	平成21年度の「生駒市社会体育施設使用料等見直し検討会議」において体育施設使用料の見直しを行った。検討会議において出された体育施設使用料の積算根拠としては、人件費を除いた施設の維持管理経費の概ね2分の1のに相当する額を使用料として設定。
条例で定めた使用料を徴収しているか	<input checked="" type="checkbox"/> 徴収している
	<input type="checkbox"/> 徴収していない 徴収していない理由

3 使用料の課題(料金設定、時間区分、市内・市外の使用料等について、現在生じている課題、今後継続するに当たり懸念される課題)とその改善策

使用料の設定について大きな課題は無いと考えているが、市外料金や青少年料金などの設定があり、利用者の解釈の違いなどから、誤った料金での申請が見られる時がある。なお、令和2年4月使用分から障がい者料金の適用も始まるため、施設管理者が各料金設定の適用内容を正しく理解し、利用者に伝える必要がある。

また、多額の維持管理費が必要である体育施設を存続させるには、利用料金の値上げや、指定管理者が収入を増やすことができる対策(一般利用者の営利使用や目的外使用の緩和措置、指定管理者自主事業の支援など)についての検討も必要と考える。

4 事業・使用料の沿革、変遷等

<p>※消費税増税に伴う改正分は除く</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成9年開設 平成14年7月1日：学校週休2日制の導入により青少年料金の設定(市内中学生以下の団体は一般料金の半額、土日祝日は無料)、体育館、武道館のみ市外倍額の設定 平成18年4月1日：指定管理者制度1期目(指定管理者：(財)生駒市ふれあい振興財団) 平成22年4月1日：指定管理者制度2期目(指定管理者：(一財)生駒市体育協会) <p>「生駒市社会体育施設使用料等見直し検討会議」により使用料及び使用区分等の全面見直し(公園体育施設グラウンドの有料化、青少年料金土日祝無料の廃止、附属設備使用料を規則委任)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成27年4月1日：指定管理者制度3期目(指定管理者：(一財)生駒市体育協会) <p>体育館、プールを除く市内全施設にアマ、アマ以外、営利使用、市外倍額料金の設定(体育館は以前から設定あり)</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年4月1日：障がい者料金の設定(市内障がい者は一般料金の半額)、夜間照明を規則委任、附属設備の一部を設定及び廃止

【使用料診断】

使用料の今後の方向性	<input checked="" type="checkbox"/> 見直し	<input type="checkbox"/> 現状で継続
------------	---	--------------------------------



【使用料の見直し案】

受益者負担の改善	<p>民間の指定管理者を導入したことにより、一定の経費削減には繋がっているが、施設の老朽化に伴う改修工事の増加もあり、指定管理料等の経常的な施設の維持管理経費以外の改修工事費が増大している。</p> <p>については、受益者負担の観点から、施設の維持管理経費に係る利用者の負担割合の見直しや、駐車料金の設定についての検討も必要であると考えます。</p>
その他の改善	<p>使用料の見直しだけではなく、使用区分(使用時間帯や施設の区分け等)の見直しや、学校体育施設の有効活用も並行して考えていく必要がある。</p> <p>また、体育施設の有効活用から、同種目、同一時間帯での複数団体の使用許可などの検討も必要である。</p>

【総合所見】

体育施設の維持管理には、多額の費用が必要となるため、施設を存続させるためには、受益者負担の観点からも体育施設全体として利用料金の値上げ等の見直しはやむを得ないと考える。

ただし、市の責務として、市民のスポーツ活動を進めることは重要施策の一つでもあることから、値上げをする場合でも市民のスポーツ活動が大きく減退しないよう利用料金の設定は慎重に考える必要がある。

また、利用料金の見直しだけではなく、使用区分や利用方法、学校体育施設の有効活用、指定管理料の削減対策等も並行して検討する必要がある。

事業カルテ(使用料)

担当課 商工観光課

施設名 高山竹林園

1 施設の概要

開設年度	1989	年度	※「4 事業の沿革、変遷等」にも記載してください。						
設置目的	(当該施設を運営することによって何をめざすのか) 地場産業である竹製品の振興及び市民の文化と教養の向上に資する								
運営形態	<input type="checkbox"/> 直営								
	<input checked="" type="checkbox"/> 指定管理								
	指定管理者	奈良県高山茶釜生産協同組合							
	指定管理期間	2017年7月1日～2022年3月31日							
	<input type="checkbox"/> 運営委託								
他市の状況	<input type="checkbox"/> 他市では同様の施設がない。								
	<input checked="" type="checkbox"/> 他市でも同様の施設は少ない。								
	<input type="checkbox"/> 全ての市ではないが、多くの市に同様の施設がある。								
	<input type="checkbox"/> 全ての市に同様の施設がある。								
施設規模	使用区分	延床面積		利用可能人数					
	研修室	約40.3㎡		20人					
	和室(3室)	約26.4㎡(3室の合計)		30人(3室の合計)					
	竹生庵	22.2㎡		6人					
利用状況	使用区分	利用年度	開館日数	利用実績(但し、予約のあった件数のみ)					
				1日あたりの稼働率	うち減免を除く稼働率	1年間あたりの稼働率	うち減免を除く稼働率		
		平成28年度							
		平成29年度							
	研修室	平成30年度	355			4.6%	2.6%		
		平成28年度							
		平成29年度							
	和室(3室の合計)	平成30年度	355			39.6%	8.3%		
		平成28年度							
		平成29年度							
竹生庵	平成30年度	355			5.4%	0.8%			
竹林園全体	平成28年度	355			9.4%				
	平成29年度	355			10.1%				
	平成30年度								
	※29年6月以前の直営期間は全体件数のみ								
コスト状況	年度	収入(千円)				支出(千円)			収入/支出
		市が徴収		指定管理者が徴収(貸館)		修繕費	施設管理費・指定管理料	市債償還金	
		貸館	イベント等	第三者から徴収	自主事業				
				市に納入	指定管理者の収入	市に納入※1	指定管理者の収入※2		
	平成28年度	334	1,161						#DIV/0!
	合計		1,495						0
	平成29年度 (指定管理7月以降)	126	360	貸館含む事業益の半額を納入	243	0	0	27,016	
合計		486			243		27,016		
平成30年度	0	0	貸館含む事業益の半額を納入	284	0	0	34,171	1	0.8%
合計					284		34,172		

※指定管理者による自主事業に係る収支は原則として除いてください。ただし、自主事業に係る収入のうち、施設利用料として指定管理者が市に納入する部分の額があれば当該金額を「指定管理者が徴収」の自主事業※1欄に記入してください。また、利用料金制を採用している場合は、施設使用料に該当する額を※2欄に記入してください。

2 使用料の概要

根拠法令	生駒市高山竹林園条例
積算根拠	他市との均衡、各施設の利用状況等を考慮
条例で定めた使用料を徴収しているか	<input checked="" type="checkbox"/> 徴収している
	<input type="checkbox"/> 徴収していない 徴収していない理由

3 使用料の課題(料金設定、時間区分、市内・市外の使用料等について、現在生じている課題、今後継続するに当たり懸念される課題)とその改善策

現在、多目的広場や駐車場、ゲートボール場においては、市民サービスの観点から使用料を徴収していない。しかし、今後もし、使用料収入が順調に伸びないような場合は、民間事業者が営利目的で開催するイベント等については、電気・水道料金などが単に持ち出しになることも考慮し、使用料徴収の可能性について検討することも考えられる。

4 事業・使用料の沿革、変遷等

平成元年7月、地場産業である竹製品の振興及び市民の文化と教養の向上に資する目的で開設。
平成29年7月より、効率的な管理を行うこと及び施設が有する機能をより発展、充実させる事や、事業収入の拡大等を見込み、指定管理者制度を導入。プロポーザル方式にて奈良県高山茶釜生産協同組合が指定管理者となった。
指定管理制度導入以降は、来園者数増加に向けた取組みを積極的に行い、徐々にリピーターや遠方からの利用者也増やしている。
また、市としては、地場産業の振興のみならず、観光の拠点としても重要な施設と捉え、PR等の支援を行っている。

【使用料診断】

使用料の今後の方向性	<input type="checkbox"/> 見直し	<input checked="" type="checkbox"/> 現状で継続
------------	------------------------------	---



【使用料の見直し案】

受益者負担の改善	
その他の改善	

【総合所見】

平成29年7月の指定管理開始以降、自主事業の積極的な実施や、丁寧な接客など来園者数増加のための取組みを行っており(「茶釜制作実演」を毎週日曜開催、「お抹茶体験」毎日実施、オリジナルソフトクリーム販売、マルシェ誘致など)、利用者数も伸びている。また、利用者アンケートにおける「満足度」では、ほぼ全員が「満足」もしくは「ほぼ満足」と答えておりリピーターも徐々に増やしている。
さらに市としては、地場産業の振興と、観光客誘客のための重要な施設と捉え、H30年度より多目的広場等の改修工事を実施済みであり、指定管理者には引き続き、現在の料金設定の元、利用者数の増加に伴う使用料増と、その他収益に繋がる企画の積極的な展開を期待すると共に、市の実施する事業、市の依頼する事業について協力を仰ぎたいと考える。

事業カルテ(使用料)

施設名		担当課																																																																																									
生駒山麓公園ふれあいセンター		みどり公園課																																																																																									
1 施設の概要																																																																																											
開設年度	平成3	年度	※「4 事業の沿革、変遷等」にも記載してください。																																																																																								
設置目的	(当該施設を運営することによって何をめざすのか) 教養施設																																																																																										
運営形態	<input type="checkbox"/> 直営 <input checked="" type="checkbox"/> 指定管理																																																																																										
	指定管理者	モンベル・あおはに共同体																																																																																									
	指定管理期間	2014.7.1～2024.6.30																																																																																									
他市の状況	<input type="checkbox"/> 運営委託 <input checked="" type="checkbox"/> 他市では同様の施設がない。 <input type="checkbox"/> 他市でも同様の施設は少ない。 <input type="checkbox"/> 全ての市ではないが、多くの市に同様の施設がある。 <input type="checkbox"/> 全ての市に同様の施設がある。																																																																																										
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">浴場については、定員数を設定できない。</div>																																																																																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>使用区分</th> <th>延床面積</th> <th>利用可能人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本館</td> <td>3780.1㎡</td> <td>470</td> </tr> <tr> <td>宿泊棟</td> <td>575.5㎡</td> <td>128</td> </tr> <tr> <td>プール棟</td> <td>889.6㎡</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>プロパン庫</td> <td>11.8㎡</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>			使用区分	延床面積	利用可能人数	本館	3780.1㎡	470	宿泊棟	575.5㎡	128	プール棟	889.6㎡	-	プロパン庫	11.8㎡	-																																																																									
	使用区分	延床面積	利用可能人数																																																																																								
本館	3780.1㎡	470																																																																																									
宿泊棟	575.5㎡	128																																																																																									
プール棟	889.6㎡	-																																																																																									
プロパン庫	11.8㎡	-																																																																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">使用区分</th> <th rowspan="2">利用年度</th> <th rowspan="2">開館日数</th> <th colspan="4">利用実績</th> </tr> <tr> <th>1日あたりの稼働率</th> <th>うち減免を除く稼働率</th> <th>1年間あたりの稼働率</th> <th>うち減免を除く稼働率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本館</td> <td>平成28年度</td> <td>324</td> <td></td> <td></td> <td>101,892</td> <td></td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>平成29年度</td> <td>323</td> <td></td> <td></td> <td>94,855</td> <td></td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>平成30年度</td> <td>316</td> <td></td> <td></td> <td>75,556</td> <td></td> </tr> <tr> <td>宿泊棟</td> <td>平成28年度</td> <td>324</td> <td></td> <td></td> <td>101,892</td> <td></td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>平成29年度</td> <td>323</td> <td></td> <td></td> <td>94,855</td> <td></td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>平成30年度</td> <td>316</td> <td></td> <td></td> <td>75,556</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成28年度</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td colspan="2" rowspan="4">ふれあいセンター全体の年間の利用者数を記入。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成29年度</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成30年度</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成28年度</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成29年度</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成30年度</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			使用区分	利用年度	開館日数	利用実績				1日あたりの稼働率	うち減免を除く稼働率	1年間あたりの稼働率	うち減免を除く稼働率	本館	平成28年度	324			101,892		"	平成29年度	323			94,855		"	平成30年度	316			75,556		宿泊棟	平成28年度	324			101,892		"	平成29年度	323			94,855		"	平成30年度	316			75,556			平成28年度				ふれあいセンター全体の年間の利用者数を記入。			平成29年度					平成30年度					平成28年度					平成29年度							平成30年度					
使用区分	利用年度	開館日数				利用実績																																																																																					
			1日あたりの稼働率	うち減免を除く稼働率	1年間あたりの稼働率	うち減免を除く稼働率																																																																																					
本館	平成28年度	324			101,892																																																																																						
"	平成29年度	323			94,855																																																																																						
"	平成30年度	316			75,556																																																																																						
宿泊棟	平成28年度	324			101,892																																																																																						
"	平成29年度	323			94,855																																																																																						
"	平成30年度	316			75,556																																																																																						
	平成28年度				ふれあいセンター全体の年間の利用者数を記入。																																																																																						
	平成29年度																																																																																										
	平成30年度																																																																																										
	平成28年度																																																																																										
	平成29年度																																																																																										
	平成30年度																																																																																										
コスト状況	収入(千円)						支出(千円)			収入/支出																																																																																	
	年度	市が徴収		指定管理者が徴収(貸館)				修繕費	施設管理費・指定管理料		市債償還金																																																																																
		貸館	イベント等	第三者から徴収		自主事業																																																																																					
				市に納入	指定管理者の収入	市に納入※1	指定管理者の収入※2																																																																																				
	平成28年度	0	0	18,519	0	0	0	0	108,136	17.1%																																																																																	
	合計					18,519			108,136																																																																																		
	平成29年度	0	0	18,814	0	0	0	0	102,383	18.4%																																																																																	
合計					18,814			102,383																																																																																			
平成30年度	0	408	13,263	0	0	0	629	99,594	13.6%																																																																																		
合計		408			13,263			100,223																																																																																			

※指定管理者による自主事業に係る収支は原則として除いてください。ただし、自主事業に係る収入のうち、施設利用料として指定管理者が市に納入する部分の額があれば当該金額を「指定管理者が徴収」の自主事業※1欄に記入してください。また、利用料金制を採用している場合は、施設使用料に該当する額を※2欄に記入してください。

2 使用料の概要

根拠法令	生駒山麓公園ふれあいセンター条例
積算根拠	条例の規定による。
条例で定めた使用料を徴収しているか	<input checked="" type="checkbox"/> 徴収している
	<input type="checkbox"/> 徴収していない
	徴収していない理由

3 使用料の課題(料金設定、時間区分、市内・市外の使用料等について、現在生じている課題、今後継続するにあたり懸念される課題)とその改善策

ふれあいセンターの使用料等については現在問題ないとする。今後については、施設が老朽化していることもあり、修繕していくにあたっての費用が必要なことが課題となっている。

4 事業・使用料の沿革、変遷等

急増する住宅開発に伴い自然緑地減少の著しい都市生活において、生活環境の保全が望まれる中で自然とのふれあいを求める声が高まりつつあった。また、余暇の時間が増し週末レクリエーション施設、野外レクリエーション施設の整備が望まれていた。このような状況下で建設地の自然、社会資源を充分活用して社会的ニーズに対応するとともに、生活地域周辺部の森林地域の保全と森林の有効利用を促進し、市民に野外レクリエーションの場を提供することにより自然の愛護への関心度を高め、より良い生活環境の形成と公共の福祉並びに健康の増進を図ることを目的とし、市制施行20周年記念事業の一環として建設された。令和元年10月に消費税増税に伴い、使用料改定予定(別添参照)

【使用料診断】

使用料の今後の方向性	<input type="checkbox"/> 見直し	<input checked="" type="checkbox"/> 現状で継続
------------	------------------------------	---



【使用料の見直し案】

受益者負担の改善	
その他の改善	

【総合所見】

ふれあいセンターの使用料については現在問題ないと考えている。ただ、施設の老朽化が進んでおり、引き続き当該施設を運営していく場合、料金改定を行い施設の修繕料に充てることも考える必要がある。

事業カルテ(使用料)

担当課	みどり公園課
-----	--------

施設名	生駒山麓公園野外活動センター
-----	----------------

1 施設の概要

開設年度	平成5年 年度	※「4 事業の沿革、変遷等」にも記載してください。
------	---------	---------------------------

設置目的	(当該施設を運営することによって何をめざすのか) 教養施設
------	----------------------------------

運営形態	<input type="checkbox"/> 直営	
	<input checked="" type="checkbox"/> 指定管理	
	指定管理者	モンベル・あおはに共同体(自主事業)
	指定管理期間	2014.7.1~2024.6.30
	<input type="checkbox"/> 運営委託	

他市の状況	<input type="checkbox"/> 他市では同様の施設がない。	
	<input checked="" type="checkbox"/> 他市でも同様の施設は少ない。	
	<input type="checkbox"/> 全ての市ではないが、多くの市に同様の施設がある。	
	<input type="checkbox"/> 全ての市に同様の施設がある。	

自主事業区域につき、使用区分については随時変更されています。

施設規模	使用区分	延床面積	利用可能人数
	本棟(こもれび館)	934.5㎡	100
ロッジ(一般1)	20.5㎡	8	
ロッジ(一般2)	20.5㎡	8	
ロッジ(一般3)	20.5㎡	8	
ロッジ(一般4)	20.5㎡	8	
ロッジ(身体障害者用)	24.6㎡	8	
テーブルサイトA	-	112	
テーブルサイトB	-	296	
テーブルサイトC	-	48	
テントサイトA	-	64	
テントサイトB	-	64	
オートキャンプサイト	-	100	

利用状況	使用区分	利用年度	開館日数	利用実績				
				1日あたりの稼働率	うち減免を除く稼働率	1年間あたりの稼働率	うち減免を除く稼働率	
	生駒山麓公園野外活動センター	平成28年度	324			41,245		
		平成29年度	322			55,407		
		平成30年度	316			36,516		
			平成28年度					
			平成29年度					
			平成30年度					
			平成28年度					
			平成29年度					
			平成30年度					
			平成28年度					
			平成29年度					
			平成30年度					

野外活動センター全体の年間の利用者数を記入。

コスト状況	年度	収入(千円)						支出(千円)			指定管理料からの支出のみを計上。自主事業の支出は施設ごとで分けることができないため未計上。
		市が徴収		指定管理者が徴収(貸館)				修繕費	施設管理費・指定管理料	市	
		貸館	イベント等	第3者から徴収		自主事業					
				市に納入	指定管理者の収入	市に納入 ※1	指定管理者の収入 ※2				
	平成28年度	0	0	0	0	0	23,691	0	3,296		718.8%
	合計						23,691		3,296		
	平成29年度	0	0	0	0	0	22,074	0	1,446		1526.6%
	合計						22,074		1,446		
	平成30年度	0	0	0	0	0	21,030	0	1,112		1891.2%
	合計						21,030		1,112		

※指定管理者による自主事業に係る収支は原則として除いてください。ただし、自主事業に係る収入のうち、施設利用料として指定管理者が市に納入する部分の額があれば当該金額を「指定管理者が徴収」の自主事業※1欄に記入してください。また、利用料金制を採用している場合は、施設使用料に該当する額を※2欄に記入してください。

2 使用料の概要

根拠法令	地方自治法
積算根拠	指定管理者の事業計画による
条例で定めた使用料を徴収しているか	<input type="checkbox"/> 徴収している
	<input type="checkbox"/> 徴収していない
	徴収していない理由

3 使用料の課題(料金設定、時間区分、市内・市外の使用料等について、現在生じている課題、今後継続するにあたり懸念される課題)とその改善策

野外活動センターの使用料等については現在問題ないとする。今後については、施設が老朽化していることもあり、修繕していくにあたっての費用が必要なことが課題となっている。

4 事業・使用料の沿革、変遷等

急増する住宅開発に伴い自然緑地減少の著しい都市生活において、生活環境の保全が望まれる中で自然とのふれあいを求める声が高まりつつあった。また、余暇の時間が増し週末レクリエーション施設、野外レクリエーション施設の整備が望まれていた。このような状況下で建設地の自然、社会資源を充分活用して社会的ニーズに対応するとともに、生活地域周辺部の森林地域の保全と森林の有効利用を促進し、市民に野外レクリエーションの場を提供することにより自然の愛護への関心を高め、より良い生活環境の形成と公共の福祉並びに健康の増進を図ることを目的とし、市制施行20周年記念事業の一環として建設された。令和元年7月に使用料改定(別添参照)

【使用料診断】

使用料の今後の方向性	<input type="checkbox"/> 見直し	<input checked="" type="checkbox"/> 現状で継続
------------	------------------------------	---



【使用料の見直し案】

受益者負担の改善	
その他の改善	

【総合所見】

生駒山麓公園野外活動センターについては、指定管理者の自主事業エリアとなっており独立採算制で運用しているため、現在問題ないと考えている。

事業カルテ(使用料)

担当課	みどり公園課
-----	--------

施設名	生駒山麓公園フィールドアスレチック
-----	-------------------

1 施設の概要

開設年度	平成5年	年度	※「4 事業の沿革、変遷等」にも記載してください。								
設置目的	(当該施設を運営することによって何をめざすのか) 運動施設										
運営形態	<input type="checkbox"/> 直営 <input checked="" type="checkbox"/> 指定管理										
	指定管理者	モンベル・あおはに共同体(自主事業)									
	指定管理期間	2014.7.1～2024.6.30									
	<input type="checkbox"/> 運営委託										
他市の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 他市では同様の施設がない。										
	<input type="checkbox"/> 他市でも同様の施設は少ない。										
	<input type="checkbox"/> 全ての市ではないが、多くの市に同様の施設がある。										
	<input type="checkbox"/> 全ての市に同様の施設がある。										
施設規模	使用区分	延床面積	利用可能人数								
	管理事務所	20㎡	0								
	更衣室	90.7㎡	-								
	アスレチック遊具設置エリア	-	429								
利用状況	使用区分	利用年度	開館日数	利用実績							
				1日あたりの稼働率	うち減免を除く稼働率	1年間あたりの稼働率	うち減免を除く稼働率				
	更衣室/アスレチック遊具設置エリア		平成28年度	279			69,580				
			平成29年度	283			81,779				
			平成30年度	284			72,700				
			平成28年度								
			平成29年度								
			平成30年度								
			平成28年度								
			平成29年度								
			平成30年度								
	コスト状況	年度	収入(千円)					支出(千円)			
			市が徴収		指定管理者が徴収(貸館)			修繕費	施設管理費・指定管理料	指定管理料からの支出のみを計上。自主事業の支出は施設ごとで分けることができないため未計上。	
貸館			イベント等	第三者から徴収		自主事業					
		市に納入		指定管理者の収入	市に納入 ※1	指定管理者の収入 ※2					
平成28年度		0	0	0	0	0	26,151	0	4,105		637.1%
合計						26,151			4,105		
平成29年度		0	0	0	0	0	30,838	0	4,029		765.4%
合計						30,838			4,029		
平成30年度		0	0	0	0	0	27,468	0	6,178		444.6%
合計						27,468			6,178		

フィールドアスレチック全体の年間の利用者数を記入。

※指定管理者による自主事業に係る収支は原則として除いてください。ただし、自主事業に係る収入のうち、施設利用料として指定管理者が市に納入する部分の額があれば当該金額を「指定管理者が徴収」の自主事業※1欄に記入してください。また、利用料金制を採用している場合は、施設使用料に該当する額を※2欄に記入してください。

2 使用料の概要

根拠法令	地方自治法
積算根拠	指定管理者の事業計画による
条例で定めた使用料を徴収しているか	<input type="checkbox"/> 徴収している
	<input type="checkbox"/> 徴収していない
	徴収していない理由

3 使用料の課題(料金設定、時間区分、市内・市外の使用料等について、現在生じている課題、今後継続するにあたり懸念される課題)とその改善策

フィールドアスレチックの使用料等については現在問題ないとする。今後については、施設が老朽化していることもあり、修繕していくにあたっての費用が必要なことが課題となっている。

4 事業・使用料の沿革、変遷等

急増する住宅開発に伴い自然緑地減少の著しい都市生活において、生活環境の保全が望まれる中で自然とのふれあいを求める声が高まりつつあった。また、余暇の時間が増し週末レクリエーション施設、野外レクリエーション施設の整備が望まれていた。このような状況下で建設地の自然、社会資源を充分活用して社会的ニーズに対応するとともに、生活地域周辺部の森林地域の保全と森林の有効利用を促進し、市民に野外レクリエーションの場を提供することにより自然の愛護への関心度を高め、より良い生活環境の形成と公共の福祉並びに健康の増進を図ることを目的とし、市制施行20周年記念事業の一環として建設された。

【使用料診断】

使用料の今後の方向性	<input type="checkbox"/> 見直し	<input checked="" type="checkbox"/> 現状で継続
------------	------------------------------	---



【使用料の見直し案】

受益者負担の改善	
その他の改善	

【総合所見】

生駒山麓公園フィールドアスレチックについては、指定管理者の自主事業エリアとなっており独立採算制で運用しているため、現在問題ないと考えている。

事業カルテ(使用料)

担当課 みどり公園課

施設名 生駒山麓公園

1 施設の概要

開設年度 平成3 年度 ※「4 事業の沿革、変遷等」にも記載してください。

設置目的 (当該施設を運営することによって何をめざすのか)
 便益施設

運営形態 直営
 指定管理
 指定管理者 モンベル・あおはに共同体
 指定管理期間 2014.7.1～2024.6.30
 運営委託

他市の状況 他市では同様の施設がない。
 他市でも同様の施設は少ない。
 全ての市ではないが、多くの市に同様の施設がある。
 全ての市に同様の施設がある。

施設規模	使用区分	延床面積	利用可能台数
	駐車場	-	500

利用状況	使用区分	利用年度	開館日数	利用実績				
				1日あたりの稼働率	うち減免を除く稼働率	1年間あたりの稼働率	うち減免を除く稼働率	
	駐車場(一時預かり台数)	平成28年度	323			139,452		
		平成29年度	320			112,576		
		平成30年度	314			82,037		
	駐車場(定期契約台数)	平成28年度						
		平成29年度						
		平成30年度						
		平成28年度						
		平成29年度						
		平成30年度						

駐車場全体の年間の総利用台数を記入。

コスト状況	年度	収入(千円)						支出(千円)			
		市が徴収		指定管理者が徴収(貸館)				修繕費	施設管 費・指定 管理料	指定管理料を駐車場 管理経費のみに按分 できないため、未記 入とします。	支出
		貸館	イベント等	第三者から徴収		自主事業					
				市に納入	指定管理者の収入	市に納入※1	指定管理者の収入※2				
	平成28年度	0	0	16,131	0	0	0	0	-		#DIV/0!
	合計					16,131					
	平成29年度	0	0	17,917	0	0	0	248	-		7224.6%
	合計					17,917			248		
	平成30年度	0	0	15,954	0	0	0	0	-		#DIV/0!
	合計					15,954			0		

※指定管理者による自主事業に係る収支は原則として除いてください。ただし、自主事業に係る収入のうち、施設利用料として指定管理者が市に納入する部分の額があれば当該金額を「指定管理者が徴収」の自主事業※1欄に記入してください。また、利用料金制を採用している場合は、施設使用料に該当する額を※2欄に記入してください。

2 使用料の概要

根拠法令	生駒市都市公園条例
積算根拠	条例の規定による。
条例で定めた使用料を徴収しているか	<input checked="" type="checkbox"/> 徴収している
	<input type="checkbox"/> 徴収していない 徴収していない理由

3 使用料の課題(料金設定、時間区分、市内・市外の使用料等について、現在生じている課題、今後継続するにあたり懸念される課題)とその改善策

駐車場の使用料等については現在問題ないと考えている。今後については、施設が老朽化していることもあり、修繕していくにあたっての費用が必要なことが課題となっている。

4 事業・使用料の沿革、変遷等

急増する住宅開発に伴い自然緑地減少の著しい都市生活において、生活環境の保全が望まれる中で自然とのふれあいを求める声が高まりつつあった。また、余暇の時間が増し週末レクリエーション施設、野外レクリエーション施設の整備が望まれていた。このような状況下で建設地の自然、社会資源を充分活用して社会的ニーズに対応するとともに、生活地域周辺部の森林地域の保全と森林の有効利用を促進し、市民に野外レクリエーションの場を提供することにより自然の愛護への関心度を高め、より良い生活環境の形成と公共の福祉並びに健康の増進を図ることを目的とし、市制施行20周年記念事業の一環として建設された。令和元年10月に消費税増税に伴い、使用料改定予定(別添参照)

【使用料診断】

使用料の今後の方向性	<input type="checkbox"/> 見直し	<input checked="" type="checkbox"/> 現状で継続
------------	------------------------------	---



【使用料の見直し案】

受益者負担の改善	
その他の改善	

【総合所見】

駐車場の使用料については現在問題ないと考えている。ただ、施設の老朽化が進んでおり、引き続き当施設を運営していく場合、料金改定を行い施設の修繕料に充てることも考える必要がある。

事業カルテ(使用料)

施設名		花のまちづくりセンター		担当課	花のまちづくりセンター				
1 施設の概要									
開設年度	2001	年度	※「4 事業の沿革、変遷等」にも記載してください。						
設置目的	(当該施設を運営することによって何をめざすのか) 市民のみなさんが花づくりを通じて地域を越えたコミュニケーションの形成を図るとともに、緑化技術・園芸技術の普及と花と緑のまちづくりへの市民参加を啓発すること								
運営形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直営								
	<input type="checkbox"/> 指定管理								
	指定管理者								
	指定管理期間								
	<input type="checkbox"/> 運営委託								
他市の状況	<input type="checkbox"/> 他市では同様の施設がない。								
	<input checked="" type="checkbox"/> 他市でも同様の施設は少ない。								
	<input type="checkbox"/> 全ての市ではないが、多くの市に同様の施設がある。								
	<input type="checkbox"/> 全ての市に同様の施設がある。								
施設規模	使用区分	延床面積		利用可能人数					
	研修室1、2、3	約110㎡		約80人					
利用状況	使用区分	利用年度	開館日数	利用実績					
				1日あたりの稼働率	うち減免を除く稼働率	1年間あたりの稼働率	うち減免を除く稼働率		
	研修室1、2、3	平成28年度	287			53.19%	37.51%		
	研修室1、2、3	平成29年度	289			54.67%	38.87%		
	研修室1、2、3	平成30年度	289			54.44%	37.83%		
		平成28年度							
		平成29年度							
		平成30年度							
		平成28年度							
		平成29年度							
	平成30年度								
コスト状況	年度	収入(千円)				支出(千円)			収入/支出
		市が徴収		指定管理者が徴収(貸館)		修繕費	施設管理費・指定管理料	市債償還金	
	貸館	イベント等	第三者から徴収		自主事業				
			市に納入	指定管理者の収入	市に納入※1	指定管理者の収入※2			
	平成28年度	218	0			0	322	0	67.7%
	合計	218					322		
	平成29年度	267	0			97	341	0	61.0%
合計	267					438			
平成30年度	250	0			111	351	0	54.1%	
合計	250					462			

※指定管理者による自主事業に係る収支は原則として除いてください。ただし、自主事業に係る収入のうち、施設利用料として指定管理者が市に納入する部分の額があれば当該金額を「指定管理者が徴収」の自主事業※1欄に記入してください。また、利用料金制を採用している場合は、施設使用料に該当する額を※2欄に記入してください。

2 使用料の概要

根拠法令	生駒市花のまちづくりセンター条例
積算根拠	設立当初、市内の既設の貸館施設の同規模施設(当時の中央公民館の研修室など)と概ね同額に使用料を設定。その後、市内の花と緑の学習グループなどが積極的に活用する場の提供施設として、他市の類似施設の使用料を参考のうえ、消費税の改正時に使用料を改正。
条例で定めた使用料を徴収しているか	<input checked="" type="checkbox"/> 徴収している
	<input type="checkbox"/> 徴収していない 徴収していない理由

3 使用料の課題(料金設定、時間区分、市内・市外の使用料等について、現在生じている課題、今後継続するに当たり懸念される課題)とその改善策

特になし。

4 事業・使用料の沿革、変遷等

・平成13年4月29日 市民のみなさんが花づくりを通じて地域を越えたコミュニケーションの形成を図るとともに、緑化技術・園芸技術の普及と花と緑のまちづくりへの市民参加を啓発するための拠点施設としてオープン

・使用料

当初、<使用日が4月1日～10月31日の場合>研修室1 午前9時～正午:500円、正午～午後6時:1,000円、午前9時～午後6時:1,500円、研修室2・3(1室につき) 午前9時～正午:300円、正午～午後6時:600円、午前9時～午後6時:900円、<使用日が11月1日～翌年3月31日の場合>研修室1 午前9時～正午:500円、正午～午後5時:800円、午前9時～午後5時:1,300円、研修室2・3(1室につき) 午前9時～正午:300円、正午～午後5時:500円、午前9時～午後5時:800円、その後、消費税法改正に伴い、平成26年4月1日及び令和元年10月1日に改正

【使用料診断】

使用料の今後の方向性	<input type="checkbox"/> 見直し	<input checked="" type="checkbox"/> 現状で継続
------------	------------------------------	---



【使用料の見直し案】

受益者負担の改善	
その他の改善	

【総合所見】

市内の花と緑の学習グループなどの自主学習活動を積極的に支援するための施設として、できる限り使用料を現状で継続したいと考えます。

事業カルテ(使用料)

担当課 高齢施策課

施設名	RAKU-RAKUはうす
-----	--------------

1 施設の概要

開設年度	平成13	年度	※「4 事業の沿革、変遷等」にも記載してください。						
設置目的	(当該施設を運営することによって何をめざすのか) 高齢者に対し、生きがいを高め、楽しく過ごせる場を提供し、もって高齢者間の交流や社会参加を図るため								
運営形態	<input type="checkbox"/> 直営								
	<input checked="" type="checkbox"/> 指定管理								
	指定管理者	近鉄ビルサービス(株)							
	指定管理期間	平成28年4月1日～令和3年3月31日							
	<input type="checkbox"/> 運営委託								
他市の状況	<input type="checkbox"/> 他市では同様の施設がない。								
	<input checked="" type="checkbox"/> 他市でも同様の施設は少ない。								
	<input type="checkbox"/> 全ての市ではないが、多くの市に同様の施設がある。								
	<input type="checkbox"/> 全ての市に同様の施設がある。								
施設規模	使用区分	延床面積			利用可能人数				
	集会室×1				約110人				
	和室(8畳)×1								
	ブレイルーム×1				10人				
	談話スペース×1								
	その他テラス、トイレ、廊下、玄関		296.93㎡(全体計)						
利用状況	使用区分	利用年度	開館日数	利用実績					
				1日あたりの稼働率	うち減免を除く稼働率	1年間あたりの稼働率	うち減免を除く稼働率		
	集会室・和室・談話スペース	平成28年度	349	14.6人		5,082人			
	"	平成29年度	351	12.9人	12.4人	4,545人	4,355人		
	"	平成30年度	356	10.9人	9.5人	3,886人	3,380人		
	ブレイルーム	平成28年度	349	6.9人		2,402人			
	"	平成29年度	351	6.5人		2,284人			
	"	平成30年度	356	6.9人		2,192人			
		平成28年度							
		平成29年度							
	平成30年度								
コスト状況	年度	収入				支出			収入/支出
		市が徴収		指定管理者が徴収(貸館)		修繕費	施設管理費・指定管理料	市債償還金	
		貸館	イベント等	第三者から徴収	自主事業				
			市に納入	指定管理者の収入	市に納入※1	指定管理者の収入※2			
	平成28年度		1,925				14,044		13.7%
	合計				1,925			14,044	
	平成29年度		1,673				14,854		11.3%
	合計				1,673			14,854	
	平成30年度		1,436				14,849		9.7%
	合計				1,436			14,849	

※指定管理者による自主事業に係る収支は原則として除いてください。ただし、自主事業に係る収入のうち、施設利用料として指定管理者が市に納入する部分の額があれば当該金額を「指定管理者が徴収」の自主事業※1欄に記入してください。また、利用料金制を採用している場合は、施設使用料に該当する額を※2欄に記入してください。

2 使用料の概要

根拠法令	RAKU—RAKUはうす条例
積算根拠	入場料等を徴収している、他市の高齢者向け施設の状況を検討し決定。
条例で定めた使用料を徴収しているか	<input checked="" type="checkbox"/> 徴収している
	<input type="checkbox"/> 徴収していない 徴収していない理由

3 使用料の課題(料金設定、時間区分、市内・市外の使用料等について、現在生じている課題、今後継続するに当たり懸念される課題)とその改善策

対象者が市在住の高齢者に限定されている施設であり、使用料を徴収開始後、入館者は減少し続けている。
指定管理者による自主事業も熱心に行われ自主事業の参加者は増加しているが施設自体の、新規使用者獲得には繋がっていない。

4 事業・使用料の沿革、変遷等

平成13年度の開所当初は使用料無料(プレイルームは30分100円)
平成27年7月から使用料200円
平成28年4月から回数券販売開始(10枚1,800円、20枚3,400円、30枚4,800円)
令和元年10月1日から消費税率変更により回数券を値上げ。

【使用料診断】

使用料の今後の方向性	<input type="checkbox"/> 見直し	<input checked="" type="checkbox"/> 現状で継続
------------	------------------------------	---



【使用料の見直し案】

受益者負担の改善	
その他の改善	

【総合所見】

本施設は使用者が自由に使える集会室・和室等とカラオケができるプレイルームのみの施設であるため、他市に多く存在する貸し部屋や浴室、レクリエーションルーム等を持つ高齢者福祉センターとは違い、使用方法は、入館者の自由裁量に任せているため、日常の利用者は伸び悩んでいるが、興味を引く目玉的な事業として利用者世代に合わせた内容の健康体操や映画鑑賞会等の自主事業を実施し、一定の成果は上がっている。

なお、指定管理料や敷地の賃借料の固定的なランニングコストが毎年かかるため、受益者負担は今後も必要であると考えられるが、施設的内容的に今後も利用者の増は見込み難い。

事業カルテ(使用料)

担当課 高齢施策課

施設名	金鷲の杜 倭苑
-----	---------

1 施設の概要

開設年度	平成15年度	※「4 事業の沿革、変遷等」にも記載してください。								
設置目的	(当該施設を運営することによって何をめざすのか) 高齢者と子どもが自由に集い、共に学び、共に楽しむことにより相互に交流を図り、もって高齢者の生きがい活動及び子どもの健全育成を促進するため									
運営形態	<input type="checkbox"/> 直営 <input checked="" type="checkbox"/> 指定管理									
	指定管理者 (株)日経サービス									
	指定管理期間 平成27年4月1日～令和2年3月31日									
他市の状況	<input type="checkbox"/> 他市では同様の施設がない。									
	<input type="checkbox"/> 他市でも同様の施設は少ない。									
	<input checked="" type="checkbox"/> 全ての市ではないが、多くの市に同様の施設がある。									
	<input type="checkbox"/> 全ての市に同様の施設がある。									
施設規模	使用区分	延床面積		利用可能人数						
	大広間(49畳)×1									
	中広間×1									
	研修室×5									
	プレイルーム×2			10人×1 7人×1						
	浴室 男女各1									
その他(事務室、倉庫、トイレ等)		1,190.3㎡(全体計)								
利用状況	使用区分	利用年度	開館日数	利用実績						
				1日あたりの稼働率	うち減免を除く稼働率	1年間あたりの稼働率	うち減免を除く稼働率			
	大広間	平成28年度	306	7.2人		2,193人				
	"	平成29年度	307	7.3人		2,226人				
	"	平成30年度	311	5.6人		1,757人				
	研修室・中広間等	平成28年度	306	7.1人		2,163人				
	"	平成29年度	307	7.6人	6.9人	2,332人	2,131人			
	"	平成30年度	311	7.9人	7.1人	2,715人	2,468人			
	プレイルーム	平成28年度	306	2.0人		611人				
	"	平成29年度	307	2.3人		699人				
"	平成30年度	311	2.1人		663人					
浴室	平成28年度	306	38.7人	15.3人	11,855人	4,673人				
"	平成29年度	307	37.8人	13.5人	11,591人	4,141人				
"	平成30年度	311	39.1人	12.5人	12,162人	3,879人				
コスト状況	年度	収入				支出			収入/支出	
		市が徴収		指定管理者が徴収(貸館)		修繕費	施設管理費・指定管理料	市債償還金		
		貸館	イベント等	第三者から徴収						自主事業
	市に納入			指定管理者の収入	市に納入※1	指定管理者の収入※2				
	平成28年度			1,659			86	99	20,062	8.7%
	合計					1,745			20,161	
	平成29年度			1,678			129	831	20,285	8.6%
	合計					1,807			21,116	
	平成30年度			1,482			137		20,104	8.1%
	合計					1,619			20,104	

※指定管理者による自主事業に係る収支は原則として除いてください。ただし、自主事業に係る収入のうち、施設利用料として指定管理者が市に納入する部分の額があれば当該金額を「指定管理者が徴収」の自主事業※1欄に記入してください。また、利用料金制を採用している場合は、施設使用料に該当する額を※2欄に記入してください。

2 使用料の概要

根拠法令	金鷲の杜倭苑条例
積算根拠	入場料等を徴収している、他市の高齢者向け施設の状況を検討し決定。 入浴料に関しては、ふれあいセンターと同等。
条例で定めた使用料を徴収しているか	<input checked="" type="checkbox"/> 徴収している
	<input type="checkbox"/> 徴収していない 徴収していない理由

3 使用料の課題(料金設定、時間区分、市内・市外の使用料等について、現在生じている課題、今後継続するに当たり懸念される課題)とその改善策

入館者は一定数いるが、その約48%が入浴料無料の75歳以上高齢者であり、浴場のみ利用の場合は入館料も無料である事などから増収には繋がらない。

4 事業・使用料の沿革、変遷等

平成15年度の開所当時は無料(プレイルーム・浴室は有料。ただし、浴室は75歳以上無料)
平成27年7月から入館料200円
平成28年4月から回数券販売開始(10枚1,800円、20枚3,400円、30枚4,800円)
令和元年10月1日から消費税率変更により回数券及び浴室使用料の一部を値上げ。

【使用料診断】

使用料の今後の方向性	<input type="checkbox"/> 見直し	<input checked="" type="checkbox"/> 現状で継続
------------	------------------------------	---



【使用料の見直し案】

受益者負担の改善	
その他の改善	

【総合所見】

当施設は、県所有の施設であり、指定管理料と賃借料のランニングコストが毎年必要である。
利用者は限定されており受益者負担は当然必要であると思われるが、現在の利用者の多くは無料に該当している年代の浴室利用者であり、使用料の値上げ等を行っても増収は難しいと思われる。
また、施設の老朽化により今後保守に係る経費も嵩むと予想される。
なお、当施設は公共交通機関での利用が難しい立地であり、利用者の多くは自家用車利用の高齢者である。

事業カルテ(使用料)

担当課 人権施策課

施設名 人権文化センター

1 施設の概要

開設年度	昭和46	年度	※「4 事業の沿革、変遷等」にも記載してください。						
設置目的	(当該施設を運営することによって何をめざすのか) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)及び基本的人権尊重の精神に基づき、地域福祉の向上及び人権啓発に資するため。								
運営形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 指定管理								
	指定管理者								
	指定管理期間								
他市の状況	<input type="checkbox"/> 他市では同様の施設がない。 <input type="checkbox"/> 他市でも同様の施設は少ない。 <input checked="" type="checkbox"/> 全ての市ではないが、多くの市に同様の施設がある。 <input type="checkbox"/> 全ての市に同様の施設がある。								
施設規模	使用区分	延床面積	利用可能人数						
	人権文化センター	268.9							
	教養講話室								
	調理室								
	和室								
	クラブ室								
	人権文化センター別館	107.3							
利用状況	使用区分	利用年度	開館日数	利用実績					
				1日あたりの稼働率	うち減免を除く稼働率	1年間あたりの稼働率	うち減免を除く稼働率		
	人権文化センター	平成28年度	243			66.7			
	人権文化センター	平成29年度	245			67.3			
	人権文化センター	平成30年度	244			98.4			
	人権文化センター別館	平成29年度	183			55.2			
コスト状況	年度	収入				支出			収入/支出
		市が徴収		指定管理者が徴収(貸館)		修繕費	施設管理費・指定管理料	市債償還金	
	貸館	イベント等	第三者から徴収		自主事業				
			市に納入	指定管理者の収入	市に納入 ※1	指定管理者の収入 ※2			
	平成28年度	56					309		18.1%
	合計		56					309	
	平成29年度	49					1,007		4.9%
	合計		49					1,007	
	平成30年度	68					17		400.0%
	合計		68					17	

※指定管理者による自主事業に係る収支は原則として除いてください。ただし、自主事業に係る収入のうち、施設利用料として指定管理者が市に納入する部分の額があれば当該金額を「指定管理者が徴収」の自主事業※1欄に記入してください。また、利用料金制を採用している場合は、施設使用料に該当する額を※2欄に記入してください。

根拠法令	社会福祉法				
積算根拠		午前	午後	夜間	
	教養講話室	300	300	300	
	調理室	300	300	300	
	和室	100	100	100	
	クラブ室	100	100	100	
	別館	500	500	500	→ 講話室の料金を基準に面積割合で算出
条例で定めた使用料を徴収しているか	<input checked="" type="checkbox"/> 徴収している				
	<input type="checkbox"/> 徴収していない				
	徴収していない理由				

3 使用料の課題(料金設定、時間区分、市内・市外の使用料等について、現在生じている課題、今後継続するにあたり懸念される課題)とその改善策

利用料金に関しては、国、県から併せて事業実施費用の4分の3の補助金を受けていることから他館に比して低廉な使用料となっており、この低廉な使用料が地理的な不便性を克服できていることから、特に問題はない。また、利用料金については市内・市外の定めはない。

4 事業・使用料の沿革、変遷等

昭和46年5月1日、事業開始
平成29年7月、老人憩の家を人権文化センター別館として供用開始
平成30年10月、夜間料金の改定
講話室、調理室を500円から300円、和室、クラブ室を200円から100円、別館を300円から200円に改定
平成31年2月、別館の大規模改修に伴い、使用料を200円から500円に改定

【使用料診断】

使用料の今後の方向性	<input type="checkbox"/> 見直し	<input checked="" type="checkbox"/> 現状で継続
------------	------------------------------	---



【使用料の見直し案】

受益者負担の改善	
その他の改善	

【総合所見】

低廉な使用料金が、地理的な不便性を克服し、着実な利用者数の増加が見込まれていることから、国・県補助金が継続されている間は、受益者負担の改善の必要はない

事業カルテ(使用料)

担当課 防災安全課

施設名 ベルテラスいこま自動車駐車場

1 施設の概要

開設年度 平成 25 年度 ※「4 事業の沿革、変遷等」にも記載してください。

設置目的 (当該施設を運営することによって何をめざすのか)
道路効用の保持及び道路交通の円滑化を図り、もって自動車を利用する者の利便に資するとともに、都市の機能の維持及び増進に寄与するため

運営形態 直営
 指定管理
指定管理者 近鉄ビルサービス㈱
指定管理期間 平成28年4月1日～令和3年3月31日
 運営委託

他市の状況 他市では同様の施設がない。
 他市でも同様の施設は少ない。
 全ての市ではないが、多くの市に同様の施設がある。
 全ての市に同様の施設がある。

施設規模	使用区分	延床面積	収容可能台数
	自動車駐車場	6808.2㎡	200台

利用状況	使用区分	利用年度	開館日数	利用実績			
				1日あたりの稼働率	うち減免を除く稼働率	1年間あたりの稼働率	うち減免を除く稼働率
				駐車場(一時預かり台数)	平成28年度	366	
		平成29年度	365			379,579台	
		平成30年度	365			399,953台	
駐車場(定期契約台数)	平成28年度	366			128台		
	平成29年度	365			130台		
	平成30年度	365			146台		
	平成28年度						
	平成29年度						
	平成30年度						
	平成28年度						
	平成29年度						
	平成30年度						

コスト状況	年度	収入(千円)						支出(千円)			収入/支出
		市が徴収		指定管理者が徴収(貸館)				修繕費	施設管理費・指定管理料	市債償還金	
		貸館	イベント等	第三者から徴収		自主事業					
				市に納入	指定管理者の収入	市に納入 ※1	指定管理者の収入 ※2				
平成28年度			75,763					49,239		153.9%	
合計					75,763			49,239			
平成29年度			76,933					49,274		156.1%	
合計					76,933			49,274			
平成30年度			82,403					49,232		167.4%	
合計					82,403			49,232			

※指定管理者による自主事業に係る収支は原則として除いてください。ただし、自主事業に係る収入のうち、施設利用料として指定管理者が市に納入する部分の額があれば当該金額を「指定管理者が徴収」の自主事業 ※1 欄に記入してください。また、利用料金制を採用している場合は、施設使用料に該当する額を ※2 欄に記入してください。

2 使用料の概要

根拠法令	生駒市自動車駐車場条例
積算根拠	最初の1時間まで 300円。ただし、最初の30分以内の駐車場の利用は無料。 最初の1時間を超え、30分ごと 100円 夜間駐車料金 1回1,500円
条例で定め た使用料を 徴収してい るか	<input checked="" type="checkbox"/> 徴収している
	<input type="checkbox"/> 徴収していない 徴収していない理由

3 使用料の課題(料金設定、時間区分、市内・市外の使用料等について、現在生じている課題、今後継続するに当たり懸念される課題)とその改善策

他市と比較して平均的な料金設定と考える。

4 事業・使用料の沿革、変遷等

設置目的を達成するため、平成26年1月、路外駐車場として開設。周辺既施設の使用料を参考とした。

【使用料診断】

使用料の今後の方向性	<input type="checkbox"/> 見直し	<input checked="" type="checkbox"/> 現状で継続
------------	------------------------------	---



【使用料の見直し案】

受益者負担の改善	
その他の改善	

【総合所見】

現行使用料については他市の同様施設と比較しても妥当と考える。

※利用状況の定期契約台数(定期契約枠20台)

H28年度128台の内訳 1ヶ月分110台、3ヶ月分11台、6ヶ月分7台

H29年度130台の内訳 1ヶ月分109台、3ヶ月分11台、6ヶ月分10台

H30年度146台の内訳 1ヶ月分123台、3ヶ月分15台、6ヶ月分8台

事業カルテ(使用料)

担当課 防災安全課

施設名	生駒駅南自動車駐車場
-----	------------

1 施設の概要

開設年度	平成 7 年度	※「4 事業の沿革、変遷等」にも記載してください。
------	---------	---------------------------

設置目的	(当該施設を運営することによって何をめざすのか)	
	道路効用の保持及び道路交通の円滑化を図り、もって自動車を利用する者の利便に資するとともに、都市の機能の維持及び増進に寄与するため	

運営形態	<input type="checkbox"/> 直営	
	<input checked="" type="checkbox"/> 指定管理	
	指定管理者	近鉄ビルサービス㈱
	指定管理期間	平成28年4月1日～令和3年3月31日
<input type="checkbox"/> 運営委託		

他市の状況	<input type="checkbox"/> 他市では同様の施設がない。	
	<input type="checkbox"/> 他市でも同様の施設は少ない。	
	<input checked="" type="checkbox"/> 全ての市ではないが、多くの市に同様の施設がある。	
	<input type="checkbox"/> 全ての市に同様の施設がある。	

施設規模	使用区分	延床面積	収容可能台数
	自動車駐車場	6592.91㎡	199台

利用状況	使用区分	利用年度	開館日数	利用実績			
				1日あたりの稼働率	うち減免を除く稼働率	1年間あたりの稼働率	うち減免を除く稼働率
				駐車場(一時預かり台数)	平成28年度	366	
	平成29年度	365			189,930台		
	平成30年度	365			189,150台		
駐車場(定期契約台数)	平成28年度	366			489台		
	平成29年度	365			473台		
	平成30年度	365			476台		
	平成28年度						
	平成29年度						
	平成30年度						
	平成28年度						
	平成29年度						
	平成30年度						

コスト状況	年度	収入(千円)					支出(千円)			収入/支出
		市が徴収		指定管理者が徴収(貸館)			修繕費	施設管理費・指定管理料	市債償還金	
		貸館	イベント等	第三者から徴収		自主事業				
				市に納入	指定管理者の収入	市に納入※1				
平成28年度			42,842				15,253		280.9%	
合計					42,842			15,253		
平成29年度			40,480				23,828		169.9%	
合計					40,480			23,828		
平成30年度			38,531				15,253		252.6%	
合計					38,531			15,253		

※指定管理者による自主事業に係る収支は原則として除いてください。ただし、自主事業に係る収入のうち、施設利用料として指定管理者が市に納入する部分の額があれば当該金額を「指定管理者が徴収」の自主事業※1欄に記入してください。また、利用料金制を採用している場合は、施設使用料に該当する額を※2欄に記入してください。

2 使用料の概要

根拠法令	生駒市自動車駐車場条例
積算根拠	最初の1時間まで 200円。ただし、最初の30分以内の駐車場の利用は無料。 最初の1時間を超え、30分ごと 100円 夜間駐車料金 1回1,500円
条例で定め た使用料を 徴収してい るか	<input checked="" type="checkbox"/> 徴収している
	<input type="checkbox"/> 徴収していない 徴収していない理由

3 使用料の課題(料金設定、時間区分、市内・市外の使用料等について、現在生じている課題、今後継続するに当たり懸念される課題)とその改善策

他市と比較して平均的な料金設定と考える。

4 事業・使用料の沿革、変遷等

設置目的を達成するため、平成7年4月、路外駐車場として開設。周辺既施設の使用料を参考とした。

【使用料診断】

使用料の今後の方向性	<input type="checkbox"/> 見直し	<input checked="" type="checkbox"/> 現状で継続
------------	------------------------------	---



【使用料の見直し案】

受益者負担の改善	
その他の改善	

【総合所見】

現行使用料については他市の同様施設と比較しても妥当と考える。

※利用状況の定期契約台数(定期契約枠50台)
H28年度489台の内訳 1ヶ月分460台、3ヶ月分23台、6ヶ月分6台
H29年度473台の内訳 1ヶ月分451台、3ヶ月分18台、6ヶ月分4台
H30年度477台の内訳 1ヶ月分451台、3ヶ月分19台、6ヶ月分7台

事業カルテ(使用料)

担当課 防災安全課

施設名 生駒駅北地下自動車駐車場

1 施設の概要

開設年度	平成 8 年度	※「4 事業の沿革、変遷等」にも記載してください。	
設置目的	(当該施設を運営することによって何をめざすのか) 道路効用の保持及び道路交通の円滑化を図り、もって自動車を利用する者の利便に資するとともに、都市の機能の維持及び増進に寄与するため		
運営形態	<input type="checkbox"/> 直営		
	<input checked="" type="checkbox"/> 指定管理		
	指定管理者	近鉄ビルサービス㈱	
	指定管理期間	平成28年4月1日～令和3年3月31日	
他市の状況	<input type="checkbox"/> 他市では同様の施設がない。		
	<input type="checkbox"/> 他市でも同様の施設は少ない。		
	<input checked="" type="checkbox"/> 全ての市ではないが、多くの市に同様の施設がある。		
	<input type="checkbox"/> 全ての市に同様の施設がある。		
施設規模	使用区分	延床面積	収容可能台数
	自動車駐車場	6601.02㎡	158台

利用状況	使用区分	利用年度	開館日数	利用実績			
				1日あたりの稼働率	うち減免を除く稼働率	1年間あたりの稼働率	うち減免を除く稼働率
				駐車場(一時預かり台数)	平成28年度	366	
	平成29年度	365			311,499台		
	平成30年度	365			316,340台		
	平成28年度						
	平成29年度						
	平成30年度						
	平成28年度						
	平成29年度						
	平成30年度						
	平成28年度						
	平成29年度						
	平成30年度						

コスト状況	年度	収入(千円)						支出(千円)			収入/支出
		市が徴収		指定管理者が徴収(貸館)				修繕費	施設管理費・指定管理料	市債償還金	
		貸館	イベント等	第三者から徴収		自主事業					
				市に納入	指定管理者の収入	市に納入 ※1	指定管理者の収入 ※2				
平成28年度			75,637					33,647	9,443	175.5%	
合計					75,637				43,090		
平成29年度			74,122					31,387		236.2%	
合計					74,122				31,387		
平成30年度			74,036					36,438		203.2%	
合計					74,036				36,438		

※指定管理者による自主事業に係る収支は原則として除いてください。ただし、自主事業に係る収入のうち、施設利用料として指定管理者が市に納入する部分の額があれば当該金額を「指定管理者が徴収」の自主事業※1欄に記入してください。また、利用料金制を採用している場合は、施設使用料に該当する額を※2欄に記入してください。

2 使用料の概要

根拠法令	生駒市自動車駐車場条例
積算根拠	最初の1時間まで 300円。ただし、最初の30分以内の駐車場の利用は無料。 最初の1時間を超え、30分ごと 100円 夜間駐車料金 1回1,500円
条例で定め た使用料を 徴収してい るか	<input checked="" type="checkbox"/> 徴収している
	<input type="checkbox"/> 徴収していない 徴収していない理由

3 使用料の課題(料金設定、時間区分、市内・市外の使用料等について、現在生じている課題、今後継続するに当たり懸念される課題)とその改善策

他市と比較して平均的な料金設定と考える。

4 事業・使用料の沿革、変遷等

設置目的を達成するため、平成9年3月、道路付属物駐車場として開設。周辺既施設の使用料を参考とした。

【使用料診断】

使用料の今後の方向性	<input type="checkbox"/> 見直し	<input checked="" type="checkbox"/> 現状で継続
------------	------------------------------	---



【使用料の見直し案】

受益者負担の改善	
その他の改善	

【総合所見】

現行使用料については他市の同様施設と比較しても妥当と考える。

※利用状況 一時預かりのみ

事業カルテ(使用料)

担当課 防災安全課

施設名	生駒駅前第1自転車駐車場
-----	--------------

1 施設の概要

開設年度	昭和 59 年度	※「4 事業の沿革、変遷等」にも記載してください。								
設置目的	(当該施設を運営することによって何をめざすのか) 道路効用の保持及び道路交通の円滑化を図り、あわせて自転車等利用者の利便に資するため									
運営形態	<input type="checkbox"/> 直営									
	<input checked="" type="checkbox"/> 指定管理									
	指定管理者	公益社団法人生駒市シルバー人材センター								
	指定管理期間	平成28年4月1日～令和3年3月31日								
他市の状況	<input type="checkbox"/> 他市では同様の施設がない。									
	<input type="checkbox"/> 他市でも同様の施設は少ない。									
	<input checked="" type="checkbox"/> 全ての市ではないが、多くの市に同様の施設がある。									
	<input type="checkbox"/> 全ての市に同様の施設がある。									
施設規模	使用区分	延床面積			収容可能台数					
	自転車駐車場	688.54㎡			572台					
利用状況	使用区分	利用年度	開館日数	利用実績						
				1日あたりの稼働率	うち減免を除く稼働率	1年間あたりの稼働率	うち減免を除く稼働率			
	駐車場(一時預かり台数)	平成28年度	363			29,270台				
		平成29年度	362			28,347台				
		平成30年度	362			29,944台				
	駐車場(定期契約台数)	平成28年度	363			1269台				
		平成29年度	362			1267台				
		平成30年度	362			1186台				
		平成28年度								
		平成29年度								
		平成30年度								
		平成28年度								
		平成29年度								
	平成30年度									
コスト状況	年度	収入(千円)					支出(千円)			収入/支出
		市が徴収		指定管理者が徴収(貸館)			修繕費	施設管理費・指定管理料	市債償還金	
		貸館	イベント等	第三者から徴収		自主事業				
	市に納入			指定管理者の収入	市に納入 ※1	指定管理者の収入 ※2				
	平成28年度			8,394			0			#DIV/0!
	合計				8,394				0	
	平成29年度			7,880			177	120		2653.2%
	合計				7,880				297	
	平成30年度			7,881			273	480		1046.6%
	合計				7,881				753	

※指定管理者による自主事業に係る収支は原則として除いてください。ただし、自主事業に係る収入のうち、施設利用料として指定管理者が市に納入する部分の額があれば当該金額を「指定管理者が徴収」の自主事業※1欄に記入してください。また、利用料金制を採用している場合は、施設使用料に該当する額を※2欄に記入してください。

2 使用料の概要

根拠法令	生駒市自転車駐車場条例
積算根拠	一時利用 自転車 70円 原付自転車及び自動二輪車 90cc以下のもの 100円 90ccを超えるもの 120円 定期利用 別表
条例で定め た使用料を 徴収してい るか	<input checked="" type="checkbox"/> 徴収している
	<input type="checkbox"/> 徴収していない 徴収していない理由

3 使用料の課題(料金設定、時間区分、市内・市外の使用料等について、現在生じている課題、今後継続するにあたり懸念される課題)とその改善策

他市と比較して低額な料金設定と考える。

4 事業・使用料の沿革、変遷等

設置目的を達成するため、昭和59年4月開設した。周辺既施設の使用料を参考とした。

【使用料診断】

使用料の今後の方向性	<input checked="" type="checkbox"/> 見直し	<input type="checkbox"/> 現状で継続
------------	---	--------------------------------



【使用料の見直し案】

受益者負担の改善	他市の同様施設と比較して低額な使用料を改定する。
その他の改善	

【総合所見】

現在、駅前第1、2及び駅南を指定管理者制度、駅北、駅前第4及び谷田第2を管理運営委託としているが、全ての施設を指定管理者制度とし、他市の同様施設と比較して低額な使用料を改定する。

※利用台数及び収入は駅前第2と合算(駅前第1に記載)
※利用状況の定期契約台数は1ヶ月分と3カ月分の内訳不明

事業カルテ(使用料)

担当課 防災安全課

施設名	生駒駅前第2自転車駐車場
-----	--------------

1 施設の概要

開設年度	昭和 60 年度	※「4 事業の沿革、変遷等」にも記載してください。	
設置目的	(当該施設を運営することによって何をめざすのか) 道路効用の保持及び道路交通の円滑化を図り、あわせて自転車等利用者の利便に資するため		
運営形態	<input type="checkbox"/> 直営		
	<input checked="" type="checkbox"/> 指定管理		
	指定管理者	公益社団法人生駒市シルバー人材センター	
	指定管理期間	平成28年4月1日～令和3年3月31日	
他市の状況	<input type="checkbox"/> 他市では同様の施設がない。		
	<input type="checkbox"/> 他市でも同様の施設は少ない。		
	<input checked="" type="checkbox"/> 全ての市ではないが、多くの市に同様の施設がある。		
	<input type="checkbox"/> 全ての市に同様の施設がある。		
施設規模	使用区分	延床面積	収容可能台数
	自転車駐車場	94.5㎡	88台

利用状況	使用区分	利用年度	開館日数	利用実績			
				1日あたりの稼働率	うち減免を除く稼働率	1年間あたりの稼働率	うち減免を除く稼働率
				駐車場(一時預かり台数)	平成28年度		
	平成29年度						
	平成30年度						
駐車場(定期契約台数)	平成28年度						
	平成29年度						
	平成30年度						
	平成28年度						
	平成29年度						
	平成30年度						
	平成28年度						
	平成29年度						
	平成30年度						

コスト状況	年度	収入(千円)						支出(千円)			収入/支出
		市が徴収		指定管理者が徴収(貸館)				修繕費	施設管理費・指定管理料	市債償還金	
		貸館	イベント等	第三者から徴収		自主事業					
				市に納入	指定管理者の収入	市に納入 ※1	指定管理者の収入 ※2				
平成28年度										#DIV/0!	
合計											
平成29年度										#DIV/0!	
合計											
平成30年度										#DIV/0!	
合計											

※指定管理者による自主事業に係る収支は原則として除いてください。ただし、自主事業に係る収入のうち、施設利用料として指定管理者が市に納入する部分の額があれば当該金額を「指定管理者が徴収」の自主事業※1欄に記入してください。また、利用料金制を採用している場合は、施設使用料に該当する額を※2欄に記入してください。

2 使用料の概要

根拠法令	生駒市自転車駐車場条例
積算根拠	一時利用 自転車 70円 原付自転車及び自動二輪車 90cc以下のもの 100円 90ccを超えるもの 120円 定期利用 別表
条例で定め た使用料を 徴収してい るか	<input checked="" type="checkbox"/> 徴収している
	<input type="checkbox"/> 徴収していない 徴収していない理由

3 使用料の課題(料金設定、時間区分、市内・市外の使用料等について、現在生じている課題、今後継続するにあたり懸念される課題)とその改善策

他市と比較して低額な料金設定と考える。

4 事業・使用料の沿革、変遷等

設置目的を達成するため、昭和60年4月開設した。周辺既施設の使用料を参考とした。

【使用料診断】

使用料の今後の方向性	<input checked="" type="checkbox"/> 見直し	<input type="checkbox"/> 現状で継続
------------	---	--------------------------------



【使用料の見直し案】

受益者負担の改善	他市の同様施設と比較して低額な使用料を改定する。
その他の改善	

【総合所見】

現在、駅前第1、2及び駅南を指定管理者制度、駅北、駅前第4及び谷田第2を管理運営委託としているが、全ての施設を指定管理者制度とし、他市の同様施設と比較して低額な使用料を改定する。

※利用台数及び収入は駅前第1と合算(駅前第1に記載)

事業カルテ(使用料)

担当課 防災安全課

施設名	生駒駅南自転車駐車場
-----	------------

1 施設の概要

開設年度	平成 5 年度	※「4 事業の沿革、変遷等」にも記載してください。							
設置目的	(当該施設を運営することによって何をめざすのか) 道路効用の保持及び道路交通の円滑化を図り、あわせて自転車等利用者の利便に資するため								
運営形態	<input type="checkbox"/> 直営								
	<input checked="" type="checkbox"/> 指定管理								
	指定管理者	公益社団法人生駒市シルバー人材センター							
	指定管理期間	平成28年4月1日～令和3年3月31日							
他市の状況	<input type="checkbox"/> 他市では同様の施設がない。								
	<input type="checkbox"/> 他市でも同様の施設は少ない。								
	<input checked="" type="checkbox"/> 全ての市ではないが、多くの市に同様の施設がある。								
	<input type="checkbox"/> 全ての市に同様の施設がある。								
施設規模	使用区分	延床面積			収容可能台数				
	自転車駐車場	1210.75㎡			462台				
利用状況	使用区分	利用年度	開館日数	利用実績					
				1日あたりの稼働率	うち減免を除く稼働率	1年間あたりの稼働率	うち減免を除く稼働率		
	駐車場(一時預かり台数)	平成28年度	363			12,127台			
		平成29年度	362			11,038台			
		平成30年度	362			10,842台			
	駐車場(定期契約台数)	平成28年度	363			320台			
		平成29年度	362			401台			
		平成30年度	362			462台			
		平成28年度							
		平成29年度							
		平成30年度							
		平成28年度							
		平成29年度							
	平成30年度								
コスト状況	年度	収入(千円)				支出(千円)			収入/支出
		市が徴収		指定管理者が徴収(貸館)		修繕費	施設管理費・指定管理料	市償還金	
		貸館	イベント等	第三者から徴収	自主事業				
			市に納入	指定管理者の収入	市に納入 ※1	指定管理者の収入 ※2			
	平成28年度			2,419					#DIV/0!
	合計				2,419				0
	平成29年度			2,533					#DIV/0!
	合計				2,533				0
	平成30年度			2,560					#DIV/0!
	合計				2,560				0

※指定管理者による自主事業に係る収支は原則として除いてください。ただし、自主事業に係る収入のうち、施設利用料として指定管理者が市に納入する部分の額があれば当該金額を「指定管理者が徴収」の自主事業※1欄に記入してください。また、利用料金制を採用している場合は、施設使用料に該当する額を※2欄に記入してください。

2 使用料の概要

根拠法令	生駒市自転車駐車場条例
積算根拠	一時利用 自転車 70円 原付自転車及び自動二輪車 90cc以下のもの 100円 90ccを超えるもの 120円 定期利用 別表
条例で定め た使用料を 徴収してい るか	<input checked="" type="checkbox"/> 徴収している
	<input type="checkbox"/> 徴収していない 徴収していない理由

3 使用料の課題(料金設定、時間区分、市内・市外の使用料等について、現在生じている課題、今後継続するにあたり懸念される課題)とその改善策

他市と比較して低額な料金設定と考える。

4 事業・使用料の沿革、変遷等

設置目的を達成するため、平成5年4月開設した。周辺既施設の使用料を参考とした。

【使用料診断】

使用料の今後の方向性	<input checked="" type="checkbox"/> 見直し	<input type="checkbox"/> 現状で継続
------------	---	--------------------------------



【使用料の見直し案】

受益者負担の改善	他市の同様施設と比較して低額な使用料を改定する。
その他の改善	

【総合所見】

現在、駅前第1、2及び駅南を指定管理者制度、駅北、駅前第4及び谷田第2を管理運営委託としているが、全ての施設を指定管理者制度とし、他市の同様施設と比較して低額な使用料を改定する。

※利用状況の定期契約台数は1ヶ月分と3カ月分の内訳不明

事業カルテ(使用料)

担当課 防災安全課

施設名 生駒駅北自転車駐車場

1 施設の概要

開設年度	平成 8 年度	※「4 事業の沿革、変遷等」にも記載してください。							
設置目的	(当該施設を運営することによって何をめざすのか) 道路効用の保持及び道路交通の円滑化を図り、あわせて自転車等利用者の利便に資するため								
運営形態	<input type="checkbox"/> 直営								
	<input type="checkbox"/> 指定管理								
	指定管理者								
	指定管理期間								
他市の状況	<input type="checkbox"/> 他市では同様の施設がない。								
	<input type="checkbox"/> 他市でも同様の施設は少ない。								
	<input checked="" type="checkbox"/> 全ての市ではないが、多くの市に同様の施設がある。								
	<input type="checkbox"/> 全ての市に同様の施設がある。								
施設規模	使用区分	延床面積			収容可能台数				
	自転車駐車場	474.35㎡			182台				
利用状況	使用区分	利用年度	開館日数	利用実績					
				1日あたりの稼働率	うち減免を除く稼働率	1年間あたりの稼働率	うち減免を除く稼働率		
	駐車場(一時預かり台数)	平成28年度	366			50.411台			
		平成29年度	365			49.418台			
		平成30年度	365			49.259台			
		平成28年度							
		平成29年度							
		平成30年度							
		平成28年度							
		平成29年度							
		平成30年度							
	平成28年度								
	平成29年度								
平成30年度									
コスト状況	年度	収入(千円)				支出(千円)			収入/支出
		市が徴収		指定管理者が徴収(貸館)		修繕費	施設管理費・指定管理料	市債償還金	
	貸館	イベント等	第三者から徴収		自主事業				
			市に納入	指定管理者の収入	市に納入 ※1	指定管理者の収入 ※2			
	平成28年度			5,041			4,563		110.5%
	合計			5,041			4,563		
	平成29年度			4,941			4,118		120.0%
	合計			4,941			4,118		
	平成30年度			4,925			4,118		119.6%
	合計			4,925			4,118		

※指定管理者による自主事業に係る収支は原則として除いてください。ただし、自主事業に係る収入のうち、施設利用料として指定管理者が市に納入する部分の額があれば当該金額を「指定管理者が徴収」の自主事業※1欄に記入してください。また、利用料金制を採用している場合は、施設使用料に該当する額を※2欄に記入してください。

2 使用料の概要

根拠法令	
積算根拠	一時利用 自転車・原付 100円
条例で定め た使用料を 徴収してい るか	<input type="checkbox"/> 徴収している
	<input type="checkbox"/> 徴収していない 徴収していない理由

3 使用料の課題(料金設定、時間区分、市内・市外の使用料等について、現在生じている課題、今後継続するにあたり懸念される課題)とその改善策

他市と比較して低額な料金設定と考える。

4 事業・使用料の沿革、変遷等

設置目的を達成するため、平成9年3月開設した。周辺既施設の使用料を参考とした。

【使用料診断】

使用料の今後の方向性	<input checked="" type="checkbox"/> 見直し	<input type="checkbox"/> 現状で継続
------------	---	--------------------------------



【使用料の見直し案】

受益者負担の改善	他市の同様施設と比較して低額な使用料を改定する。
その他の改善	

【総合所見】

現在、駅前第1、2及び駅南を指定管理者制度、駅北、駅前第4及び谷田第2を管理運営委託としているが、全ての施設を指定管理者制度とし、他市の同様施設と比較して低額な使用料を改定する。

※利用状況 一時預かりのみ

事業カルテ(使用料)

担当課 防災安全課

施設名	生駒駅前第4自転車駐車場(谷田自転車駐車場)
-----	------------------------

1 施設の概要

開設年度	昭和 62 年度	※「4 事業の沿革、変遷等」にも記載してください。							
設置目的	(当該施設を運営することによって何をめざすのか) 道路効用の保持及び道路交通の円滑化を図り、あわせて自転車等利用者の利便に資するため								
運営形態	<input type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 指定管理 指定管理者 指定管理期間 <input checked="" type="checkbox"/> 運営委託								
他市の状況	<input type="checkbox"/> 他市では同様の施設がない。 <input type="checkbox"/> 他市でも同様の施設は少ない。 <input checked="" type="checkbox"/> 全ての市ではないが、多くの市に同様の施設がある。 <input type="checkbox"/> 全ての市に同様の施設がある。								
施設規模	使用区分	延床面積			収容可能台数				
	自転車駐車場	294.5㎡			173台				
利用状況	使用区分	利用年度	開館日数	利用実績					
				1日あたりの稼働率	うち減免を除く稼働率	1年間あたりの稼働率	うち減免を除く稼働率		
	駐車場(一時預かり台数)	平成28年度	366			58,133台			
		平成29年度	365			57,739台			
		平成30年度	365			56,553台			
		平成28年度							
		平成29年度							
		平成30年度							
		平成28年度							
		平成29年度							
		平成30年度							
	平成28年度								
	平成29年度								
平成30年度									
コスト状況	年度	収入(千円)				支出(千円)			収入/支出
		市が徴収		指定管理者が徴収(貸館)		修繕費	施設管理費・指定管理料	市債償還金	
	貸館	イベント等	第3者から徴収		自主事業				
			市に納入	指定管理者の収入	市に納入※1	指定管理者の収入※2			
	平成28年度			5,813			0	#DIV/0!	
	合計			5,813			0		
	平成29年度			5,773			69	8366.7%	
合計			5,773			69			
平成30年度			5,655			277	2041.5%		
合計			5,655			277			

※指定管理者による自主事業に係る収支は原則として除いてください。ただし、自主事業に係る収入のうち、施設利用料として指定管理者が市に納入する部分の額があれば当該金額を「指定管理者が徴収」の自主事業※1欄に記入してください。また、利用料金制を採用している場合は、施設使用料に該当する額を※2欄に記入してください。

2 使用料の概要

根拠法令	
積算根拠	一時利用 自転車・原付 100円
条例で定め た使用料を 徴収してい るか	<input type="checkbox"/> 徴収している
	<input type="checkbox"/> 徴収していない 徴収していない理由

3 使用料の課題(料金設定、時間区分、市内・市外の使用料等について、現在生じている課題、今後継続するにあたり懸念される課題)とその改善策

他市と比較して低額な料金設定と考える。

4 事業・使用料の沿革、変遷等

設置目的を達成するため、昭和62年6月開設した。周辺既施設の使用料を参考とした。

【使用料診断】

使用料の今後の方向性	<input checked="" type="checkbox"/> 見直し	<input type="checkbox"/> 現状で継続
------------	---	--------------------------------



【使用料の見直し案】

受益者負担の改善	他市の同様施設と比較して低額な使用料を改定する。
その他の改善	

【総合所見】

現在、駅前第1、2及び駅南を指定管理者制度、駅北、駅前第4及び谷田第2を管理運営委託としているが、全ての施設を指定管理者制度とし、他市の同様施設と比較して低額な使用料を改定する。

※利用状況 一時預かりのみ

事業カルテ(使用料)

担当課 防災安全課

施設名 谷田第2自転車駐車場

1 施設の概要

開設年度	平成 11 年度	※「4 事業の沿革、変遷等」にも記載してください。							
設置目的	(当該施設を運営することによって何をめざすのか) 道路効用の保持及び道路交通の円滑化を図り、あわせて自転車等利用者の利便に資するため								
運営形態	<input type="checkbox"/> 直営								
	<input type="checkbox"/> 指定管理								
	指定管理者								
	指定管理期間								
	<input checked="" type="checkbox"/> 運営委託								
他市の状況	<input type="checkbox"/> 他市では同様の施設がない。								
	<input type="checkbox"/> 他市でも同様の施設は少ない。								
	<input checked="" type="checkbox"/> 全ての市ではないが、多くの市に同様の施設がある。								
	<input type="checkbox"/> 全ての市に同様の施設がある。								
施設規模	使用区分	延床面積		収容可能台数					
	自転車駐車場	250.75㎡		95台					
利用状況	使用区分	利用年度	開館日数	利用実績					
				1日あたりの稼働率	うち減免を除く稼働率	1年間あたりの稼働率	うち減免を除く稼働率		
	駐車場(一時預かり台数)	平成28年度	366			30,666台			
		平成29年度	365			31,698台			
		平成30年度	365			31,143台			
		平成28年度							
		平成29年度							
		平成30年度							
		平成28年度							
		平成29年度							
		平成30年度							
	平成28年度								
	平成29年度								
平成30年度									
コスト状況	年度	収入(千円)				支出(千円)			収入/支出
		市が徴収		指定管理者が徴収(貸館)		修繕費	施設管理費・指定管理料	市債償還金	
	貸館	イベント等	第3者から徴収		自主事業				
			市に納入	指定管理者の収入	市に納入※1	指定管理者の収入※2			
	平成28年度			3,066			2286		134.1%
	合計				3,066			2286	
	平成29年度			3,169			2286		138.6%
	合計				3,169			2286	
平成30年度			3,114			2286		136.2%	
合計				3,114			2286		

※指定管理者による自主事業に係る収支は原則として除いてください。ただし、自主事業に係る収入のうち、施設利用料として指定管理者が市に納入する部分の額があれば当該金額を「指定管理者が徴収」の自主事業※1欄に記入してください。また、利用料金制を採用している場合は、施設使用料に該当する額を※2欄に記入してください。

2 使用料の概要

根拠法令	
積算根拠	一時利用 自転車・原付 100円
条例で定め た使用料を 徴収してい るか	<input type="checkbox"/> 徴収している
	<input type="checkbox"/> 徴収していない
	徴収していない理由

3 使用料の課題(料金設定、時間区分、市内・市外の使用料等について、現在生じている課題、今後継続するにあたり懸念される課題)とその改善策

他市と比較して低額な料金設定と考える。

4 事業・使用料の沿革、変遷等

設置目的を達成するため、平成11年4月開設した。周辺既施設の使用料を参考とした。

【使用料診断】

使用料の今後の方向性	<input checked="" type="checkbox"/> 見直し	<input type="checkbox"/> 現状で継続
------------	---	--------------------------------



【使用料の見直し案】

受益者負担の改善	他市の同様施設と比較して低額な使用料を改定する。
その他の改善	

【総合所見】

現在、駅前第1、2及び駅南を指定管理者制度、駅北、駅前第4及び谷田第2を管理運営委託としているが、全ての施設を指定管理者制度とし、他市の同様施設と比較して低額な使用料を改定する。

※利用状況 一時預かりのみ

事業カルテ(使用料)

担当課 防災安全課

施設名 生駒駅前第5自転車駐車場(東新町自転車駐車場)

1 施設の概要

開設年度	平成 2 年度	※「4 事業の沿革、変遷等」にも記載してください。								
設置目的	(当該施設を運営することによって何をめざすのか) 道路効用の保持及び道路交通の円滑化を図り、あわせて自転車等利用者の利便に資するため									
運営形態	<input type="checkbox"/> 直営									
	<input type="checkbox"/> 指定管理									
	指定管理者									
	指定管理期間									
他市の状況	<input type="checkbox"/> 他市では同様の施設がない。									
	<input type="checkbox"/> 他市でも同様の施設は少ない。									
	<input checked="" type="checkbox"/> 全ての市ではないが、多くの市に同様の施設がある。									
	<input type="checkbox"/> 全ての市に同様の施設がある。									
施設規模	使用区分	延床面積		収容可能台数						
	自転車駐車場	249.4㎡		108台						
利用状況	使用区分	利用年度	開館日数	利用実績						
				1日あたりの稼働率	うち減免を除く稼働率	1年間あたりの稼働率	うち減免を除く稼働率			
	駐車場(一時預かり台数)	平成28年度								
		平成29年度								
		平成30年度								
		平成28年度								
		平成29年度								
		平成30年度								
		平成28年度								
		平成29年度								
		平成30年度								
		平成28年度								
		平成29年度								
平成30年度										
コスト状況	年度	収入(千円)				支出(千円)			収入/支出	
		市が徴収		指定管理者が徴収(貸館)		修繕費	施設管理費・指定管理料	市債償還金		
	貸館	イベント等	第3者から徴収		自主事業					
			市に納入	指定管理者の収入	市に納入 ※1	指定管理者の収入 ※2				
	平成28年度								#DIV/0!	
	合計									
	平成29年度									#DIV/0!
	合計									
平成30年度									#DIV/0!	
合計										

※指定管理者による自主事業に係る収支は原則として除いてください。ただし、自主事業に係る収入のうち、施設利用料として指定管理者が市に納入する部分の額があれば当該金額を「指定管理者が徴収」の自主事業※1欄に記入してください。また、利用料金制を採用している場合は、施設使用料に該当する額を※2欄に記入してください。

2 使用料の概要

根拠法令	
積算根拠	
条例で定め た使用料を 徴収してい るか	<input type="checkbox"/> 徴収している
	<input type="checkbox"/> 徴収していない
	徴収していない理由

3 使用料の課題(料金設定、時間区分、市内・市外の使用料等について、現在生じている課題、今後継続するに当たり懸念される課題)とその改善策

他市と比較して低額な料金設定と考える。

4 事業・使用料の沿革、変遷等

設置目的を達成するため、昭和59年4月開設した。周辺既施設の使用料を参考とした。

【使用料診断】

使用料の今後の方向性	<input type="checkbox"/> 見直し	<input type="checkbox"/> 現状で継続
------------	------------------------------	--------------------------------



【使用料の見直し案】

受益者負担の改善	
その他の改善	

【総合所見】

令和元年度 廃止予定

事業カルテ(使用料)

担当課 環境保全課

施設名	市営火葬場
-----	-------

1 施設の概要

開設年度	1971	年度	※「4 事業の沿革、変遷等」にも記載してください。						
設置目的	(当該施設を運営することによって何をめざすのか) 「墓地、埋葬等に関する法律」に基づき、火葬を行うために設置。								
運営形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 指定管理								
	<input type="checkbox"/> 指定管理者 指定管理期間								
	<input type="checkbox"/> 運営委託								
他市の状況	<input type="checkbox"/> 他市では同様の施設がない。 <input type="checkbox"/> 他市でも同様の施設は少ない。 <input checked="" type="checkbox"/> 全ての市ではないが、多くの市に同様の施設がある。 <input type="checkbox"/> 全ての市に同様の施設がある。								
	使用区分	延床面積		利用可能人数					
	火葬場	160㎡		-					
待合所	36㎡		-						
燃料庫	7.2㎡		-						
再燃装置上屋	15㎡		-						
利用状況	使用区分	利用年度	開館日数	利用実績					
				1日あたりの稼働率	うち減免を除く稼働率	1年間あたりの稼働率	うち減免を除く稼働率		
	火葬	平成28年度	362			933件/年			
	火葬	平成29年度	362			942件/年			
	火葬	平成30年度	362			971件/年			
		平成28年度							
		平成29年度							
		平成30年度							
		平成28年度							
		平成29年度							
	平成30年度								
コスト状況	年度	収入(千円)				支出(千円)			収入/支出
		市が徴収		指定管理者が徴収(貸館)		修繕費	施設管理費・指定管理料	市債償還金	
	貸館	イベント等	第三者から徴収		自主事業				
			市に納入	指定管理者の収入	市に納入※1	指定管理者の収入※2			
	平成28年度	20,839	0			8,430	20,592	0	71.8%
	合計	20,839						29,022	
	平成29年度	20,616	0			10,698	18,242	0	71.2%
合計	20,616						28,940		
平成30年度	24,423	0			8,642	17,091	0	94.9%	
合計	24,423						25,733		

※指定管理者による自主事業に係る収支は原則として除いてください。ただし、自主事業に係る収入のうち、施設利用料として指定管理者が市に納入する部分の額があれば当該金額を「指定管理者が徴収」の自主事業※1欄に記入してください。また、利用料金制を採用している場合は、施設使用料に該当する額を※2欄に記入してください。

2 使用料の概要

根拠法令	墓地、埋葬等に関する法律、生駒市火葬場条例
積算根拠	具体的な根拠はなし。
条例で定めた使用料を徴収しているか	<input checked="" type="checkbox"/> 徴収している
	<input type="checkbox"/> 徴収していない 徴収していない理由

3 使用料の課題(料金設定、時間区分、市内・市外の使用料等について、現在生じている課題、今後継続するに当たり懸念される課題)とその改善策

建築後40年以上が経過し、火葬炉の補修など緊急性のある修繕の頻度が増えていることから、市民の利用枠を1日3件分確保した上で、5炉あるうちの1炉を休止させる延命措置を図っている。
今後についても、高齢化に伴う火葬場利用件数の増加が見込まれる中、市外利用を抑制するため、市外利用の火葬場使用料を他市と比較し高額に設定している。

4 事業・使用料の沿革、変遷等

本市火葬場は、昭和47年に設置されて以来、年始の3日間を除き、切れ目なく稼働し、毎年度概ね1,000件近くの利用がある。平成26年7月1日の条例改正以降、現在の火葬場使用料となっている。

【使用料診断】

使用料の今後の方向性	<input checked="" type="checkbox"/> 見直し	<input type="checkbox"/> 現状で継続
------------	---	--------------------------------



【使用料の見直し案】

受益者負担の改善	
その他の改善	火葬場の整備を検討しており、整備が完了した際には使用料の引き上げを行わなければならない。

【総合所見】

現状で妥当であるが、火葬場整備が実施された際には使用料の引き上げを行わなければならない。

事業カルテ(使用料)

担当課 商工観光課

施設名 生駒市テレワーク&インキュベーションセンターイコマド

1 施設の概要

開設年度	平成28年度	年度	※「4 事業の沿革、変遷等」にも記載してください。							
設置目的	(当該施設を運営することによって何をめざすのか) 子育てと仕事の両立を支援し、多様な働き方の推進に努め、ワークライフバランスの実現を図り、新たな雇用創出や人材誘致等に繋げることを目的として設置									
運営形態	<input type="checkbox"/> 直営 <input checked="" type="checkbox"/> 指定管理									
	指定管理者	株式会社ワイズスタッフ								
	指定管理期間	平成29年4月から令和4年3月								
他市の状況	<input type="checkbox"/> 他市では同様の施設がない。 <input checked="" type="checkbox"/> 他市でも同様の施設は少ない。 <input type="checkbox"/> 全ての市ではないが、多くの市に同様の施設がある。 <input type="checkbox"/> 全ての市に同様の施設がある。									
	施設規模	使用区分	延床面積	利用可能人数						
		オフィスルーム	82.99㎡	32人(7室合計)						
コワーキングスペース		オープンスペースとセミナールーム合計で約123㎡(利用目的による可動式)。この中に、3名分のコワーキングブースを設置(可動式)	3人							
オープンスペース			オープンスペースとセミナールーム合計で23人							
セミナールーム										
利用状況	使用区分	利用年度	開館日数	利用実績						
				1日あたりの稼働率	うち減免を除く稼働率	1年間あたりの稼働率	うち減免を除く稼働率			
	オフィスルーム	平成28年度								
		平成29年度	246				8.11%			
		平成30年度	267				21.46%			
	コワーキングスペース	平成28年度								
		平成29年度	252				5.21%			
		平成30年度	267				8.88%			
	オープンスペース	平成28年度								
		平成29年度	252				2.01%			
平成30年度		267				14.43%				
セミナールーム	平成28年度									
	平成29年度	252				8.72%				
	平成30年度	267				11.47%				
コスト状況(単位:千円)	年度	収入(千円)				支出(千円)			収入/支出	
		市が徴収		指定管理者が徴収(貸館)		修繕費	施設管理費・指定管理料	市債償還金		
		貸館	イベント等	第三者から徴収						自主事業
	市に納入			指定管理者の収入	市に納入※1				指定管理者の収入※2	
	平成28年度 直営						20,637 ※1 1,646 ※2	0	#DIV/0!	
	合計									
	平成29年度			789		356	8 もやい館全体の修繕費	1,869 もやい館全体の管理費	0	61.0%
	合計					1,145		1,877		
	平成30年度			2,117		807	464 もやい館全体の修繕費	1,944 もやい館全体の管理費	0	121.4%
	合計					2,924		2,408		

※1施設整備と体制構築、オープニングイベント等企画運営全て込みの委託金額 ※2もやい館全体の1年間(イコマド開所前を含む)の管理費

※指定管理者による自主事業に係る収支は原則として除いてください。ただし、自主事業に係る収入のうち、施設利用料として指定管理者が市に納入する部分の額があれば当該金額を「指定管理者が徴収」の自主事業※1欄に記入してください。また、利用料金制を採用している場合は、施設使用料に該当する額を※2欄に記入してください。

2 使用料の概要

根拠法令	生駒市テレワーク&インキュベーション条例
積算根拠	他市との均衡、各施設の利用状況、指定管理者の独立採算制を考慮
条例で定めた使用料を徴収しているか	<input checked="" type="checkbox"/> 徴収している
	<input type="checkbox"/> 徴収していない 徴収していない理由

3 使用料の課題(料金設定、時間区分、市内・市外の使用料等について、現在生じている課題、今後継続するに当たり懸念される課題)とその改善策

条例の範囲内で、使用料割引に関する各種キャンペーンを実施、新たな利用者や、長期利用契約の獲得に貢献している。また、各種イベントを実施し、施設の知名度アップおよび利用者増につなげている。
しかし、施設利用料に自主事業収入を合わせても経費を賄いきれず、引き続き指定管理者の赤字運営となっている。

4 事業・使用料の沿革、変遷等

平成28年3月、子育てと仕事の両立を支援し、多様な働き方の推進に努め、ワークライフバランスの実現を図り、新たな雇用創出や人材誘致等に繋げることを目的として開所。(施設整備と体制構築、オープニングイベント等企画運営を委託 平成29年3月31日まで)
平成29年4月より、利用者へのサービス向上と効率的な管理運営のため、指定管理者制度を導入。プロポーザル方式にて、(株)ワイズスタッフが指定管理者となった。
施設の周知や利用者増を目的とした自主事業、企業による利用を促進するための営業活動やイベント実施などの取組みを積極的に行い、実績を上げているが、指定管理料が0円ということもあり、現時点では指定管理者の赤字運営となっている。

【使用料診断】

使用料の今後の方向性	<input type="checkbox"/> 見直し	<input checked="" type="checkbox"/> 現状で継続
------------	------------------------------	---



【使用料の見直し案】

受益者負担の改善	
その他の改善	

【総合所見】

開所以降、平成29年度までは、施設周知のため、市により大小さまざまなイベント等を実施。平成30年度からは、主に指定管理者による自主事業や、各種キャンペーンの実施により、確実に利用者数を伸ばしている。またオフィスルールの長期利用契約者も順調に増えている。

さらに、イコマドをきっかけとした起業家や、マルシェの発足など地域の活性化にも貢献している。
運営継続の為、指定管理者の黒字化が最大の課題であるが、使用料指定管理料0円では限界も感じられ、使用料のみ問題ではないと考える。